【獣医師広報板　電子図書】

爬虫両生類における外来種問題に関する意識調査と、その方法論的課題

佐　藤　　忍

放送大学大学院　　文化科学研究科

総合文化プログラム（環境システム科学群）

修士論文

2005年12月

修　士　論　文　要　旨

学生氏名　　佐藤　忍
所属ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ　総合文化
（環境ｼｽﾃﾑ科学郡）

外来生物とは、人為により本来の分布域ではない場所に連れてこられ、そこで定着した生物であり、今日これらの中には生態系の撹乱・生物多様性の損失など重大な影響を及ぼしている生物が多い。わが国においてこれらの問題解決は、「2010年目標」に掲げる生物多様性の喪失速度の大幅抑止に繋がる重要施策の一つである。そして、外来種問題の法的整備内容は、飼養・輸入等の行為に対する規制事項が主内容であり、利用者など個人また関係機関への周知徹底や教育普及がことさら必要であると考える。さらに、外国産・爬虫両生類は甲虫・観賞魚・ザリガニ類・小型哺乳類等とともに、いわゆるエキゾチックペットの主流を成し、密輸やオークションなどに象徴される市場自体の持つ問題性や、飼育者の個人的な意思で行われる遺棄が外来種問題の発生原因の一部を形成している。

このような観点より、インターネット上で爬虫類飼育者向けアンケートサイトを立ち上げ、自記方式により、飼育像及び飼育者の意識を包括的に捉える作業及び分析を行った（2005年5月から8月）。この調査では、数値データ以上に膨大な自由意見を集約することができた。また、外来種問題に様々な立場で関わる見識者へのインタビューも同時期に並行して行い、鳥瞰的・微視的な問題把握と解決の道筋を求めた。

これらのデータを系統的に考察すると、以下の結果を得た。野生動物の個人飼育は原則的に行うべきでなく、そこに横たわる様々な理由も含め教育普及を行う必要がある。しかしながら現実にある個人飼育をどう理解するかという意味で、政策執行者は「愛玩目的の飼養者」に対し、本来の「協働して問題を解決する主体」であるという認識の原点に立つ必要がある。

（キーワード：外来生物、2010年目標、生物多様性、外国産爬虫両生類、エキゾチックペット）

Abstract　Alien species are living organisms that are artificially brought and established in places that do not constitute their natural habitat. Recently, some of the species have caused serious damage to both ecosystems and biodiversity. Determining a solution to these programs that will deter the speed of losses to biodiversity is one of the important measures related to the 2010 global target that was adopted by decision. The objective of the Invasive Alien Species Act is to regulate various actions such as the raising, transporting, and importing of these species. Therefore, information and awareness are extremely important to accomplish this.

On the other hand, the imported reptiles and amphibians, along with beetles, ornamental fishes, crayfishes, and small mammals, form a part of the exotic pets market. We suppose that the Invasive Alien Species Act was established in order to address issues prevalent in this particular market—for example, smuggling and auctions. In addition, the abandonment of the imported reptiles and amphibians occurs according to the wishes of individuals that have looked after them as pets.

Keeping these points in mind, I uploaded questionnaires on the website. These questionnaires were administered to people who kept these animals as pets. I analyzed their awareness and respective stances (April–August 2005). Through this research, I was able to obtain a large number of written statements regarding people's views as opposed to the mere collection of numerical data.

In addition, at the same time as I conducted the above research, I interviewed the concerned persons at different levels with regard to these issues, and obtained a solution to and an understanding of these programs, through the adoption of both bird's-eye and microscopic views of the issues.

Consequently, I came to the conclusion that individuals should not keep wild animals as pets and that extensive studies of these programs should be conducted keeping in mind these basic important factors. However, in order to understand how these programs work in realty, one should go back to the basics and consider these people as collaboration partners of these settlements.

(**Keywords**: alien species, the 2010 global target, biodiversity, foreign reptiles and amphibians, exotic pets)

目　次

第1章　序論 ―― 1
第2章　調査目的 ―― 2
2－1. 個人飼育者向けネットアンケート ―― 2
2-1-1. 目的 ―― 2
2-1-2. 背景 ―― 2
2-1-3. 執行部局における爬虫類飼育者への見解 ―― 2
2-1-4. 先行研究 ―― 2
2-1-5. 分析対象項目 ―― 2
2－2. 見識者への直接聞取り ―― 3
2-2-1. 目的 ―― 3
2-2-2. 背景 ―― 3
2-2-3. 執行部局における利益関係者への見解 ―― 3
2-2-4. 執行部局における研究者等への見解 ―― 3
2-2-5. 先行研究等 ―― 3
2-2-6. 分析対象項目 ―― 3
第3章　調査方法 ―― 4
3－1. 個人飼育者向けネットアンケート ―― 4
3-1-1. 調査時期 ―― 4
3-1-2. 調査対象者 ―― 4
3-1-3. 調査方法 ―― 4
3－2. 見識者への直接聞取り ―― 4
3-2-1. 調査時期 ―― 4
3-2-2. 調査対象者 ―― 4
3-2-3. 調査方法 ―― 4
第4章　調査結果及び考察 ―― 4
4－1. 個人飼育者向けネットアンケート ―― 4
4－2. 見識者への直接聞取り ―― 16
4-2-1. 外来生物指定後の遺棄動物の増減への推測意見 ―― 16
4-2-2. 今後の爬虫類飼育者実体数の増減への推測意見 ―― 18
4-2-3. 野生動物の飼育の是非に関する私論 ―― 19
4-2-4. 科学報道についての意見・感想 ―― 19

第5章　総合考察 ―― 22
5－1. 外来種問題に設定された3つの争点 ―― 22
5-1-1. 生物多様性保全の原則 ―― 22
5-1-2. 経済システムから見た外来生物問題 ―― 22
5-1-3. 文化の問題としての外来生物問題 ―― 22
5－2. 個人飼育文化について ―― 22
5-2-1. 仮説の設定（理解されにくい人々・理解されにくい文化） ―― 23
5-2-2. 仮説の検証 ―― 23
5-2-3. 検証結果の提示（飼育の本質について） ―― 25
5－3. カメの放生と外来生物法（個人飼育者おける遺棄の問題） ―― 26
5-3-1. 仮説の設定（放生の歴史と今日的認識） ―― 26
5-3-2. 仮説の検証 ―― 26
5-3-3.　検証結果の提示（放生への反省とモラル喚起について） ―― 27
5－4. 調査方法への回帰 ―― 27
5-4-1. 仮説の設定（ネット調査その他） ―― 27
5-4-2. 仮説の検証 ―― 27
5-4-3. 検証結果の提示 ―― 28
第6章　結論 ―― 29

参考文献 ―― 30

謝辞 ―― 31

参考 ―― 32
アンケート質問表　＊
アンケート回答内容一覧表　＊＊
小売店アンケート質問表　＊＊＊
小売店アンケート集計結果　＊＊＊＊

（注） ―― 32

第１章　序論

外来種の人為的な移入化により、野生生物種や生息環境が破壊・撹乱・減少等の影響を受ける例は、今や全世界的な現象であり、生物多様性条約（第8条）に位置づけられる最も重要な課題のひとつである。それぞれの野生生物の進化は環境に適合して適応放散によって成り立ってきた。しかし従来の環境に対して備えてきた防禦・反応をはるかに超えた外来生物による攻撃にはきわめて脆弱な部分があり、地域固有の希少な生物の保全が早急に行われなければならない。

わが国においても外来種問題は新・生物多様性国家戦略「第3の危機」と位置づけられ、中環審の審議・パブリックコメントの実施・再度の中環審答申を経て、現在「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下外来種法と略す）の成立に至った(2004.5.27)。このことにより細部には多数の問題点の指摘も抱えつつも、ある程度の法整備に至り、現在はそれらの論議および残されたテーマである教育普及活動が大きな課題として残っている。

ところで外来種問題に関する実態調査及び研究は、従来、個体及び個体群の分布状況、被害発生状況調査等が中心であり、それ以外の原因調査は行われている経緯は比較的少ない。

特に本論文の対象分野である、爬虫両生類に関する先行研究は、以下のとおりである。まず外来爬虫両生類の個体及び個体群の分布状況及び被害発生状況調査等に関する研究例としては、少数ながら存在する。次に、利用実態に関わる先行研究事例として、トラッフィックイーストアジアジャパンによる「日本における淡水ガメ・リクガメの市場調査(2005)」がある。

また、爬虫両生類飼育者の外来生物法に関する意識調査の先行事例としては、総理府「動物愛護に関する世論調査(2000)」のうちの「３．ペット飼育の是非について(1) 外国産野生動物の飼育」の調査結果に詳しい。また、ぶりくら事務局 1) による「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に関するアンケート調査結果報告書(2004)」がある。本論文の調査との共通点その他に関しては、後述する（第2章（1）4）。 さらに第6章「カメの放生と外来生物法」に関しての先行研究は、後藤康人「『放し亀』考～放生の歴史から現代に遺棄亀まで～(2003)」に詳しい。日本における爬虫両生類外来種問題の発生要因や社会的背景に関しては石橋徹「第3回移入種対策小委員会プログラム（ヒヤリング）観賞用爬虫類（カメ等）について（発言要旨）(2003)」がある。また、研究事例ではないが、爬虫類専門雑誌（現在国内5誌刊行）の各特集号において、外来生物法の紹介等を行う際に、飼育者である読者の意識を代表したニュアンスを読取ることが可能である（ビバリウムガイド 29 号(2005)・クリーパー 28 号(2005)・ハープライフ 2005 年6号(2005)）。さらにインターネットホームページにおいて、外来種問題を取り上げるウエッブサイトは複数あるが、中には爬虫両生類の消費量（輸入量）の統計データや各国におけるリスクアナリシスの実態に触れて考えを述べる者もいる。

さて、外来種問題の最善の解決策は問題を起こしている生物に対する「防禦（影響緩和）」以上に、人間の行為に対する規制が必要であるという意見もある。ここで発生源の一つとして飼い切れなくなった外来種ペットの遺棄や逸出による飼育動物の野生化防止などの原点こそが注目されるべきと言われている。そこで、本研究を展開する多くの部分が依拠しているデータベースである、「個人飼育者向けアンケート」による飼育者の全体像と今後の施策に生かすことの出来る（あるいは出来ない）意見に深く耳を傾けてほしい。そこには、なぜ遺棄による外来種問題が起こるのか、その背景は何か、あるいは異なる予測に基づく理論展開であるのか、などの回答が明確に用意されている。また特にもう一つ触れたいのは、ここで述べられている遺棄と逸出とは、行為主体が意図的であるか非意図的であるかの大きな相違があることを明確化しておく必要性を感じる点である。ただし、非常に客観的に環境自体を外観した場合、環境に与える付加・影響は同等であると言えないこともない。（参照；「移入種対策に関する措置のありかたについて（2000）」での「人間が意図的に放出したもの」「過失による野外に逸出してしまったもの」の区分による。）

「外来生物法」に基づく特定外来生物等の選定等は生物の分類群ごとに行われている。本稿における対象分野が爬虫両生類であるという理由も序論において触れる必要がある。それは外国産爬虫両生類が甲虫・観賞魚・ザリガニ類・小型哺乳類等とともにペット産業の中で顕著に現れるいわゆるエキゾチックペットの主流を成すという比較的消極的な理由である。

また、爬虫両生類の外来生物問題は、ペット飼育者の遺棄等を原因とする部分はその原因の一部に過ぎず、各種産業政策による意図的導入・建築資材への付着による導入など様々な非意図的要因も考えられる。しかし、本論において後述す

るように、その原因を市民の文化的行為との関連性のうちに考察する本稿の中で、他の要因における問題の発生については今回言及しない。

以上の理由により、今回収集・分析した爬虫類両生類ペット産業市場での主に消費の場における、個々人の意識の中に見られる多様性や一貫性を分析する作業結果が、現在進行している外来生物問題の解決に向けた諸政策に役立つ内容であると考える。

第２章　調査目的

本研究の基礎的データは主に２件の調査による。個人飼育者を対象としたインターネットアンケートと、多様な関係主体からの聞取りのデータである。なお、これらの調査の他に卸業者の協力により小売店を対象に行ったファクスによるアンケー調査もあるが、定量的な内容に対し集計規模が小さいという結果、論述の用途に供しないと判断した経緯がある（小売店調査の調査結果については Appendix 参照）。

２－１．個人飼育者向けネットアンケート

2-1-1. 目的

輸入･卸･販売･飼育という一連の流れの中の一段階としての飼育という場で、政策執行者がこれらの問題を取り巻く客観的状況を把握する際の一助になりうるための研究である。飼育者像及び飼育者の意識を包括的に捉える作業により分析を行う。

2-1-2. 背景

外来生物の問題解決、具体的には法運営上での指定種を決定する際などの議論の場で、不　足を感じるところの「科学的知見（学者による研究データ）」「社会的状況の分析」「普及啓発の実績」「違法行為への摘発の実働力」等があるが、これらのうちの第2番目と第3番目の事項の具体的展開でもある。

2-1-3. 執行部局における爬虫類飼育者への見解

第１章において既に述べたように 2000 年に総理府が行った「動物愛護に関する世論調査」の３．ペット飼育の是非について(1)外国産野生動物の飼育に関する統計数字では「ペットとして飼うべきでない」が 49.2%を示したという経過がある。また飼育者像としては「法律の規制等に関して比較的情報を得にくい立場にある愛玩目的の飼養者」（傍点は論者による、環境省特定外来生物専門家グループ会合用配布資料「特定外来生物をはじめとする外来生物の取扱いに関する普及啓発の考え方について（案）」より）として認識されている。また同省は利用者としての業界団体へのヒヤリングは僅かながら行っているが、一般飼育者層への聴き取りは皆無である。経済理論上での消費者層としての理解に留まり、数値的な過多のみを評価する傾向がある。もしくは、遺棄（＝放流）・逸出などの負の要素の行動主体と言うネガティブな捉え方であるといえよう。

2-1-4. 先行研究

前述の世論調査における、「外国産野生動物のペット飼育の是非」（SQ[回答票 10]は、ペット飼育全般の中に共通の問いを見出せるので、SQ 以外の設問も含め本調査との比較検討に値する。調査対象に関し、世論調査は国民全体、すなわち無作為抽出によって選ばれた全国の 20 歳以上 3000 人が対象：有効回収数 2190 人となっている点において飼育者を対象としている今回の調査とは大きな隔たりがあるが、問題の本質を鳥瞰的に分析する道具となりえる。なお、世論調査と本調査の重複点は、「野生動物のペット飼育の是非」以外にも、「飼育しているペットの種類」における「は虫類」項目、「ペットを飼っている理由」「ペットを飼わない理由」「ペット飼育がよい理由」「ペット飼育の問題点」「ペット飼育による迷惑」「飼えなくなったペットの処理」「ペットの安楽死」の数値データなど多岐に及ぶ。

また国内での爬虫類・両生類の繁殖・流通を目的とした団体「ぶりくら」が 2004 年 12 月にイベント会場を訪れた飼育者に対して行った外来生物法を中心とした設問のアンケート調査結果がある。ここで本調査との若干の相違点の考察を試みると、「ぶりくら」アンケートは、法制度そのものへの提言などの取り組みであり、本アンケートは輸入･卸･販売･飼育という一連の流れの中のワンステージとしての飼育という場で、飼育者像･飼育者の意識を包括的に捉える作業である。その中で外来生物法も当然触れるが、「ぶりくら」アンケートのように直接的なテーマではない。

また、外来生物関連の研究例としては、飼育自体とは離れるが日本人一般の動物観を扱った例として上野吉一「移入種への対応と動物福祉（動物観研究 N0.9、2004）」があり、駆除と動物福祉の重要性に触れている。同誌において、若生謙二「移入種への対応にあらわれる動物観」も水辺での遊びの通過儀礼として外来生物であるアメリカザリガニと日本の少年の触れ合いを記述している。

2-1-5. 分析対象項目

本調査の調査項目は以下のとおりである。

（表1）個人飼育者アンケートにおける問いの内容

QN0.		問いの内容
1	両生爬虫類飼育者の飼育の実態	飼育種
2		飼育頭数
3		国産・外国産等の種別
4		飼育暦
5		入手経路
6		エサ代
7		飼育理由
9		家族の同意
10	ﾈｶﾞﾃｨﾌﾞ要因	飼育上の不都合
12		飼育中断（仮定）後の行動予測
14	入手法	ネット販売
16		店舗販売
18	登録制	登録制
19	外来生物法	外来生物法の知識
20		外来生物法の考察（1）是非
22		外来生物法の考察（2）具体的内容
24		自分の特定外来種に指定されたら（仮定）の行動予測
26	関連法	ワシントン条約・種の保存法
30	属性	男女
31		年齢
32		職業
33		住所

本調査では、さらに以下の項目について特に明らかにしたい。

1）野生動物（外国産ペット）を個人の趣味として飼育するということに付随するリスク・アナリシスを個人が負うことに伴う問題点を飼育者はどこまで意識しているのか。

2）「人間が生物を飼育・鑑賞するということ」の願望やその根拠は読み取れるか、飼育者本人の動機・感情・意図とその継続性（遺棄について）はどうであるのか。

3）一般的な爬虫・両生類飼育者への偏見を飼育者本人はどのように考えているのか。

2－2．見識者への直接聴き取り

2-2-1. 目的

外来種問題に限らず、「飼育」を軸とした人と動物との付き合い方、その他の4項目への質問事項を、直接間接に関連する様々な立場の人々に質問し、問題の明確化を図る。

2-2-2. 背景

1）外来生物の問題解決、具体的には法運営上での指定種を決定する際などの議論の場で、不足を感じるところの「科学的知見」（学者による研究データ）「社会的状況の分析」「普及啓発の実績」「違法行為への摘発の実働力」等があるが、これらのうちの第2番目の事項（社会的状況の認識）の具体的展開でもある。

2）人選に関しては、外来生物問題に関わる立場にいる有識者とした。また選ばれた人が他の人も積極的に紹介をするなどの好意があった。

3）ここには、文字情報では覆えない、承諾の可否の反応、場の雰囲気等々がある。また承諾を拒否された人、応答のない人なども実際に存在する事実にもネガティブ・データとして意味があるが、ここでは詳述しない。

2-2-3. 執行部局における利益関係者への見解

「私たちを支えている」「時には有用な生物資源」を利用して「業を営む方」という認識であるが、法律施策としては「業界団体の協力」を得、「適正な利用に向けた普及啓発」を行うとなっている。また国は「ペット販売店」「飼育専門誌」を通じた情報提供・普及啓発をすすめる意思があるといえよう（以上環境省特定外来生物専門家グループ会合用配布資料「特定外来生物をはじめとする外来生物の取扱いに関する普及啓発の考え方について（案）(2005)」より）。

2-2-4. 執行部局における研究者等への見解

「外来生物の生物の分布や生態的特性等に関する基礎的な調査研究および防除や監視等に係る技術開発」および法導入により受ける影響などの「科学的知見」を徴収する対象との見解がある（以上「」内環境省「特定外来生物被害防止基本方針(2003)」による）。

2-2-5. 先行研究等

研究事例ではないが、環境省「平成14年度ペット動物流通販売実態調査報告書－哺乳類（犬・猫を除く）、鳥類、爬虫類の調査(2002)」における検討委員会における意見聴取があった（委員の所属氏名のみ公開）。また、同じく環境省自然環境局野生生物課が行った関係者への聴き取り調査「平成１５年度第３回移入種対策小委員会におけるヒアリングの概要(2003)」（公表）がある。カメ等の聴き取りへは安川雄一郎、石橋徹の両氏が応じている。

2-2-6. 今回の分析対象項目

本調査の設問項目は以下のとおりであった。

1）外来生物指定後の遺棄動物の増減への推測
2）今後の爬虫類飼育実体の増減への推測
3）野生動物の飼育の是非
4）科学報道についての意見

さらに本調査で以下の項目について特に明らかにしたい。（項目に対応した No. を付与した。）

1）外来生物法への婉曲な批判の有無
2）両生爬虫類ペット飼育市場への展望予測
3）両生爬虫類ペット飼育批判（飼育肯定）と自然保護重視とのバランス
4）科学ジャーナリズムのあるべき姿

第３章　調査方法

３－１．個人飼育者向けネットアンケート

3-1-1. 調査時期

調査時期は 2005 年4月より 2005 年8月にかけての5ヶ月間であった。

3-1-2. 調査対象者

全国の爬虫両生類個人飼育者のうち個人の自由な意思により回答に協力された方々とした。

3-1-3. 調査方法

インターネット上に本アンケート専用のホームページを作成し、検索エンジン各社に登録した。自記式により回答者から寄せられたデータは随時サーバ上に蓄積される。また多くの爬虫両生類関連サイトの掲示板へ宣伝を書き込んだこと、本調査の主旨を理解してもらえた数件のサイトへリンクを貼らせてもらったことが回答者よりの主要なアクセスルートであったと認識している。

３－2. 見識者への直接聴き取り

3-2-1. 調査時期

2005 年5月より 2005 年10月の6ヶ月間であった。

3-2-2. 調査対象者

輸入・卸業者・小売業者・ブリーダー業者・HP 管理者・研究者・自然史系博物館職員・動物園・水族館関係者・爬虫類雑誌社編集者・マスコミ関係者を任意に合計３２人抽出した。聴き取り対象者一覧は別表参照されたい。なお本表も含め、個人名や所属の情報は伏せてある。

（表2）見識者聴き取り対象者リスト

番号	肩書き	番号	肩書き	番号	肩書き
1	輸入・卸業者　A	12	研究者　C（爬虫類）	23	動物園職員　B（飼育課）
2	輸入・卸業者　B	13	研究者　D（爬虫類）	24	動物園職員　C（飼育課・両生類）
3	小売業者　A	14	研究者　E（獣医学）	25	動物園職員　D（獣医師）
4	小売業者　B	15	博物館職員　A（館長）	26	水族館職員　A（館長）
5	小売業者　C	16	博物館職員　B（哺乳類）	27	水族館職員　B（館長）
6	ブリーダー業者	17	博物館職員　C（哺乳類）	28	爬虫類雑誌社編集者　A
7	HP 管理者　A（ヘビ関係）	18	博物館職員　D（哺乳類）	29	爬虫類雑誌社編集者　B
8	HP 管理者　B（ヘビ関係）	19	博物館職員　E（魚類）	30	爬虫類雑誌社編集者　C
9	HP 管理者　C（カメ関係）	20	博物館職員　F（魚類）	31	獣医師（開業）
10	研究者　A（哺乳類）	21	博物館職員　G（植物）	32	マスコミ関係者（記者）
11	研究者　B（無脊椎動物）	22	動物園職員　A（飼育課）		

3-2-3. 調査方法

直接面接による聴き取りが主である。しかし、本人の都合による申し出により電子メール・封書等による回答も数件含まれる（32名中メール4名・封書2名・電話１名）。基本的な直接面接による聴き取り法は、事前に郵送もしくは面前で調査目的や依頼内容を示し、聴き取りの了解を得た上で、日時場所を設定後、所要時間30分から2、3時間要して意見を面前口頭で受け、メモ・IC テレコなどのツールで収集した。起こした文字原稿は数日後に郵送または電子メールで送付し、訂正等の校正を依頼した。返信受領後本人の指摘による誤りの訂正を行った。

第4章　調査結果及び考察

個人飼育者アンケート調査の特色は、爬虫両生類飼育者に対する大規模な調査であるという点である(325 名の回答)。環境省の行ったパブリック・コメント（2005 年4月５日集計）での「個別の種の選定に係る意見」での爬虫類・両生類関係の集計はわずか6件であった。

４－１．個人飼育者向けネットアンケート

両生爬虫類飼育者の飼育の実態に関する9問に対して、回答は以下のとおりであった。

(表3).(問1)あなたが飼育されている爬虫類、両生類の種類は何ですか。(複数回答可)(単位;人)

ヘビ類	80
水生カメ類	161
リクガメ類	93
トカゲ類	113
カエル類	55
サンショウウオ、イモリ類	71
その他	31

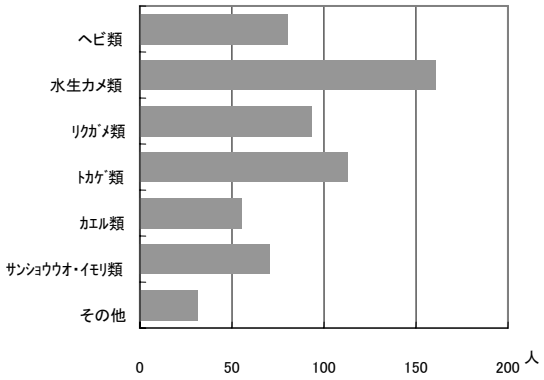

(図 1) 飼育種

(問1)水生カメ類飼育者が最多であるのは予想通りであった。ただし、データの偏りの要因ともいえる宣伝を行ったサイトの偏りが圧倒的にカメ関係であったにも関わらず、ヘビ類・トカゲ類の飼育者からの意見が聴取できたことは興味深い。

(表4)(問2)あなたの飼育されている爬虫類、両生類の頭数をお教え下さい。(単位;人)

1～3頭	151
4～10頭	86
11～99頭	81
100頭～199頭	4
200頭以上	3

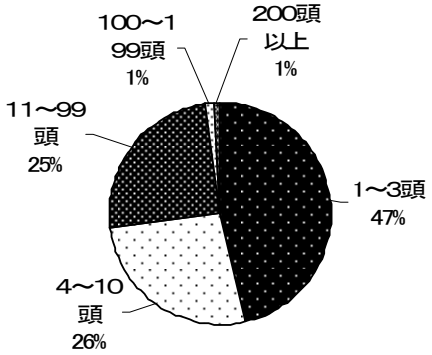

(図２)　飼育頭数

(問２)本調査の回答者は１～３頭という少ない個体の飼育者と 2 桁飼育者とが半々であるという概観を得た。

次に（問１）飼育種と（問２）飼育頭数との比率関連度の解析を行った。その結果、次の２点の傾向が判明した。１点目は１～３頭の少数飼育者は水生カメ飼育者が圧倒的に多いこと（図３）、２点目は１１～９９頭の多頭飼育者は、ヘビ類・リクガメ類・トカゲ類の飼育者によって占められることであった（図４、図５、図６）。

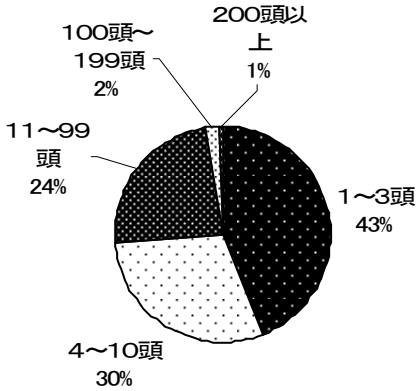

(図３)　水生カメ飼育者の飼育頭数

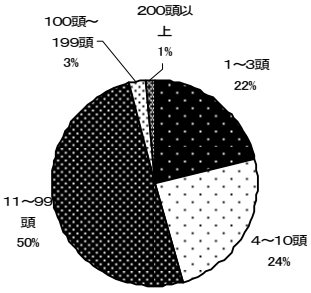

(図4)　ヘビ類飼育者の飼育頭数

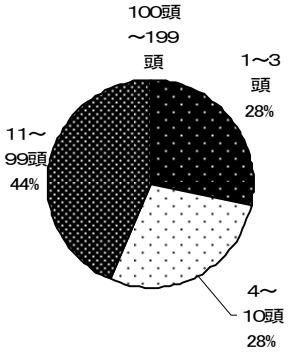

(図5)　リクガメ類飼育者の飼育頭数

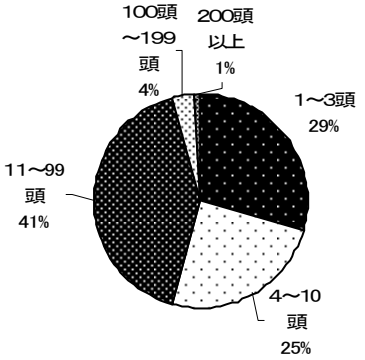

(図6)　トカゲ類飼育者の飼育頭数

（問３）飼育個体が外来種であるか、在来種であるかという大まかな把握、さらにはWC（野生個体）かCB（飼育下繁殖個体）かという種別に関する設問である。前記の区分けでは外国産の優位、後記の分けでは半々の外観を得た。

（表5）（問3）そのペットは国産ですか、それとも外国産ですか。（複数回答可）（単位；人）

国内産(野生のもの)	102
国内産(日本国内でブリードされたもの)	104
外国産(野生のもので輸入もの)	96
外国産(外国でブリードされたもの)	121
外国産(日本国内でブリードされたもの)	114
不明	88
その他	2

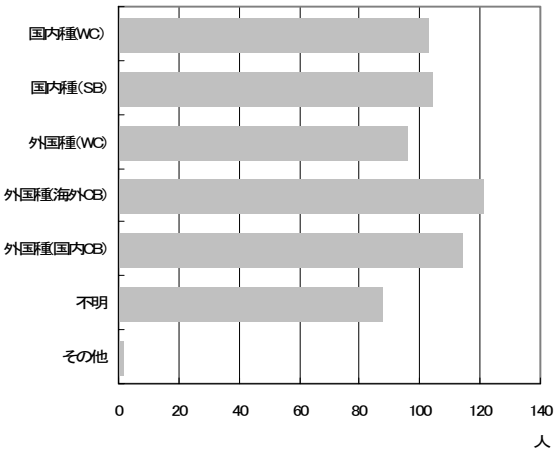

(図7)　飼育個体は外来種か

次に（問４）において飼育歴の設問をおこなった。その結果、飼育暦に関しては短中期とそれぞれに均一に分布していることがわかった。

（表6）（問4）あなたの爬虫類、両生類の飼育歴はおよそ何年ですか。（単位；人）

1年以内	73
1～4年位	106
5年から9年位	72
10年以上	74

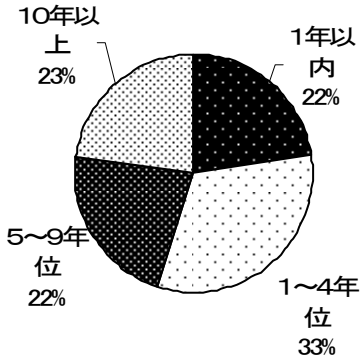

（図８）飼育歴

次に（問４）飼育歴と（問３）飼育種の外来種か否かという設問との比率関連度の解析をおこなった。その結果、１年以内飼育者において外来種飼育は比較的少なかった。しかし、１～４年飼育者に顕著に増加割合が生ずる。WC・CB の合計値が３０％台であったのが５０％台を維持することとなる。さらに、外国産の WC 飼育者層の率は、１年以内飼育者においては極めて稀であり１～４年飼育者において急増するが、最も優位を占めるのは１０年以上飼育者であった。

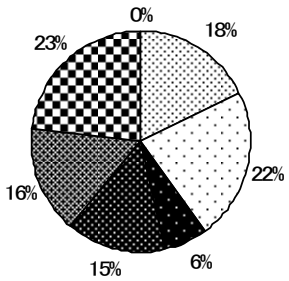

（図９）１年以内飼育者の外来種飼育率

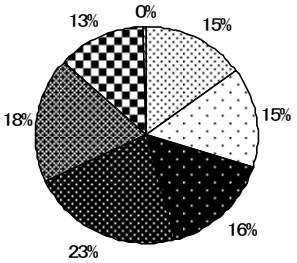

(図 10)　１～４年飼育者の外来種飼育率

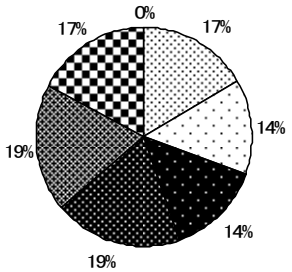

(図 11)　５～９年飼育者の外来種飼育率

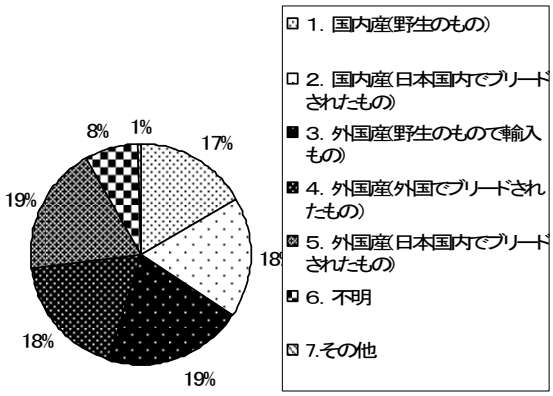

（図 12）10 年以上飼育者の外来種飼育率

また、逆に飼育種に対する飼育歴の傾向の比率関連度の解析を行ったところ、次の結果に顕著な傾向を認めることができた。外国産で野生捕獲個体の飼育者層の率を外観したところ、その内容は１年以内飼育者においては極めて稀であったが、１～４年飼育者で急増するが、最も優位を占めるのは１０年以上飼育者であった(図 13)。

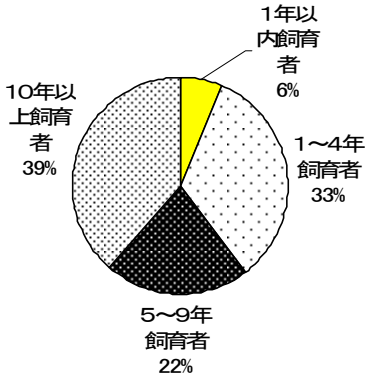

(図 13)外国産（WC）飼育者層の飼育者率

（問５）飼育個体の入手先に対する設問であった。様々なケースに分かれた回答結果であった。後述の記述データ（問８）の飼育理由欄には特殊なケースや個人的なストーリーに触れる回答者が目立った。

(表7)（問5）あなたはその（それらの）ペットをどこで入手しましたか。（複数回答可）（単位；人）

ペットショップ(一般のペットショップ、総合店等)	114
デパートやホームセンター等のペットコーナー	63
ペットショップ(爬虫類、両生類の専門店)	140
ペットショップ（熱帯魚専門店）	40
インターネット販売(バーチャルショップやオークション、売買サイト等)	102
ブリーダーから購入	53
人から譲りうけた	75
野外で捕獲した	83
不明	0
その他の方法	20

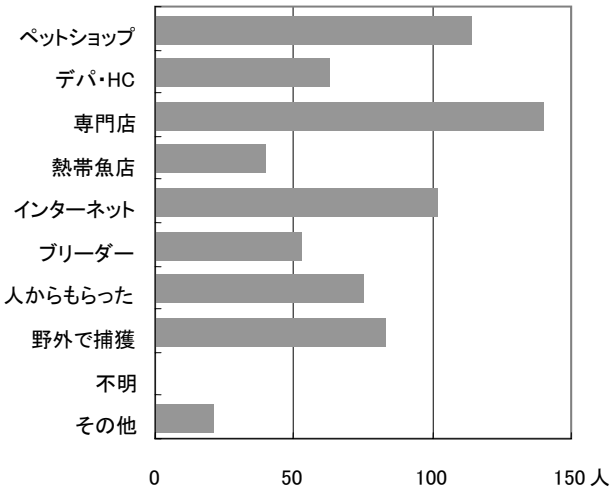

(図 14)　個体入手先

また（問５）入手先（複数回答）と（問４）飼育歴（単数回答）の設問とのクロス集計によるデータ解析も行った。その結果、以下のことが導かれた。一つは「人から譲受け」の例で、10 年以上飼育者に占める割合が顕著に多い。また「その他の入手法」に関してもやはり、10 年以上飼育者に占める割合が最も多いが、その理由に自家繁殖が推測される。

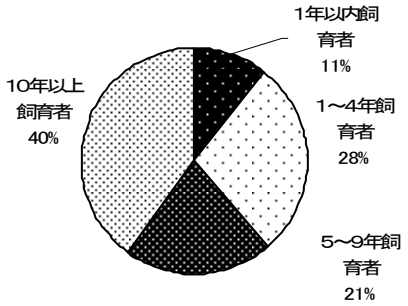

（図 15）「人から譲受け」飼育者の内訳

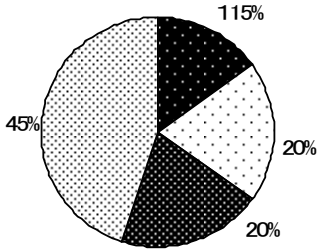

（図 16）「その他の入手法」飼育者の内訳

（問６）１ヶ月にかかるエサ代の設問はさらにプライバシーに踏み込んだという調査上のリスクを伴う感もあるが、適切な回答を得ることができた。飼育に伴う経済出費はこの他に電気代・医療費・設備機器代と人間の手間とともに無視できない規模である。基礎となる母集団は異なるが、近似の調査結果として「1992.ペットのエサ代／月額（三和銀行）」における「爬虫類その他」飼育者の月額も 6,066 円であり、平均金額である 4,432 円を大きく上回っている（ペットデータ年鑑 1997）。

（表8）（問6）1ヶ月にかかるエサ代はおよそいくら位ですか。（冬眠や繁殖のための餌量調節時期による変動は、ここでは平均化してお答え下さい。）（単位；人）

1，000円以内	121
1，000円～5，000円位	122
5，000円～10，000円位	49
10，000円以上	33

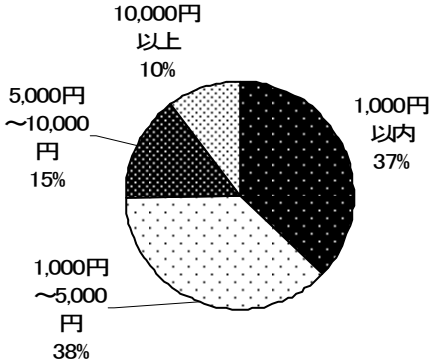

（図 17）エサ代（１ヶ月の目安）

（問７）この設問は爬虫両生類の飼育理由という、いわば本質的な内容である。大きくは好き嫌いという個人の資質に係るもの、世話や設備の特色という周辺的な特徴といえる理由、精神的な意味合い、飼育技術や研究などと４種に分類が可能であると考える。結果は資質に係るものが最も優位であった。これは、どのような愛玩動物の場合も、恐らくはこのような結果に導かれるのであろう内容であり特筆すべきでもないが、爬虫両生類飼育と無縁の一般の人々に対する偏見の除去に向けた一つの肯定的な事実であるのではないだろうか。

（表9）（問7）あなたが爬虫類、両生類を飼育される理由は次のどれですか。（複数回答可）（単位;人）

爬虫類、両生類が好きである	238
飼育して楽しい	241
学術的に興味深い	65
野生動物が飼育したい	24
都会生活で爬虫類、両生類を飼うことは、精神的な救いである	66
吠える、散歩が必要などの面倒が不要だから	36
狭いスペースで飼育ができるから	58
爬虫類、両生類を飼うことはステータスシンボルである	10
人があまり飼っていないから	28
その個体が好きだから	204
商売のため	8
その他	39

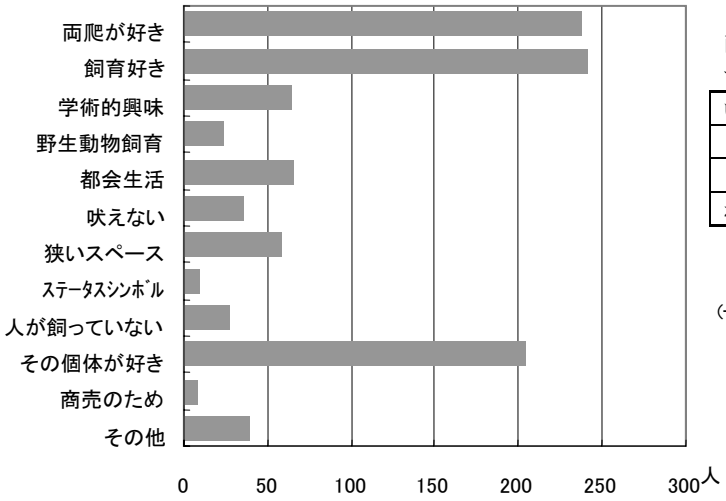

（図 18)飼育理由

（表 10)（問9)あなたの同居のご家族の中で、同じく爬虫類、両生類などを飼う楽しみを共有しているかたはいらっしゃいますか。(単位;人)

いる	155
(同居の家族はいるが共有するものは)いない	109
(一人暮らしであるため)いない	40
わからない	21

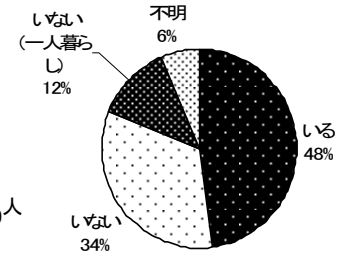

（図 19)同じ趣味の家族

以上が両生・爬虫類飼育者の飼育実態である。しかし、顕著な意見は（問８）飼育理由に関連する自由記述の中に読み取る部分も大きい（本稿巻末 Appendix 参照・以下（問 11）（問 13）（問 15）（問 17）（問 21）（問 23）（問 25）（問 27）（問 28）も同様)。例えば、その飼育動機については「祭りの売れ残り」「劣悪な環境で販売されていた」「路上に捨ててあった」「虐待されていた」ことより「不憫で」飼育を開始したと情緒的な動機を持つ人々と、「お祭りのカメすくい」「カメ釣り」「UFO キャッチャー」という安易な動機や「プレゼント」「結婚式の引き出物として飼育セットとともに我が家にやって来た」というような本人の意思とは乖離した動機もあった。しかしこれらの回答者は一様に深い愛情で飼育を継続している場合が多いようである。また、別の飼育動機では、在来種の繁殖に努力を傾け、捕獲圧と種の保存に貢献するという考えの飼育者もあった。繁殖・品種改良に関する考察は別の機会に譲る。

（問 9）この設問は同居家族中の爬虫両生類飼育への理解者の有無または、独居の別を尋ねたものである。家庭内で孤立した飼育者の存在が予想以上多く、また独居者の伴侶動物という傾向も示された。

（問 10)、（問 12）はネガティブな要素を引き出す設問である。（問 10）の設問は多少のリスクを負いつつ、スタートし継続した。すなわちプレテスト時に「特に不都合なし」を強調した飼育者も存在した。また「選択肢の一部に飼育者を不快にする内容がある」と指摘を受けたのもこれらの設問をめぐるものと理解している。しかし、多くの爬虫類飼育とは無関係な人など間接的に社会実態を構成する他の主体からの視点も取り入れた選択肢設定を試みた経緯がある。結果としては獣医師の問題を挙げる回答が優位であるのは、真摯な飼育態度の証明である。次に多い「問題のある飼育者と業者」に関しては、今回の法律の施行過程の要因や密輸や不適正な販売ルートへの懐疑などが元となっている。その他は自身の飼育という趣味の遂行上の個人的な問題に過ぎない。ただし特定種指定が自分の飼育個体に及ぶという危惧は、外部の人間が考えるほど安易に納得できるものではない。そのことをいくつかの記述データの中から読取ることも可能である（巻末 Appendix 参照)。

（表 11）（問10）爬虫類、両生類の飼育上で何か不都合はありますか。（複数回答可）（単位；人）

販売価格が高い	81
自分の飼育種に関する情報が少なすぎる	84
店が近くにない	87
専門の獣医が近くにいない	172
近くの店に品揃え（生体、器具）が悪い	92
問題のある飼育者や業者が多すぎる	110
繁殖させても販売、譲渡しにくい	15
飼育が困難な種類がある	43
逃げ出す可能性がある	45
まれに飼い主に危険が及ぶ可能性がある	18
病気にかかった時の世話やコスト	58
エサ代や電気代がかさむ	87
近所の人の目が気になる	34
家族が反対する	33
飼育に手間がかかり面倒くさい	17
飼育に飽きてきた	1
飼っている種が特定外来生物種に指定されると困る	74
特に不都合はない	42
その他	29

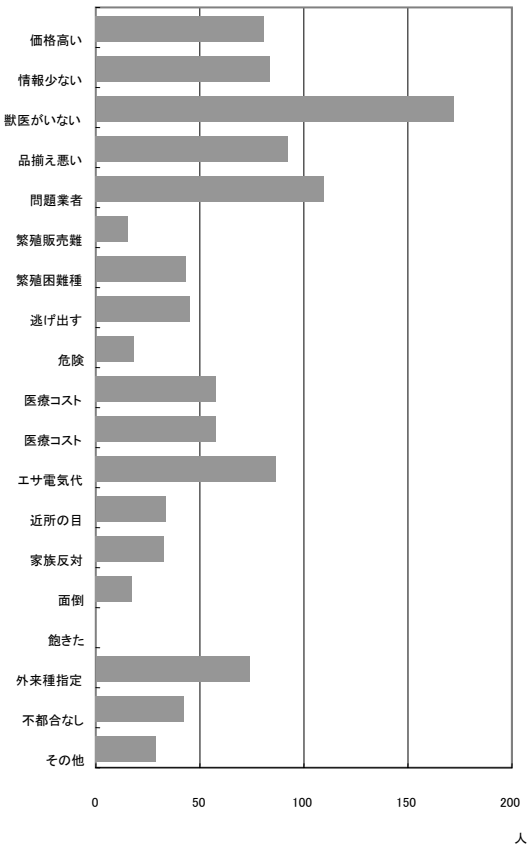

（図 20）飼育上の不都合

（問 12）（問 10）とともにネガティブ要素を尋ねる設問である。この設問に対し、複数回答に変更すべきこと、「預ける」と「売る」の内容種別が少ない、「中断」と「中止」の相違の説明が不十分であるなどの指摘が回答者よりあった。これら幾つかの問題点はウエッブ上で説明を行った。ここでの「野に放つ」は在来種のケースが多いが国内移動の問題もあり、問題も皆無とはいえない。また公共機関の受け皿は一部地域での構想の段階に過ぎず、その場合再び個人飼育者の責務に戻ることになる。一方（問 13）で入手した記述データにおける「飼育中断せざるを得ない場合の対処方法」へは多くの回答者が「あり得ない設定（特に引越ではない）」というこの設問自体への個別の反論意見が多かった（25 件）。また「野に放つ」ことへの強い批判コメントも数件あった。このように飼育者は犬猫などの主流なペット種と同様の考えで飼育を継続している人々が多い一方、野生動物であるという認識のもと、安易な遺棄への強い批判や、野生捕獲個体である場合は、やむをえない状況に限られるのだろうが本来の生息地へ逃がしてあげたいという独特の主張が同居している。

（表 12）（問12）引越し等でやむなく飼育を中断せざるを得なくなった場合を仮定して、その場合あなたは爬虫類、両生類等のペットをどうしますか。（※特定外来生物に関しての譲渡・野に放つなどの行為は法律で禁じられます。）（単位；人）

他の飼育者に譲るまたは預ける※	167
ペットショップに譲るまたは預ける※	41
動物園などの公共施設に寄贈するか引取ってもらう	19
売る※	21
野に放つ※	22
安楽死させる	2
わからない	22
その他	31

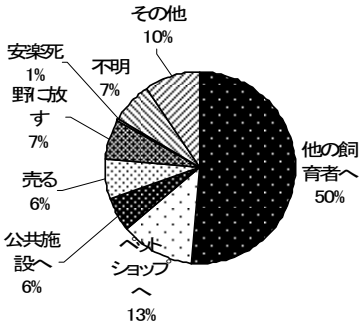

（図 21）飼育中断後の行動予測

（問 14）、（問 16）は飼育個体の入手方法（流通問題）への意見聴取である。回答結果を個別の記述データ（問 17）より考察すると、大まかな反対意見が最も多く（30 件）、輸送中の個体への負担が次に続いた。特筆すべき項目は選択肢には無い「大量消費で密輸・密漁などに直結する」など流通経路への懐疑（６件）や衝動買いが安易な飼育放棄につながるという指摘もあった。一部の消極的な肯定者は地方在住の飼育者であった。

（表 13）（問14）両生類、爬虫類購入に関してのインターネット販売についてのご意見をお聞かせ下さい。（ここでいうインターネット販売とはバーチャルショップやオークション、売買サイトに関するものとお考え下さい。また商品は生体のみについてとしてお答え下さい。）（複数回答可）（単位；人）

価格が高い	27
価格が安い	84
便利である	112
オークションの楽しみがある	32
生体に問題があることがある	95
生き物を通信手段のみで扱うことは賛成できない	123
現代経済において、もはや無視できない流通手段である	117
その他	41

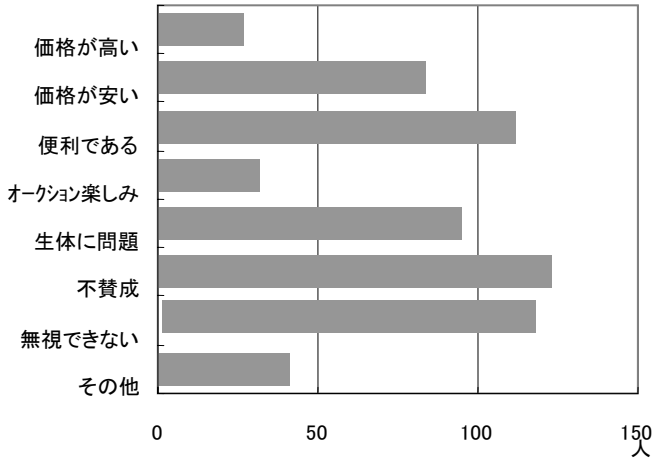

（図 22）インターネット販売について

（問 16）店頭販売に対する設問である。同様に（問 17）の記述意見内容を元に分析を行った選択肢に無く回答に多かったのは「生体管理のずさん」「販売員の知識不足」が殆どであった。一部に肯定的な意見もあった。

（表 14）（問16）爬虫類、両生類の店頭販売についてのご意見をお聞かせ下さい。（複数回答可）（単位；人）

価格が高い	104
価格が安い	19
店が近くになくて不便	117
実際の生体を観察できる	237
購入時に店員から詳しい説明を受けることができる	151
ｱﾌﾀｰｹｱが容易である	70
その他	31

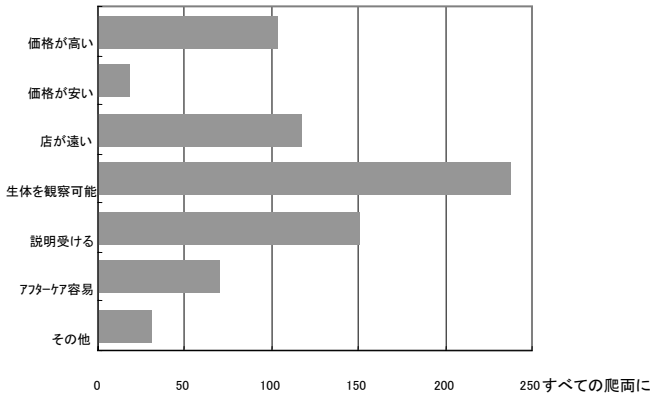

（図23）店舗販売について

（問 18）マイクロチップ埋め込みを含む登録制の争点である。記述データ（問 19）を外観すると、登録制は賛成であるが、それ以前に輸入販売規制も必須であるという意見が多い。またマイクロチップに関しては、危険種に関しては必要だが一般種でサイズの小さな個体にとっての負担を鑑み避けたいという回答が多数あった。このように登録制自体には、かなりの部分が積極的であり、代償としての飼育権利の担保を希望していることが推測される。

（表 15）（問18）爬虫類、両生類等のペットが逃げ出すことを防止するために、マイクロチップ埋め込みやペットの飼育を登録制にすることに関する議論がありますが、どう考えますか。（複数回答可）（単位；人）

すべての爬虫類、両生類ペットに必要である	27
種類によっては必要である	216
そのような制度になると隠れて飼育する人が増えるだけである	111
種類によっては、野に放してしまう人が増えると思う	101
その他	42

（表 15）（問18）爬虫類、両生類等のペットが逃げ出すことを防止するために、マイクロチップ埋め込みやペットの飼育を登録制にすることに関する議論がありますが、どう考えますか。（複数回答可）（単位；人）

すべての爬虫類、両生類ペットに必要である	27
種類によっては必要である	216
そのような制度になると隠れて飼育する人が増えるだけである	111
種類によっては、野に放してしまう人が増えると思う	101
その他	42

(図 24)登録制について

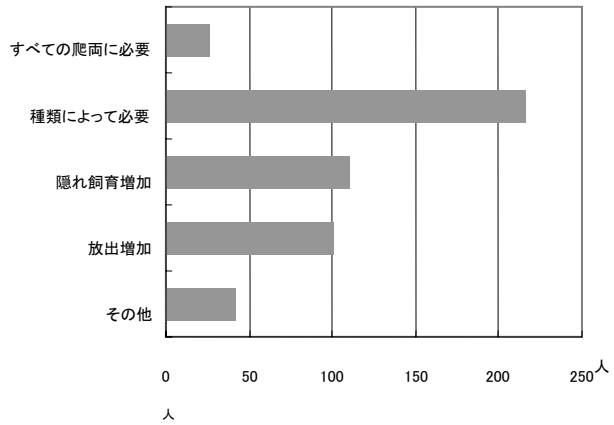

（問 20）より（問 24）は外来生物法関連の設問である。まず（問 20）により周知度のチェックを行った。その後（問 21）において包括的な賛否を問うた。次に（問 22）において法への具体的意見について例を多数挙げ選択的に回答を促した。最後に（問 24）において仮に現在の飼育種が特定外来生物に指定されたと仮定した場合での対処のシミュレーションの回答を依頼した。その結果（問 20）においての回答は（表 16）のとおりであり、相当割合が周知であった。また包括的な賛否（問 21）は甘く解釈すると 61%がおおよそ賛成と解釈でき、厳しく判断すると 68%が潜在数も含め反対意見と解釈できる。

（表 16）（問20）2005年6月1日より特定外来生物被害防止法（以下外来生物法と略す）が施行され、カミツキガメ・グリーンアノール・ブラウンアノール・ミナミオオガシラ・タイワンスジオ・タイワンハブ・オオヒキガエルの輸入・飼育・譲渡・野外へ放すことなどが原則的に禁止されるようになったことについてご存知ですか。（単位;人）

よく知っている	141
少し知っている	135
知らなかった	49

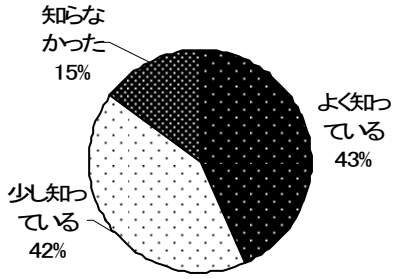

(図 25)外来生物法について

（表 17）（問21）上記外来生物法についてどうお考えですか。（単位；人）

良いことだと思う	92
反対である	42
しかたがないと思う	153
よく知らない	24
その他	14

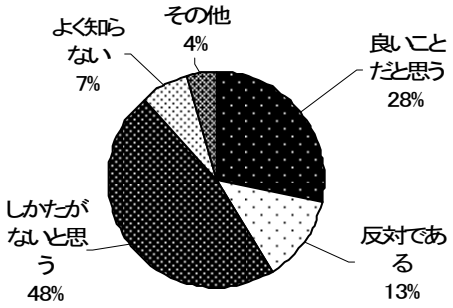

（図 26）外来生物法についての考察

（問 22）の設問による解答内容はしかしながらその辺りの振幅について説明は充分とはいえない。これらの択一回答は、回答者の発想を引き出すための呼び水的な役目を期待した。そのような前提をもとに記述回答（問 23）を概観すると、以下のような意見が顕著である。まず全面的な賛成意見では「人間が自分の私利私欲のために（この法律ができた）いい加減な人間の行動を制する意味でもどんどん法律は厳しくすべき」（2 名）「罰則が軽すぎる」「輸入の管理・検閲を（しっかり行い）そのコストは購入者が（負担すべき）」「ミシシッピーアカミミガメこそ指定すべき」「まずはウシガエル・アメリカザリガニ・タイリクバラタナゴなども対象にして（駆除して）ほしい」「昆虫はもっと規制すべき」などであった。

逆に反対意見としては「特定された種に偏りがある。近い将来指定さてなくてもよいと思える種まで指定せれそうな印象を受けた」「生態系の保全という立場だけを見ればすばらしい法律だが、実際はインモラルな飼育者たちがしでかした不始末がそのままモラルを保っている飼育者たちに迷惑をかけている現状」（２名）「立法趣旨には多少理解できる部分はあるが、内容があまりにお粗末。社会的影響の大小を考慮するような中途半端な規制は無に等しい」「一概には言えないが独断と偏見で決め付けてしまっている」「（生態系への悪影響と環境等の影響などの）因果関係が複雑のからみあうため多面的に検討しなければならないが、外来という問題はともかく、論によっては『危険度』といった面が先行しがちなことに危惧する」「決定理由（決定リストと要注意リスト両方）やリストが納得できるものと今一ついい加減なものが入っているように見受けられる。もっと時間をかけて検討するべき」「感情や利害関係によって規制対象が左右されてはならない」「現在の飼育者のモラルは行政レベルで指導・管理できる状態には無いと感じる」「このような不合理な規制によって裏の社会が肥やされている例がいくつもあります。大麻取締法とか。厄介なものはとりあえず禁止しておこうという安易な、ある意味やっつけ仕事的な政治からそろそろ脱却してほしい」といった内容であった。また、更なるアドバイスでは、「悪質な業者への罰則を強化すべき」「日本に帰化している生物を駆除する予算や時間はない。まず入り口の管理を徹底すべき」「温暖化により従来日本では冬越しできなかった動物が累代繁殖できるようになったことも問題。外来生物法は環境問題と合わせて考えるべき」というものもあった。以上列記したわけであるが、その分量が示す程、特にこの法律に関する意見は他の設問に比較して分量の多さを示したわけではない。しかし外国産動物飼育とその社会的な合意に関わる本質的な議論であると判断したため特筆した経緯がある。

（表 18）（問22）その理由または関連した意見は次の中にありますか。（複数回答可）（単位；人）

地域固有の生態系に及ぼす悪影響のことを第一に考え、法律に賛成する	187
税関等における水際規制、輸入に携わる動物取り扱い業者の規制をするべき	104
外来産ペットの野外への遺棄を防止する管理者(飼育者)責任を強化すべき	204
爬虫類、両生類は被害を及ぼす種類は少ないので指定する必要はない	18
ブラックリストを定める政令の制定の密室的な決め方に反対である	66
販売事業者は外国産ペット販売時に飼育の手間や大きくなることなどを説明すべき	157
罪のない生物が悪者扱いされるのは倫理的に納得できない	127
防除方法について安易な殺処分や安易な根絶方法の採用には注意するべき	116
国民の中には自然や野生生物に対する安易な誤解があり無意識的な外来生物導入に加担するケースが多い	113
防除や外来生物導入へのアセス制度の確立が必要	38
学識経験者だけでなくNGO や事業者・飼育者などの意見も聞くべき	100
取締りの実働部隊がないから、多くの規制法はザル法である	95
指定の過程を透明にして結果について意義申し立てなどを保障する制度が必要	39
規制行政は最小限に留め、流通管理や飼育レベルやモラルの向上指導を行うべきである	86
自由経済の中で動物の飼育機会は守られるべきである	51
よく知らない	12
その他	21

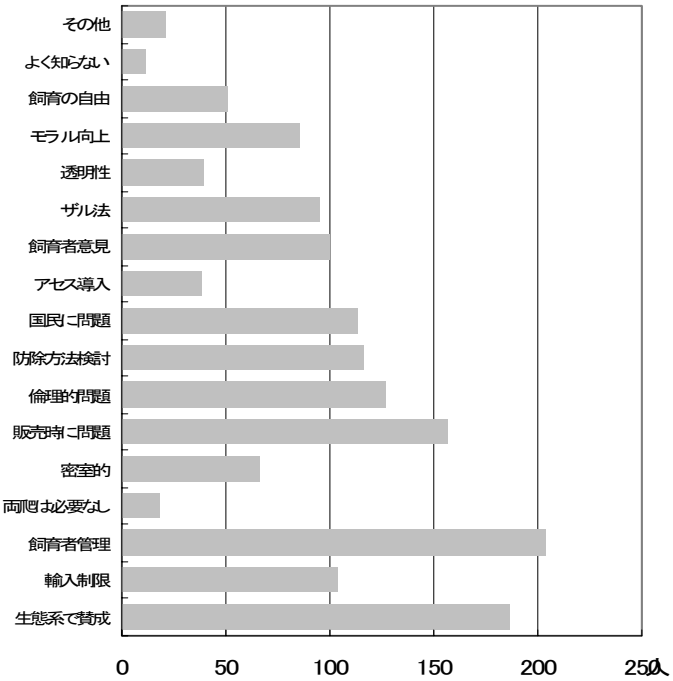

（図 27）外来生物法について

さて（問 24）は仮に自分の飼育個体が外来生物法の特定外来種に指定されたらどのような対処を行うかという仮説への回答であった。この回答傾向を考察すると、法の趣旨とおりに遵守する者と、できれば積極的には従いたくない者に２分されているように思われる。内容はかなりまちまちである。（問 25）の記述内容による解析に委ねると、「一代限り」の項目に関し、繁殖を行っている飼育者の反応は大きい。また換言すると(問 24)の選択肢の中で法遵守を回答した 125 名以外の人々の中で、外来種を飼育していない（今後も飼育しない）人々を除いた部分が、果たして今後法を遵守するかという問題でもあるともいえる。

（表 19）（（問24）あなたが現在飼育している爬虫類、両生類が「特定外来種」に指定された場合、あなたはその個体をどうしますか。（1パターンだけにしぼってお答え下さい）（単位；人）

登録手続きをして、一代限り飼育する	125
手続きをしないでそのまま飼育する（一代限り）	14
手続きをしないでそのまま飼育する（場合によっては繁殖もする）	13
飼育し続けるが、登録手続きをするかどうかはその内容や方法による	95
飼育し続けるかどうかは登録方法の内容や方法による	25
引取り先があれば利用し、飼育はしない	8
安楽死させる	0
野に放す	0
外来種は飼っていない	25
わからない	11
その他	8

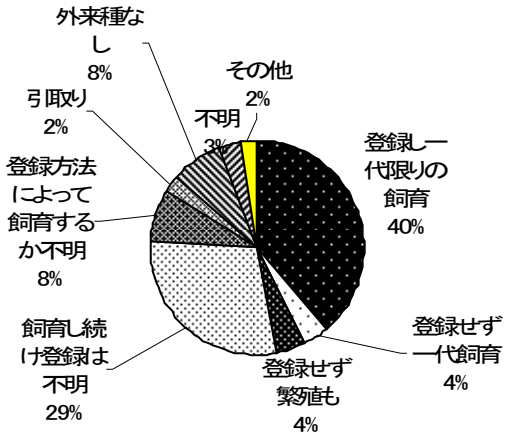

(図 28)特定外来種に指定されたら

（問 26）は最後の設問であり、CITES 等に関する設問である。これに関しても（問 27）の記述データを分析すると、記述回答者の多くは、素直に賛成する傾向は少なく、この法制度への懐疑に満ちている。恐らく、目標は類似しているのであろうが、方法論として機能面などを問題視している意見が殆どであった。

（表 20）（問26）ワシントン条約（CITES Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）、種の保存法などによって税関での野生動物の輸入規制や国内取引の規制が行われることについて、あなたはどう思いますか。（単位；人）

良いことだと思う	184
反対である	9
しかたがないと思う	99
わからない	25
その他	8

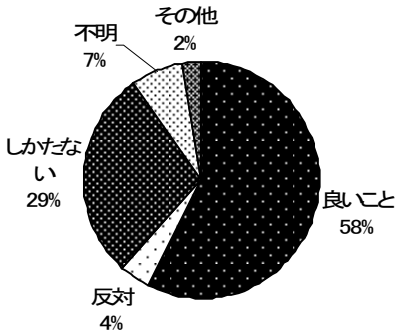

（図 29）ワシントン条約・種の保存法について

（問 28）は、今までの総括的な記述式補足記入欄である（詳細は本稿巻末の Appendix 参照）。この欄では、総括的に特に訴えたい事項や、設問以外の事項などに触れている例が多い。爬虫両生類飼育の楽しさや有意義であるといった内容とともに社会的偏見への苦痛も目立った。何をどうしてほしいのか、何が本質的な問題であるかという整理を多くの飼育者は自問自答している。このような、より身近な声へ耳を傾けることから施策の実効が始まってほしいところである。

（問 29）から（問 32）は属性に関するデータである。ネット調査であるという制約を反映した結果であるとも言えるが、比較的若い世代の回答であることがわかる。
他の属性に関する考察は、飼育者の大都市集中というイメージもあるが、人口比率的な意味では大差がないと考える。

（表 21）（問29～32）あなた自身についてお教え下さい。（1）～（4）（単位；人）

(1)性別	男 213　女 112
(2)年齢層	10 歳未満 3 10～20 歳台 153 30～40 歳台 156 50 歳台以上 13
(3)職業	巻末資料参照
(4)住所	巻末資料参照

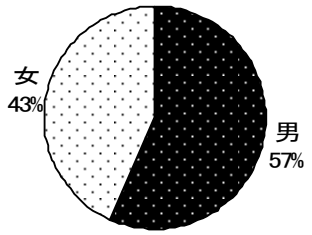

（図 30）属性；男女別

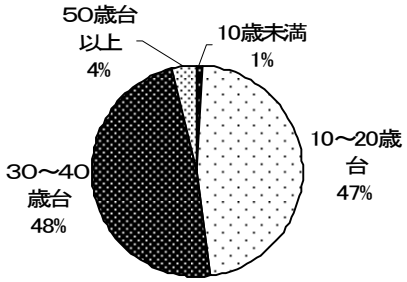

（図 31）属性；年齢

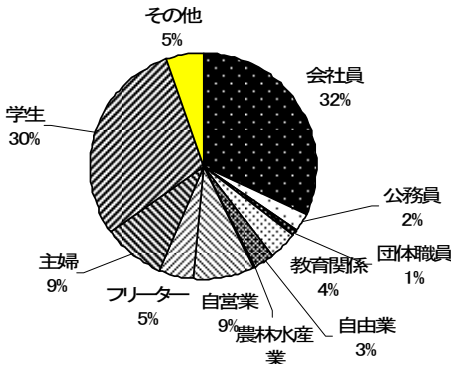

（図 32）属性；職業

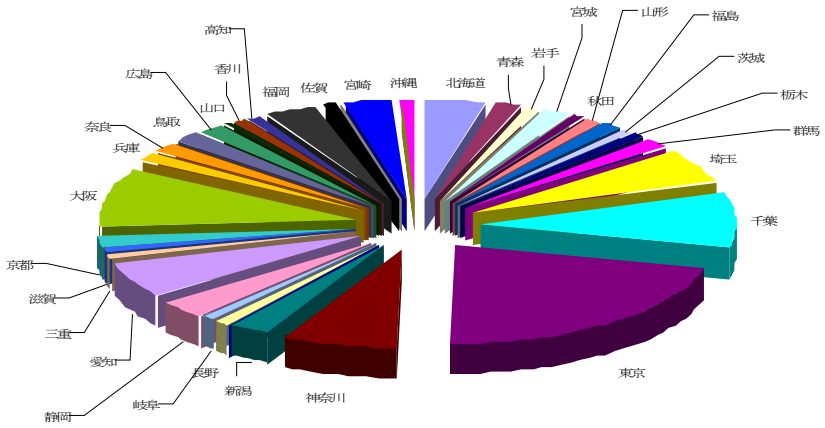

(図 33)属性;住所

以上で、「個人飼育者向けネットアンケート」の結果の外観を記した。この調査方法は、いわゆる「真面目に考えている飼育者」による回答という結果に収まっているという意味において、一番問題を起こしている安価なカメなどを子供が中心主体となり飼育しているという実態やそれらの飼育者の声を拾ってはいないという批判の存在も否めない。これらの問題点については、後述する第５章の 5-3-1 および 5-4-3 の 1)において整理をおこなった。また安価なカメ以外の種類については同章（２）において、「爬虫類飼育」全般の基本的な考え方について、いくつかの例をもとに整理を試みた。

４－２．見識者への直接聴き取り

本研究の基本的な問題解決は、個人飼育者の肉声とは別の、もうひとつの調査である「見識者への直接聴き取り」の結果によって、さらに本質を一部微視的に、また大部分では鳥瞰的にとらえる作業を計画した。以下に、その調査内容と結果について報告を行う。本調査の集計方法は、数値的な分析はあくまで小さく、個々の発言の特徴や発言者自身のこの問題への関与の姿勢を学び、また多角的な視点を導入することにより、アナログデータの整理に終始する。今回の分析対象項目は主に以下の4点(①～④)および⑤(任意)⑥(特別に依頼した設問)となっている。

①外来生物指定後の遺棄動物の増減への推測意見
②今後の爬虫類飼育者実体数の増減への推測意見
③野生動物の飼育の是非に関する私論
④科学報道についての意見･感想
⑤本調査への感想
⑥その他

順を追って、調査結果の提示を行う。ただし、⑤および⑥は略す。

4-2-1. 外来生物指定後の遺棄動物の増減への推測意見

設問(1)　■これまで個人飼育者とのやり取りを通して，遺棄や逸走の問題を身近に感じたことがありますか。

まず、設問上で遺棄と逸走が同列化されている事実について、2名よりコメントがあった。すなわち遺棄は意図的で故意に行うことにより外来生物の原因に大きく関与しているが、逸走は非意図的な出来事であるという意味である。生態系への付加に関する程度の差異も付随する基本的で重要な指摘であったと考える。

回答内容に関しては、ア. はい(22 名)　イ. いいえ(8 名)　ウ. その他(2 名)であった。イ. は博物館職員が 6 名であった。動物園･水族館と比較すると、自然史系博物館の中心的事業である資料の収蔵・保存は生体から離れているため、市民需要の方向が限定されているためと思われる。

設問(2)■「はい」と答えた方へ: それは個人飼育者とのどのようなやりとりを通してですか。

ここでア. 預ける･譲るなどの相談に関し特徴的な意見として小売業者 A は以下のように語っている。「自分の飼っている爬虫類などが特定外来種や危険動物に指定されたが、一体どうしたらよいかといった相談があった。」またブリーダー業者は、「小売勤務の時は（預ける･譲るなどの相談が）あった。買い取りは安易な飼育につながると考えるため全て断っている。」というコメントがあっ

た。」また、ペット全般の「飼い主募集掲示板」を設けている HP 管理者 C は、「爬虫類（の里親探し）は極めて少ない。ミドリガメの里親探しに奔走する方は恐らくごく少数ではないかと思う。おそらく相当数が遺棄されているのではないか？（『遺棄した』とはオープンに語れないだろうから、推測に過ぎないが）」と語った。同者はイ．全般的な相談に関して、「毎月十数件の飼育に関する悩み事などの投稿が寄せられる。その多くが『ミドリガメやクサガメの調子が悪い』といったものである。『夜店での衝動買い』や、『ボーイフレンドにプレゼントされたので』など安易な生き物の流通状況がある。また、ミドリガメやゼニガメが安価で売られていることも拍車をかけているように思えてならない。また、飼育開始後のアフターフォローがペットショップで為されているとは思えない。流通形態を見直すことも遺棄動物を減らすためには必要ではないか？」と述べている。別の HP 管理者 B は、「初心者の(ヘビの)脱走報告が多く、可愛いさと興味本位で生き物を飼う人達は生態系への影響など考えない人がほとんど。」と述べている。

また動物園・水族館では、一様に「一般の方からの持込依頼・収容依頼があるが、全て断り、終生飼をお願いすること」と「地元警察経由の依頼や税関（経産省）より（社）日本動物園水族館協会経由の引取り」での協力を苦慮しつつ対応している状況が伺える。理由は「飼育スペースがない」「エサ代や飼育施設にかけるお金もない」「専門スタッフがいないもしくは不足」であり園の本来の事業の趣旨から逸脱した事業であるといえる。

一方、爬虫類雑誌編集者Ａからは、「（読者から）『飼育している爬虫・両生類が逸走したが、どう探せばよいか』という質問があった。」という報告があった。これは主にヘビの逸走に触れていると判断できる。よってこれらの最初の設問への回答においてすでに、カメ飼育とヘビ飼育の決定的な、ごく一般的な差異の第一歩が読み取れる。

設問(3)　■「外来生物法」で特定外来生物に指定された種について、今後，遺棄や逸走の件数はどのように推移するとお考えですか。

この設問への回答内容は、ア．増える(26 名）イ．減る(1 名）ウ．変わらない(1 名）エ．その他（4名）であった。その理由は、ほぼ同一であり、水族館職員Ａが言うように、「規定を守れない、
罰則規定も困ると判断した飼育者は、適切な引取り先もないので、やむなく野外に放流する。」といった図式が推測される。これをさらに詳細な分析が研究者Ａの以下の回答の中にあった。「飼い続ける場合は、管理の徹底、マイクロチップの埋め込み、登録行為などが義務付けられるわけだから、面倒だったり、金銭的に無理な人は飼育を放棄する。意識の問題としては『指定されたからイヤだ』『指定に従った方法をとるのが面倒』『危険だという認識からでてくる飼育個体自身のストレス』もあるだろう。以上の原因から飼育放棄が生じる。近所の目も重要な要素かと思う。一番の問題は飼い切れなくなった個体の引き取りの受け皿がないことである。この法律の成立過程で気になることは、法施行以降に生じてくるこのような問題への検討が十分に行われていなかった。」ということであろう。

この引取り先に関し、何人かの研究者等が積極的に発言している。研究者Ｄより寄せられた意見は以下のとおりであった。「飼い切れなくなり持ち込まれたり、密輸として税関で摘発されたり、捨てられていたり、野外で保護されたりした動物を引き取り、ストックし、里親や動物園水族館への配分などの調整をしたり、啓蒙教育したりする役割を果たす専門の場がどうしても必要になると思う。持ち込みに関しては、命を預かるだけのきびしい引取料が必要だし、密輸や捨てられたケースに関しては、動物愛護管理法や外来生物法などを厳格に適用し、犯人を確実に捕らえることが必要だと思う。なお、引き取りに利益利潤が発生すると、かえって流通を活性化させてしまうことになるので、利益利潤を求めない NPO 法人とか財団法人などの形であることが必要だと思われる。（中略）現在、何名かの有志とともに、上記のような目的を（一部分でもよいから）果たす組織ができないかどうか模索中である。」というものであった。また、外来生物法自体の普及啓発が今一つで浸透が薄いという意見に基づき、マスコミ関係者は、「外来生物法を知らないで飼育している人も多いのではないか。（中略）よってこの法律施行に即座に呼応した遺棄は際立った状況とまでは行かないのではなか。」といった意見を示した。また博物館職員Ａが言うように、「規制する法律を作るのは簡単だが守らせるためのどうするのかということが重要と取引施設と並行して、監視制度に言及すべき。」であるともいえる。

いずれにしても、現在の法制度は倫理的な効果を期待している面が大きいが、一歩踏み込んで新たな法律を作成しても良い程度に行政側での引取り先の用意は必須であろう。研究者Ｄが言うように「持て余された外来種が野外に放たれ、それ

を回収する費用や生態系へ与える被害が膨大であることを考えるべき。」ときである。新たな検討を期待する。

設問(4)■特に、ご自分のお仕事の中において、遺棄や逸走を抑える手段があるとお考えでしょうか。

この設問への回答内容は、ア. ある(26 名) イ. ない(4 名) ウ. その他(1 名) 無回答1名であった。まず卸・小売の場面で輸入・卸業者Bは、「小売に対し適切な知識を伝える。」と語った。また小売店業者Aは以下のように説明した。「特定外来種に指定されそうな種類を販売している期間に、あらかじめ『この種は指定される可能性がある』などの情報を付けて販売している。例えばグリーンアノールなどがそうであった。それを行わないと後からクレームが必ず付く。」と言う。別の小売店業者Cによると、「有償・無償で引取りをしている。しかし、特定種に指定された段階で、移動や譲渡は禁止されるので、そういった種に関しては全て無理と説明している。また登録も薦める。しかし中には色々な事情で登録できない人も多くいる。また結果的に一時預かり施設として機能する結果となってしまった。つまりショップとして相談を受けた顧客の指定種の個体を相当預かっている。」と述べている。さらにブリーダー業者は、「初めて飼うお客様がペアを希望しても、最初は一匹だけの購入を勧め、安易な飼育に結びつく販売は避けていることや、特定動物の販売に際し、個体登録を行う際の施設許可書の事前提示をお願いしている。」といった内容であった。このように一部の優良な卸・小売現場では前向きな姿勢が伺える。

また、HP 管理者 C の意見によると、「ネット上でペットを遺棄することが地域の自然に対してインパクトを与えることや、人道的な側面から再考・翻意を促した例がある。爬虫両生類ペット飼育の中・上級者が初級者に有効なアドバイスをするような場面はネットワーク上で幾らも見られる。」とあった。この後半部分はネット文化を外観すると比較的理解しやすい日常的な行為といえる。

一方、動物園・水族館・博物館など展示・研究機関は、一様に普及啓発活動と動物の引取り業務を挙げている。また、爬虫類雑誌編集者・マスコミ関係者も啓蒙記事の掲載に集約している。この中でマスコミ関係者の意見を引用すると以下のとおりである。「記事が普及啓発につながるとすれば、役に立つ。しかし事実を知らしめることが逆効果として作用することも考えられなくない。つまり、プラスの効果ばかりとは限らない。どういうことかというと、『捨ててはいかん』と思う人と『ヤバイので捨ててしまおう』と思う人がいる。総合的に考えるとプラスに役立っていると思う。」これは全国紙の負う報道結果の検証の不確実性ともいえる。この辺りの議論は本稿④科学報道についての意見・感想に、続く議論である。

これらの議論のうち比較的有効的と考えられる手段は水族館職員Aの言う、「教員対象のプログラムでの指導」「学校の授業の中に外来種問題も導入」であろう。また、博物館職員Gによる同種の意見として、「学校教育の影響の方が大きいと思うので夏休みの研修計画で自分の専門の話以外も喋ろうと思う。ビオトープで外来種を入れて完成としたりするのでは、子供たちが犠牲になっている。その子供たちが大人になる。正しい知識を与えたい。」というものがあった。これらの意見の周辺にある方法論は、本来のステージに視点を投じた意味で、特に重要であると考える。

4-2-2. 今後の爬虫類飼育者実体数の増減への推測意見

設問(5)■爬虫・両生類の飼育者は今後増える、または減る傾向にあるとお思いですか。

この設問への解答内容は、ア. 多少増えていくと思う(9 名) イ. ほとんど変化はないと考える(12 名) ウ. 多少減少すると考える(2 名) エ. その他(8 名) 無回答(1 名)となっている。

内容は多様である。アを回答した人々は業界の人間・HP 管理者が中心である。小売店業者Bは以下のような理由を示している。「雑誌・専門店・PC による情報などがこの数年で格段に盛んになり、優れた飼育設備が簡単に購入することができ、その個体自体に問題さえなければ例え興味本位に買った人ですら安定して飼育できることになった。また爬虫類飼育はいったん始めるとかなり継続して飼い続ける傾向にあり、市場の安定化につながる。」

この意見より多少厳格な分析者であるブリーダー業者はイ. 変化なしを選択し、「業界に働く人間としては増えてほしいところであるが。飼育情報や技術が向上したからといって、動物を飼うという行為は、一般的なモノへの執着とは異なるので、簡単になった部分、飽きたからやめるという層は必須で、そのような波長の連続の中間レベルに飼育者絶対数が存在するわけであるから。」と述べている。

同様にイ. 変化なしを回答した者のうち、博物館職員Aは、以下のように語っている。「爬虫類・両生類はすごくのめり込む人と大変嫌う人がいる。飼いたいと思えば手法はいくらでも入手でき

るが、飼いたいと思うかどうかという周辺でマジョリティになる可能性は非常に少ないと思う。」また別の意見として研究者Ｃは、「飼育種に関し、指定されていない種への移行が起こる可能性はあるが、絶対数に関しての変化は小さいと思う。」という意見を寄せた。さらに雑誌編集者Ｃは、この指定種に関し、「輸入が止まるのでそれを飼育する人は減少するだろう。」さらに博物館職員Ｆのように、「いわゆるエキゾチックアニマルを飼育するという行為全体に対し社会的な制限が発生し、既に飼育しているマニアに影響は少ないとしても、新しく興味を抱く層は減少し、また店頭での販売が自然と縮小することが予測される。」とし、前述の意見以上に厳しい判断で方向付けを行う者もあった。

4-2-3. 野生動物の飼育の是非に関する私論

設問(6)爬虫・両生類はもともと野生由来であるから、それらをペットとして飼育することを禁止すべきだという考えに対してどうお考えになりますか。

この設問への回答内容は、ア. 賛成(5 名) イ. 反対(15 名) ウ. その他(12 名) であった。主だった意見として博物館職員Fは、「野生動物の飼育に反対する理由は2つある。」と説明した。「一点目は当該種の原産国での保全であり、二点目は人間および在来生物への疫学汚染である。ワシントン条約により多くの種類の輸入規制が現在ある時代に、さらに野生動物を故意にペット飼育することを指示することは矛盾する。」と語った。しかし、本調査結果を観ると予想外にイ. の反対意見が多い。これら反対者の多くもア. の賛成意見と同様に原則飼うべきでないことの自覚や感染症の予防措置の重要性に言及した上で以下のような説明を行った。まず動物園職員Dによると、「(爬虫類は)動物園では子供に人気のある動物」であり、博物館職員Dによると、「生き物を飼育したいという気持ちは正常な科学的な探究心である。」また動物園職員Cは条件を付与し、「子供が近所の田んぼでアマガエルなどを５匹ほど採って飼育しても、環境開発と比べた場合生態系にとって殆ど問題はない。」という意見を寄せた。これらの意見の範囲を超えた次元でブリーダー業者は、「もともとペットとしてこの世に存在した動物などいない。」とし、さらに雑誌編集者Cの、「増やすこと(CB 化)が野生種の絶滅を防ぐことにつながる。」といった積極的な肯定論もあった。これらの考えと関連した意見として研究者Dのように、「ドイツやアメリカなどの爬虫類先進国では繁殖を目指し、その研究も進んでいる。この場合利益が絡むのでモラルの問題も非常に大きい。」と述べる者もあった。

この野生動物飼育の是非の議論は、安直な二元論でないことは勿論であるが、一つの結論に収斂できない間口を持っている。私自身の考えは、「野生由来の動物は爬虫類・両生類に限らず基本的には飼ってはいけない種類である」に近く、その原則や理由を普及啓発しつつ、それでもどうしても飼う場合は、全く飼育に適さない種類についても触れながらマスコミ関係者が語るように、「むやみな野生からの収奪をさける」「健康管理の徹底」「終生飼養を目指すこと」を実践すべきだと考える。しかし、この意見はその語調や対象聴衆が不明である場合、反論以前の不確かさが存在する。自然科学で語りきれない、哲学・倫理的価値概念を包括した設問とも言える。

4-2-4. 科学報道についての意見・感想

設問(7)■最近外来生物問題関係で行政からの参考意見聴取をお受けなったことがありますか。

この設問への回答内容は、ア. 応じた(18 名) イ. 応じていない(10 名) ウ. その他(3 名) 無回答(1 名)であった。応じた場合の相手先は、インフォーマント選考の結果が審議委員に偏った理由もあるが、環境省が過半数(10 名)、残りは自治体であった。一方相手が自治体である場合は水族館職員Aが語るように、「周辺地域での動物の同定・保護・収容の相談を含め様々な問合せがある。」ようだ。しかし、審議委員などの委嘱以外への行政のベクトルは、極めて狭い方向を向いている。雑誌編集者Ａの、「環境省は本来であれば、飼育者やその代表である雑誌業界者、またそもそもの流通の大元である輸入業者を呼んで参考意見を聴取すべきところを、その行為がないところが問題である。」という意見は、利用業界において比較的多いと思われる。また委嘱を受けた者の中にも輸入・卸業者Bのように、「環境省の聞き取りは比較的多い。組合としての参考意見を聞き置くことは、行政執行部としても必要と理解していると思う。こちらも出席する以上意見は十分発言する。ただし、殆どの法策定に関わる施策は様々な力関係で既に決定されており、参考程度に聞き置くという限定された聞取りに終始していると聞く。ましてや一般国民においてはパブリックコメントでの意見の採用や評価はかなり困難であると思う。」という感想を述べるものもあった。

設問(8) ■「応じた」とお答えになった方へ：その際にお答えになられた内容が結果的に正確に、また有効的に作用したとお考えになりますか。

この設問への回答内容は、ア. 比較的有効的に作

用した（7 名） イ. あまり有効的に作用したとは言えない(4 名） ウ. その他・ケースバイケース(7 名） であった。
ア. の例としては、研究者Aは、「シンポジウムや出版物を通じて、行政に伝えることができ、その種が特定外来種に指定される上で若干の影響があったかもしれない。また別の種に関して、生息調査が必要である旨を行政側に伝えたところ、行政が動き出したという経緯があった。」と語った。博物館職員Ｅも、「妥協点をなるべく高い位置に設定できるような努力を行っている。政治的な圧力もかかり複雑な現場ではある。むしろ国と手を結んでプラスの方向へ導いている。主導権が行政より研究者側にあるという点が以前より進歩した点であるといえる。」と語った。
否定的な例では、自治体に対して博物館職員C及びBより、「行政の人々は余り勉強していないので、意思の疎通を欠くことがある。」などの意見があった。
　また、設問(9)において、「応じていない」と回答したものの中にもブリーダー業者のように、「外来生物法・特定動物関連の条例の関連省庁の意見交換会へ出向き、意見を述べた。」と言う者もあった。また小売店業者Ａの以下のコメントは象徴的であった。「自分の方から県の獣医衛生課へ連絡し、危険動物の指定に関しての条例の決定過程について問い合わせた。担当者は決定次第連絡しますと答えたが、一向に連絡がない。飼い切れなくなった個体の引取り施設の有無に関しても質問したが、県では答えが出せない。警察に尋ねたが、やはり回答はノーだった。もし仮にウチの店の前に捨てていった人がいたらどうなるのかと聞いたら、遺失物扱いとなるそうだが。いずれにしてもビジョンが全く感じられない。」と語っている。このような状況の改善はやはり国自身の施策とその指導の中にあるのではないだろうか。

設問（9）　■最近外来生物問題関係でマスコミからの取材をお受けなったことがありますか。
　この設問への回答内容は、ア. 応じた（17 名） イ. 応じていない(10 名） ウ. その他(5 名） であった。イ. の応じていないには積極的に断るという意見が 4 件あった。理由は動物園職員Aの、「動物園は法律を受けそれを遵守する側であり、法律で規制を行う立場ではないのでその取材を受ける対象ではない。」というものや、ブリーダー業者の、「販売店勤務当時はTV 製作会社より問合せはあったが全て断っていた。」といったポリシーに基づくものと、雑誌編集者Aの「受けネタあさりに期待しない。」や、獣医師の、「曲解や誤報についてあえて改善しようとも思わないので電話で断る。」という否定的なものが数件あった。別のコメントの中には輸入・卸業者Aの、「マスコミは何か新しい法律ができると、困った意見のみを欲しがる。」といった意見もあった。このような中で行われる取材であるが、その結果はどうであったかという感想を次にまとめることができる。

設問(10) ■「応じた」とお答えになった方へ：その際にお答えになられた内容が結果的に正確に、また有効的に作用したとお考えになりますか。
　この設問への回答内容は、ア. 比較的有効的に作用した（3 名） イ. あまり有効的に作用したとは言えない(3 名） ウ. その他・ケースバイケース(11 名） であった。まとめとして、有効的に作用したと回答した２名の意見を取り上げる。ここでこの問題の重要性を読み取ることができる。
一つは博物館職員Aによるもので、以下のとおりであった。「有効的であった。 報道関係は非常に重要。危険動物はコメントを要請される仕事として依頼が多い。内容が誤解されて報道されては困るが、放映されるということは何百万何千万の視聴者層があるのだから重要なこと。新聞は3行から7行である。新聞という媒体も、1行1行の解釈よりも取り上げたれたことだけで評価できるので細部の内容の誤差はやむを得ない場合がある。」と語っている。もう一つの博物館職員Ｆの意見としては、「比較的有効的に作用した。記者に対し１時間でも２時間でも勉強させている。印刷原稿については、こちらの名前を出して発言内容として紹介する場合には、必ず事前の内容確認を求める。そうすると記事の全文を持ってきてくれる記者も少なくない。不十分な内容であった場合そんな記事だと相手方から痛い目みますよと言ったりする。このような事前確認はＴＶでは無理だが、いまのところＴＶは一過性である。そうでもしないとメディアは常に一般大衆の関心を引き付けるセンセーショナリズムを追うので、面白おかしく対立を際立たせたがる。煽り、脚色があったりする。ＴＶでも新聞でもすでにストーリーが出来ている。『編集権の侵害』などと自らの権利は主張しながら、取材結果を公表される側の権利に対する配慮が欠落していることが非常に多い。」と語っている。この意見の考半部、すなわちマスメディアの自作自演的性格、独走性に関しては指摘を行うものが他に多数あった。続く次の設問（11）において、具体的な分析を行う。

設問（11） ■一般的に「日本に健全な科学ジャーナリズムが育たない」といわれておりますが、外

来種問題関連や生物多様性関連の現在に至る報道の内容の蓄積に対し、何かお気づきの点はありますか。また今後の科学ジャーナリズムのあるべき姿に対する助言などがございましたらお教え下さい。

この設問は、外来生物問題の解決に対し、科学ジャーナリズムの役割が果たされているか、またはそうでない場合、弊害になっているとしたらどう解決したらよいかという方法論から設定された。

さて、この設問への回答を主に２種類に分けて整理すると、一つは科学ジャーナリストへの要望、二点目は科学者自身・国民自身の採るべき姿勢であった。一点目については、概ね現状のジャーナリストの科学的な記事・番組の制作への批判である。まず輸入･卸業者Bは、「報道に関して輸入･卸業者Bは、『正確に』伝えるという最大の主旨を堅持してほしい。殊、外来種問題に関しては、視聴率もあるだろうがトピック的で話題をさらう、見世物的な取り上げ方が目立つ。客（小売業）からも『××は輸入禁止になったのか』といった、誤った理解が即ちに伝わったりする。また外来種関係はネガティブに扱われる傾向があるがこれも好ましい報道とは言い難い。どこかアラサガシといった態度が見え隠れする取材もある。」という意見を述べている。

また小売店業者Ａからは、「まず真実が伝わっていない。恐らく視聴率を優先する考えが根拠なのだろう。報道関係者は国の政策に対して何の疑問符も投げかけられない状況に置かれているのではないか。起承転結がない。遺棄という事実があるのなら、なぜそれが起こるのかという疑問文がない。そしてその疑問文に対して、必ず理由があるはずである。そのような論法の報道がなぜないのかが不思議だ。」という本質を突いた意見があった。

一方科学者サイドから研究者Ｃは、「外来生物問題に限らず、大衆に対するメディアの影響は当然大きい。きちっと問題の本質を捉えた報道が多いとはいえないばかりでなく論理的な分析を欠き総がかりには感情的な内容が多い。報道関係の事例としては、第一次指定が行われた１月３１日の環境省の発表と翌日の報道のある紙の論調のギャップを図書館で調べてみると興味深い。この法律の主旨は生態系の保全そのものにあるはずであること、その基準がどれだけ生かされているかという一点が重要であるのだが、その辺が形骸化されてしまっている。」と丁寧に説明している。最後にこれらのエッセンスとしての動物園職員Ｄの以下の意見、「製作者は科学的根拠を持って説明することが必要であり、自分たちの視聴率ばかりでなく視聴者の感性を育てること常に銘記すべきである。」は特徴的であった。

さて、二点目の科学者自身・国民自身の採るべき姿勢として雑誌編集者Ａは以下のように語っている。「生き物を飼育するということは、その中に民俗学・外国語（英語）・地理学など様々学ばねばならぬ要素が入り込んでいる。このような文化を身につけることは、画一化した日本の科学教育の土壌の中ではなかなか育ちにくい。科学ジャーナリズムを言及すると教育問題に直結するとも言える。小中学校でビオトープを作り、そこにヒメダカを放つということを平気で行っている。」

また、別の意見として HP 管理者Bは以下のように語っている。「カミツキガメの危険性を煽り立てる報道があっても、そこら中にミドリガメがいる違和感はあまり話題にならず、更にはニホンイシガメを見かけなくなったことなどは、まず取り上げられない。 日本は自然環境に恵まれている国で、有史以来その恵みを享受していながら、経済活動最優先で自然保護関連は二の次三の次という現状が残念でならない。」同様に研究者Ｅは、「外来種対策の目的があくまでも生物多様性の保全であることを繰り返し伝えて欲しい。外来種の被害をあげつらって駆除を目的化している現状は間違っている。駆除が成功しても多様性が保全されるとは限らないからである。」と述べている。

さらに研究者Ｄからは「外来種を自然の生態系から取り除く必要性も訴えているが、合わせて悪いのは外来生物ではなく人間であり、反省をしなければならないこと、在来の生物にとっては、外来種問題だけではなく、生息環境の破壊など他の問題もあることなど、実情を伝えるようにしている。」という意見が寄せられた。

私の意見は、最後に記す一つの意見に近いといえる。この意見は生物多様性の問題解決の一端を、科学ジャーナリストに託すというより、国民一人ひとりが先駆的に自覚し活動するという論法である。以下のマスコミ関係者のコメントを最後に記し、知見者インタビューの分析を終えたいと考える。

「生物多様性の問題では、最近は、身の周りの身近な生き物に関心を抱く人が圧倒的に少なくなっている。（中略）動物や植物の生命のおかげで、私たち人間の生活が成り立っていることが、すっかり見えなくなっているのが現実だ。そのことが、

生物多様性などの問題を理解しにくくしているのでないか。いきなり外来生物法といわれても、人々と生き物の世界が断絶されてしまっているので、真空状態に異物が入ってきたような感覚だと思う。駆除などに対し『命を粗末にするな』などの議論しか出てこない。問題を総体として考え直す必要がある。生物多様性とは、『生き物たちの賑わい』のことだ。賑わいといっても仲良く同居しているわけではなく、厳しい生存競争があるわけだが、単純な自然相に変貌することだけは避けなければばらない。研究者自身も多忙でフィールドを歩く人も少なくなったと聞く。大事なことは気づいた人一人ひとりが、動くしかない。」

第5章　総合考察

この章は、第3章、第4章の調査結果を踏まえ、本論中で捻出した外来種問題を含む生物多様性の保全・解決の前に横たわる、諸処の課題を解決するための仮説を実証する作業手順である。

５－１．外来種問題に設置された３つの争点

外来種問題に関し、その国民的な参加による課題解決の必要性を念頭に置くとき、私はそこに三つの情報の共有及び相互理解を促進する「場」があると考える。通常これらの「場」では以下に述べる課題に添って、市民・産業界・行政・学界の相互の取組により問題が逐次解明されて行く。私はそれらのうちの三番目である「文化の問題としての外来種問題」に焦点を当て、この論文の考察を展開したい。そのことの根拠すなわち、なぜこれらの「場」の三番目に着目したかということを述べる以前に、まず他の２つの「場＝争点」に関し簡単に説明を行う。

5-1-1. 生物多様性保全の原則（生態系等に係る被害の防止に起因する考慮事項）

この争点は三点中最も重要であり、今後知見の集積と調査研究が行われることが望まれている。このことについては、「特定外来生物被害防止基本方針（2004. 10 月）環境省・農林水産省」の3. 科学的知見の充実の中で説明されている。すなわち「外来生物の対応施策を的確かつ効果的に推進するためには、何よりも生物の特性及び導入により影響を受ける生態系に関する科学的知見の充実が重要である。（中略）外来生物の存在、生息・生育状況、生態的特性に関する調査の実施（中略）など政策推進に必要な各分野の調査研究を推進する。」とある。見識者聞き取り中の意見で研究者Bにより、いみじくも次のような意見があった。外来種問題に関しての科学的なデータが極めて不足していることを言いたい。学者のやるべき最大の仕事はデータの公表である。判断材料を与え国民の真意を問う仕事である。すなわち、外来種問題に限らずとも、生物多様性の多くの課題を解決に導くためには、科学者による科学的データの提供こそが全ての施策のスタートラインといえよう。

5-1-2. 経済システムから見た外来生物法（利用・駆除その他）

外来生物問題を純粋に経済問題として考えた場合、国家経済の損失に言及することができる。IUCN ガイドラインによる「生物学的な外来種の侵入の規模と経費は（中略）経済的にみて（中略）全世界的であり膨大である。（中略）さらに、外来侵入種の直接的な経済被害額は年間数十億ドルに達する」とある。このような、国家規模の考え方と並行して、利用団体あるいは個人利用者が、外来生物法が施行されたことに対して、個人生活のレベルで経済問題を主張することがある。また、駆除・登録等に要する費用の発生を国・自治体・その他法人・個人が負担するのかという問題も別途存在する。また今回の調査の中には、知見者聴き取りの意見の中で安易な遺棄を防止するために、安価な爬虫類の販売をストップする方法や、密輸を防止するためのシステマチックな経済問題を語る者もあった。

5-1-3. 文化の問題としての外来生物法

私が、本論文の考察で取り上げたいのは記述の1. 生物多様性の事項や2. 経済システムの事項ではなく3. すなわち、文化の問題という側面である。なぜ、このような側面に固執するかという理由は、外来生物問題を有効的に解決に導く方法を考察した場合、その解決を阻害している要因というのは、ことごとくこれらの視点で語られる争点であると思われるからである。それらは濃厚で人々の生活や嗜好に交じり合っており、悪意はなく、しかし単純でもない。したがって、もし科学者および政策執行者が本気でこれらの問題を学び、相互に交流し意見を交換すれば、解決を導くルートは存在すると確信する。

５－２．個人飼育文化について

さて、上述の「文化の問題」を三点の項目に分けて論じたい。その第一項は「個人飼育一般」論あるいは非常に極端ではあるが、象徴的に命名すると「ヘビ飼育について」である。さて爬虫類飼育者とは何種類かにカテゴライズできるのだろうか。通常一

部のミドリガメなどの飼育者たちは、「意識レベルの低い」「外来種問題の原因者として根底を形成するもの」と評されることが多い。また逆にマニアは飼い難いといわれる種を、「入念に情報収集・分析し、楽しんでいる」という評価もある（以上「」内　第3回移入種対策小委員会プログラム　ヒヤリングより）。マニア（＝愛好家）は、しかしレア物を狙い、投機欲を持つ者すらいるといわれる。小売店業者Ｂによると、「毛の生えたペットと毛の生えていないペットとでは、飼う側の対象への意識や重みが微妙に違っている。」と言うが、この分析も不可能でない。私はここに特殊な「文化」を読取ることが可能であると考える。同時に、コレクターであることと、ミドリガメ1匹を飼う人の違いは何か、共通点はどうなのかといった問いへの答えも模索したい。

5-2-1. 仮説の設定（理解されにくい人々・理解されにくい文化）

ここでは、以下の三点について明らかにする。

1）爬虫・両生類飼育者に種別はあるのか。どのような階層があるのか。

2）社会的な受容は、1）の種類によって異なるのか。

3）いわゆるマニアが外国産個体を好む理由と、そのことが外来種問題とどう関わるか。

5-2-2. 仮説の検証

1）爬虫・両生類飼育者の種別および階層について

種別による分類については以下に分類できる。

①単種類飼育、すなわちカメ・トカゲ・ヘビ・カエル・イモリ・サンショウウオ・その他の単種類を飼育②複合種類飼育、それらの複種類を飼育（以上（問1）（表3）および（問2）（表4）参照）

また、外来生物問題との関係では、安価なカメなどの飼育が問題となっている。（安価なカメの飼育については5－3参照）

また、傾向による分類として安価なカメ以外の遺棄は少ない反面、逸出は多い。亜熱帯の琉球列島では南方のヘビが定着する可能性が高い（勝連　1996）が、それ以外の環境条件を備える地域以外では一般的に定着は少ないと考えられている。そのため、どちらかというとこれらペット動物の登録制こそが、種種の問題に対応する施策として有効であるという意見が比較的多い（問　18）（表15）。 これらの推測や相互の関係を統合して、爬虫類飼育を3種にカテゴライズすることを試みると以下のようになる。

①ペットとして（家族の一員として、名前を付ける等の飼育方法、カメ一般・カゲ・レオパードゲッコー・いわゆるペットスネーク等）

②コレクターとして（レアものを収集・飼育スキルをあげるため、繁殖を含む）

③投機対象として（単体またはペアによる繁殖）（一部②も重複する）

最後に、飼育種類と価格、飼育層、遺棄・逸出のファクターに関して以下のマトリックスにまとめた。

（表 22）遺棄に関するマトリックス表

飼育種	価格	飼育層	遺棄のファクター	逸走のファクター
ミドリガメに代表されるヌマガメ類	数百円から千円前後	一般（初心者・普通家庭）	強い	弱い
リクガメ・希少種水棲、半水棲カメ	1万円程度	一般（初級者）・マニア	弱い	弱い
ヘビ	数千円から数万円・数十万円	一般・マニア	弱い	強い

2）1）の種類によって異なる社会的な受容について

非常に大雑把な表現ではあるが、一般的にカメは受容され、ヘビは嫌悪される。また飼育者自身が変人扱いされる。強烈な畏敬と物凄い嫌悪（吉野 1979）に象徴されるこの爬虫類は、社会の対応を大きく二分する。見識者への聴き取りにおいて研究者Ｆの次のようなコメントがあった。「日本人一般にとって、カメとヘビとではイメージが全く異なる。すなわち、カメはプラスでヘビはマイナスであり、このことは排除に対する人々の反応にも直結する。カメはかわいそうだがヘビは殺せというような。このようにネガティブなイメージを持つヘビに対し、マニアの人たちは一線を越えたとでもいう意識で飼育していると思う。」また、ヘビ自身への嫌悪として博物館職員Aより、以下のようなコメントもあった。「『キャーの遺伝』というが、お母さんが『ヘビ、キャー』というと子供もそうなってしまう。爬虫類だろうが両生類だろうが子供にはわからない。」爬虫類飼育への偏見に対する飼育者自身の意見は個人飼育者調査の自由意見に多数あるので参照されたい（合計20

件)。

3)　外国産個体偏重と外来種問題との関連

独自の調査方法で米国爬虫類市場の調査を行っている、The Human Society Of The United States の統計によると、「1997年にアメリカ合衆国から輸出されたミシシッピアカミミガメとそのほかの爬虫類の頭数」および「1997 年にアメリカ合衆国から輸出された爬虫類の種数」に関する統計結果は以下のグラフのとおりである。

すなわち現在日本には爬虫類の輸入頭数が約100万頭で世界第4位と多く、同時に約300種類と、非常に多くの種類の爬虫類が輸入されていることがわかっている。この数は第 2 位の韓国の輸入種数の約3倍にもなる(矢部 2005)。

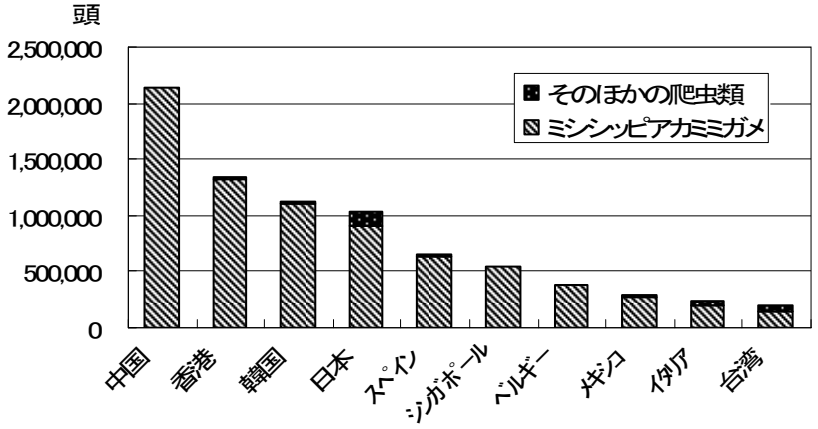

(図 34)　1997年にアメリカ合衆国から輸出されたミシシッピアカミミガメとそのほかの爬虫類の頭数(The Human S0ciety Of The United States 1997 より作図)

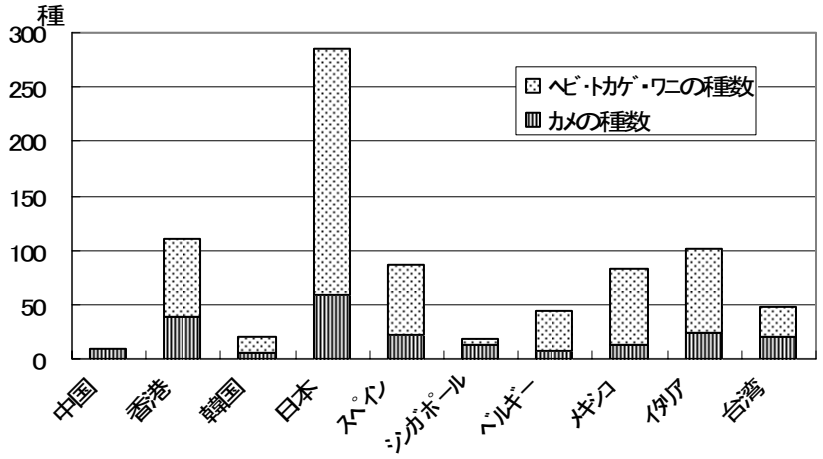

(図 35)　1997年にアメリカ合衆国から輸出された爬虫類の種数(The Human S0ciety Of The United States 1997 より作図)

飼育者調査の自由意見の中にあった「以前の図鑑で見るしか出来ない状態であった(中略)外来種」が「輸入および飼育ができる環境」が「やっと実現できた((問 28)回答より)」に代表される外国産爬虫類への固執理由は以下の数点であると思われる。

①審美性が優れている(色彩や形態など)

②飼育が比較的安易な種類が多い(いわゆるペットスネークなど、温和な性格であり、給餌が比較的楽であることなど)

③一部希少種であること (希少種であることで投機的価値があることも含む)

これらの要素に加え、HP 管理者 C は以下の感想を付け加えた。この場合の④及び⑤は、多少自意識過剰かとも解されるが、興味深い分析である。

④マイナーな趣味であることの優越感

⑤世間から眉をひそめられる存在であることの自虐

的快感
⑥異国の自然や生き物への知的探究心や憧れ
以上の条件が、市場や爬虫類関係メディアを統率するようである。このうち、①についての雑誌編集者Ａのコメントは以下のとおりであった。「爬虫類飼育は自分はペットとしてというより、観賞用としての趣味あるいはコレクション的な意味合いが強いと考える。例えて言えば、宝石や熱帯魚、観葉植物に近い。」同様に博物館職員Ｄは、「パイソンの白化個体を女性が宝石を求めるかのように収集したり（中略）心が癒される（中略）というより（中略）コレクション欲などが優先し希少種の収集に興味が走ったりする。」と言い当てている。③の投機性について小売店業者Ａの、「顧客の中には（特定外来種に）指定されると逆に商品的価値が上がるのではと思っている人も現実に存在する。」という意見や、「ワシントン条約（の付属書種）に指定されると個体（の価格が）高くなったりすることが多い。そうなると今度は飼育者が欲しがるようになることが多い（問 27 回答より）。」や博物館職員Ｄの意見である、「法的に禁止されると逆に価値を見出す人たちはいくら値が高くても手に入れたいと思う。」という一連のコメントに表れている。
さて、以上外国産爬虫類が市場で選択的に好まれる理由を私見として外観したが、そのより本質的問題点を高田爬虫類研究所長・高田榮一氏に意見を求めた。
氏はまず一般論として「爬虫類飼育一般における個体選びの基準」を次の4項目として挙げている。「小型であること」「給餌が比較的楽であること」「性格が比較的大人しいこと」「見てくれがよいこと」そして「色がきれいなこと」である。そして、「なぜ外国産爬虫類を多くの飼育者が求めるのか」という問いに対し、「近代日本から始まった日本人独特の「海の向こう」に対する『浅い好奇心』と『経済性』」を挙げた。「この問題は明治維新以来の『軽い舶来趣味』に彩られた『日本人論』を紐解かないと説明は難しい。」という。爬虫類ペットマーケットに限らずあらゆる市場に蔓延する日本人のブランド志向、舶来だというだけでの付加価値や絶対的肯定が原点にあるのだろうか。また、この延長線上にある希少種人気は、原産国の生物多様性の喪失への加担という結果をもたらしているとも考えられる。

5-2-3. 検証結果の提示（飼育の本質について）

1）ペット飼育とは何か、 爬虫類飼育とは何か、 野生動物の飼育の是非へとつながる論法に触れる。この解説へは、第4章 4-2-3.と多少重複するが、見識者聴き取り調査データより、いくつかのコメントを提示したい。
水族館職員Ａ：「飼育」 自体の持つ教育的意義は大きい。
研究者Ｃ　　：生き物を飼育したいと思うのは人間の本能の一つとも言える。
博物館職員Ｄ：生き物を飼育したいという気持ちは正常な科学的な探究心。
博物館職員Ｃ：ペット飼育は、子どもが身近に動物に触れる機会でもある。
博物館職員Ｅ：自然と触れ合う重要な一手段である。幼少期に虫や魚を捕まえては殺し、自然と触れ合うという経験は必要。
これらの動物飼育の一般論から、対象が外国産爬虫類の場合の議論に移る。
雑誌編集者Ｃ：野生種を飼育することは、それらの動物が望んでいることではない。そのような根源的な意味で考えると飼育自体は正しいことではない。
また「感染症の問題」を選択する者は比較的多く、博物館職員Ｄ：一部飼育に向かない種類があり、そのことを関係機関で教育普及しなければいけない、と指摘を行う者もあった。
　また国内および国際法や協定に基づき野生動物の国際取引を監視機関であるトラフィックイーストアジアジャパンからの緊急メッセージ「カメをペットとして購入する消費者へ（2004年12月3日更新）」では、「１．　国際取引が禁止されている種（ワシントン条約附属書Ｉ）については、密猟および密輸の可能性が非常に高いので買うべきではない。絶滅のおそれのある動植物は人類全体が保護すべきもので、個人が所持すべきではない。」（傍点は論者による）を訴えている。では、どのような飼育が今後許容されるのであろうか。

2）次世代の爬虫類飼育の姿とは何か
　私はこの問題は飼育者自身のモラルの問題、そして偏見の除去にあると考える。
「ワシントン条約」・「種の保存法」・「動物の愛護及び管理に関する法律」そして「外来生物法」などの遵守はもとより、アメリカ爬虫類両生類愛好家連盟（American Federation of Herpetoculturists ）による「AFH 大型蛇類飼育指針」による自主規制内容などに学ぶ姿勢が望まれる。
http://sheisheishei.hp.infoseek.co.jp/reptiles_as_pets/AFH_Guideline_1.htm
また、業者の登録制や密輸の摘発を強化し、その結果生じる個人飼育者の購買に関する制限に耐え忍

ぶ覚悟が必要であろう。HP 管理者Ｂの述べる、「高い倫理観や自分のコレクター的欲望とどう向かい合うかなど、高いレベルでの道徳心を身につけてもらいたいと常々願っている。」といった意見が最も近いといえる。

５－３．カメの放生と外来生物法（個人飼育者による遺棄の問題）

5-3-1. 仮説の設定（放生の歴史と今日的認識）

アカミミガメ、カミツキガメが多く遺棄されるのかについての研究や報告は多数ある（巻末参考文献を参照）。今から約40年前、1966年「アマゾンのミドリガメ」が菓子の景品として採用された。それ以来、飼われ捨てられて繁殖を繰り返す歴史であった（青木 1991）。

特に今回の見識者への聴き取りに対し、HP 管理者 C はアジア圏に普遍的である文化的特徴に触れ、「日本には放生という仏教に基づく習俗があったので、生き物を放してあげることに対する素朴な肯定意識が人々の底辺に根強く残っている点も問題点として指摘しておきたい、という意見を語っている。この「放生」について、その歴史的な要点に簡単に触れる。「捕らわれの生類を放して逃がして（生かして）あげる行為のこと」であり、仏教儀式「放生会【ほうじょうえ】」に起源を持つ。日本では、放生は仏教の伝来とほぼ同時期に伝わったより、更に時代が下った江戸時代、放生は支配階級のものから庶民の生活へと広まっていった。参拝客相手に放生する生き物を売る商売も盛んに行われるようになり、その代表的なものが「放し鰻」「放し鳥」「放し亀」であった（後藤　1993）。

この論の流れで博物館職員Aは以下のコメントを語っている。「ミドリガメについては不忍池は別名放生池とも呼ばれ、『命を放してあげること』は信心深い人にとっては功徳を表している。功徳を表すことにより自分が仏様よりご利益を得られると考えるようだ。弁天門から出た所にある弁天様の所に沢山の石塔の多くは供養塔である。ぜひ見たほうがよい。門前でウナギやドジョウなどを買い求めて放すその代金はお賽銭と同じで寺の収益となる。河豚塚・鳥塚・魚塚など十数個ある。生き物に対する人間の心の重要な部分がある。当時は外来種問題などはないから、その辺に普通にいる生き物であった。クサガメが現在ではミドリガメ・イシガメに変わっている。外来種問題で『なぜ規定しなければならないか』という基本的なところは一般市民の理解としては『なぜ放してはいけないのか』という理解の辺と関係している。もう一つ重要なのは生命の同一性の問題、生命の原基は 36 億年前に全て同一の起源を持っている、ミドリガメの命も人間の命と同じ価値であるという非常に人間的な部分から成り立っている考えが主流にあり、なかなかサイエンティフィックに解決できない結果となる」と続く。

同じく私が今回ここで論じたいのも、日本人の心の中に潜在的にある「行ってもいいこと」をどうやって払拭するか、遺棄に関した部分での新しい正しい環境観にシフトする方法論についてである。個人飼育者アンケートでこのような象徴的な回答があったので、最後に記したい。「悲しかったのは縁日の亀・金魚すくいのおじさんが飼育法を適当に説明したあと『どうしようもなくなったら神社とかの池に放しちゃいなさい』と。商売なのはわかりますが、どうかと思いました。近所の神社には立派に成長したミドリガメがたくさんいます。皆に『あれミドリガメだよ』といっても信じてくれませんが･･･皆ミドリガメは大きくならないと思っているんでしょうね？小さいのしか見たことがないから。」

5-3-2. 仮説の検証

ここでは、飼育者と見識者のデータの中から、1. 遺棄の問題へのダイレクトで強烈なレスポンスを、幾件か拾い提示する。個人飼育者調査の中では、二種類の意見が見受けられる。それは（皆は）こうだからこう捨てるという意見と（私は）絶対捨てないという、本質的には同一の、形態として表裏を形成する意見である。「捨てる」の象徴的な意見は、「本来は飼育者のレベルやモラルの範囲で飼育および管理をするのが当然だが、現在の飼育者のモラルは行政レベルで指導・管理できる状態ではない。」（問 23 の回答内容より）があった。一方「捨てない」の究極の意見としては、「私が死んでしまった場合以外に飼育を中断するということは全く無いと思う。」「（飼育を中断するときは）一緒に死ぬしかないでしょう。」（問 13 の回答内容より）などがあった。

見識者への聞き取り結果では、「捨てる」に関する意見は、HP 管理者Ｃの、「可愛いさと興味本位で生き物を飼う人達は生態系への影響など考えない人がほとんどである。」という意見や、雑誌編集者Ａの「なぜ、遺棄が起こるかというと、その理由は一つしかなく、その個体の販売価格が安いからである。」という単刀直入で納得のいく意見があった。この意見は同章(1)の２．（経済システム・・・・）にも関連する。またこれらの意見から、その発展性の追及を試みると HP 管理者Ｂは、「希少な爬虫両生類種がペットトレードによってますます減少してゆく状況があり、一方で元・飼育動物が（どんな理由であれ）放野され、外来生物として地域の自然環境に影響を及ぼしてい

る（または及ぼす可能性がある）という点を、我々爬虫両生類ペット飼育者はもっと反省・自戒しなければならないと思う。」と述べている。また、HP 管理者Ｃも、「『終生飼養』と『適正な飼養数』を、もっともっと爬虫両生類ペット飼育者各人で考えてゆくことが求められているのではないか。但し、影響力の大きさから言うと、生き物を商売とする業界のモラル向上が必要と思う。飼育者を教育するという理想論は、商売として自分たちが生き残ることに必死な為、実現の可能性が低いのでは。イグアナとカミツキガメの例が象徴していると思う。売る側もかつての大量採取の野生個体を消費させ、一時的な収入を得る考えから、生体を売った後のサービスや餌、グッズの売上を得るやり方の方が健全という認識 が定着しつつあると思う。きれいごとやボランティアに頼る考えはダメだと思う。飼育ノウハウやサービスを販売するぐらいの考えが必要だし、ペット飼育の合理的なあり方までも商品として開発するぐらいの気概が必要だと思う。あくまでも商業ベースで売る側も消費者にもメリットのある仕組みを作るのは不可能ではないと思う。」と述べ、これら二人の意見は的確であると推測される。

5-3-3. 検証結果の提示（放生への反省とモラル喚起について）

見識者の中には飼育者への教育は困難との意見もあった。しかし私自身は「捨てる」という行為を喰い止める。「外来指定種にする」「業者の登録制」「屋台やホームセンター」で売らせない。「UFO キャッチャー」「カメ釣り」「引き出物」では使わない等これらの教育が最低限行われるべきであると思う。どのような動物も幼体は「かわいい」。「飼いたいという」欲望は身近にある。しかし「かわいい」からこそ飼わない。外国産のペットである以上「よっぽどでないと買わない」という教育が施されるべきである。これらのことが安易な遺棄を防止する第一歩である。しかし、どうしても飼いたい場合、そこには大変厳しいモラルが待ち受けているということも同時に学習すべきである。

5－4. 調査研究方法での再検討

本章では、今回の調査研究方法そのものを論の主題としたい。そのきっかけは、これらの調査方法が問題点を含んでいることを外部、主に被調査者より数点の指摘を受けたことである。それらの個別の調査毎の指摘内容を、背景とともに分析・整理することで今後の同種または、これに近い種類の研究に役立てたい。

5-4-1. 仮説の設定（ネット調査その他）

ここでは、なぜこれらの調査方法を選択したのかについて記したい。

1） 個人飼育者向けネットアンケートについて

①当初は個人飼育者への接触方法として、直接インタビューを計画していた。しかし、調査者とインフォーマントである個人飼育者との出会いの場を設けることに付随する、小売店・イベント関係者などへの「迷惑」発言が直接・間接にあった。すなわち、店やイベント会場の付近で調査活動を行うことは、小売店・イベントへの営業妨害につながらないとも限らないという予測的内容であった。

②ネットアンケートの方法の提案は、インタビュー対象とは異なる小売店業者などからであった。この方法であれば、本人の自由意志なので、答えたくない人への負担は比較的少ないという意味、すなわちメリットがあると認識した。

③どのようにこのサイトを宣伝するかという方法論は、当初は検索エンジンと管理者に断った上でのリンク貼りであった。その後、爬虫類関係ホームページの　への「アンケートへの協力依頼」の掲載を行った。

2） 研究者等への直接聞き取り方法について

当初接触方法の選択および経過について、特段問題はなかった。特に依頼への承諾は、比較的順調であった。

3） 業者との関わり方について

当初接触方法特の選択および経過について、特段問題はなかった。特に依頼への承諾は、比較的順調であった。

5-4-2. 仮説の検証

ここでは調査進行中に発現した、幾つかの問題に関しての実際の対応を記す。

1） 個人飼育者向けネットアンケートに調査について

この調査の進行中生じたイベントをさらに整理すると、次の数項目となる。

①爬虫類関連サイトへのリンク依頼について（ａは批判的内容、bは賛同的内容とした）

a.依頼をした団体に固有の主義主張があり、本調査の最終提言が合致する確実性が担保できない段階で、リンク依頼に応じられないとのコメントを得た（1件）。

b. 依頼された団体は包括的な性格を持つ団体のため、あるいは調査の趣旨に賛同するためリンクは問題ないとの回答を得た（2 件）。

②複数の掲示板にサイト管理者の許可なしに調査協力内容の投稿を行った。
a. 場合によってはスパム行為 4) と受け取られる。きちんとした研究であるならば、指導教官名入りの DM 等で，前もって許可を得てから書き込む等の方法がとれるとのコメントを得た（1件）。
　抗議の詳細は以下（ア．～ク．）のとおりである。非常に詳細であったため全文を掲載する。
　ただし、私自身このコメントは理性的・客観的な態度に基づくものであると理解している。
ア. 研究主題が明確でない内容で、ウエッブ上でのリンクその他の協力を依頼されても、結果がどんな風になるか不明なので協力したくない。
イ. アンケートの内容の一部に個人飼育者を不快にさせる項目がある。
ウ. 設問内容に一貫性がなく、統計処理がまともにできないような内容である。
エ. コピペ 5) で様々な掲示板に貼るのは失礼（場合によっては荒らし 6)行為と同等）である。
オ. クリックしてアンケートに答えろと言うのはフィッシング詐欺の常套手段と同じであり、見ただけではそうでないという確認ができない。また、フィッシング詐欺のほとんどがアンケートは悪用されると言わない。
カ. 跳んだサイトにブラクラ 7)や有料サイト、ウィルス等があるかないか確認ができない。無いとかかれていても保証されない現状がある。
キ. きちんとした研究であるならば、指導教官名入りの DM 等で，前もって許可を得てから書き込む等の方法がとれる。
ク. 掲示板に書くとしても最初は掲示板の管理人に許可を得てから書く方法もある。
b. 掲示板の運営はあらし行為や個人攻撃などでない限り広く受け入れている場合、また調査の趣旨に賛同するため回答に協力する。さらに他の訪問者へ宣伝協力を行う。
③巨大掲示板2チャンネルの「ペット大好き＠2ch掲示板「最低・最高・爬虫類サイトスレ」で取り上げられたこと。2005年4月10日から2005年6月30日まで（35 件）。
a. 内容に問題が多いという感想をもとにした批判的な発言であった。
b.「みんなせっせとアンケートを書いて送ろうぜ！」的な発言があった。
④設問内容に関してのコメントがあった。
a.「このようなアンケートをとるのであれば、もう少しこれらの飼育者のこともある程度調べておくべきである。」（設問 32 回答者より）（1件）
b.「アンケートは楽しく回答できた。」（爬虫類サイトの掲示板より）（1件）
2）　研究者以外の対象者への直接聞き取り法について
　依頼への返答がない。理由は触れず不明のままだが、何かの理由で応じられない。基本的にそれ以上の追跡は行わなかった。なお、どのようなカテゴリーの依頼拒否、すなわち無返答であったかというと、サイト管理者（1名）・ブリーダー（2名）・イベント関係者（1名）などであり、調査者自身と直接面識がなかったり又は一時的な面識であったためとも思われる。また、これらの者とは別に回答への協力は行ったが、本研究への批判や不信を投げかけ（1名）今後の接触を拒否する人（1名）もあった。
3）業者との関わり方について
　以下の忠告が業界の経営者よりあった。「この業界は非常に狭いマーケットで、どの業者も同じ商品を扱っており、比較的に利潤が上がらないという閉塞した状況にある。そのような時期に外来生物法ができ、皆カリカリしている。それぞれの関係者の発言は内容には裏と表があり、相互に敵対意識が蔓延していないともいえない。外来生物法に対する反応にしても業界の人間は、他の関係者、例えば行政関係・研究者・飼育者などとは異なり、生きるか死ぬかの切迫したことがらなので、生半可な気持ちではなく真剣である。調査者と称して外部の人間が出入りするのは、皆迷惑と考えている。よって慎重に、また賢く行動すべきである。業者の窓口を誰か一人に決めてその人から情報をもらうべきであり、色々な人に意見をもらう方法は、自分自身が批判を産むだけで賛成できない。あなたはこれだけ批判を受けて、得るものはあるのか、将来の自分の研究につながるのか。」このコメントは、外からの者を受け入れず、その介入を拒否する態度、すなわち単純に「業界の人間であるかないか」という区分で物事を色分けする考えに立つと容易に理解できる。以下の３．検証結果の提示の３）業者との関わりについて、においてさらに整理を行った。

5-4-3. 検証結果の提示

1）個人飼育者向けネットアンケートについて
　ネットアンケートを行う際の最低限のマナーを精査し、何が必要であり、 守らねばならぬことであったかなどを深く考察することが必要であった。しかし一方において、今回のネットアンケートが前述の意見とは反対に肯定的に評価された部分も多かった。今回のアンケートの方法は、果たして好ましいものであったのか、総合的・統合的に理解と結論を仮定すると次

のとおりにまとめることができる。

ある争点が社会的に浮上している現実では、その事象に関与する人々の層は多様でありまた重層的である。「飼育に関して、『専門家や研究者』『販売者と飼育者』『行政』『その他（飼育に興味のない一般の方）』の4者で（アンケート Q28 回答内容より引用）」この問題が語られるべきである。つまり本来「爬虫類飼育」に関する問いは、これら全ての層に向けて、行われることで明らかになる部分を探るべきである。また、飼育者一般の中に、今回自発的に回答を寄せた人々は、比較的問題意識の高い人々が中心である。恐らくは回答を寄せないタイプ、例えば興味本位で動物を手に入れた後に、飼育自体に興味を失い、飽きて手放すことを常態とする多くの飼育者の意識を拾っていないという客観的な評価がある。そのことは、事象として把握・認識することで、全体的なデータ解析をおこなった所存である。

また、今回の調査研究のオーディエンスは誰かというと、現実的には政策執行者や関係者一般であるのだが、それらの人々が誰のために仕事をしているのかを考えたとき、広く国民一般であるといえよう。よって、この調査研究の発する基部には、広範な一般市民の視点が含まれる。そのような人々が考察、推定するところの爬虫両生類飼育に関する設問や回答の選択肢ということも、その内容に組み込んだ意図がある。

2）見識者への直接聞き取りについて

今回の直接聴き取りの方法は好ましいものであったか、総合的・統合的に理解と結論を仮定すると、以下の内容にまとめられる。一つは直接面識がなくとも多くの研究者が好意的で協力的であったとことは、聞き取りに非協力的であった一部の利用関係者とは対照的であった。

また、本研究への批判や不信を投げかけ、今後の接触を拒否した人々については、これらの行動の原因が、既に触れた「巨大掲示板」との関連や、これから述べる「業者との関わり」に関係しているかなど実際不明であるが、狭く複雑なマーケットの裏表で起こる奇妙な現象であると考える。

3）業者との関わり方について

何らかの一定の社会的に限定されたグループあるいはインフォーマントとの調査者との信頼は、短絡的に獲得されにくいものである。調査者の介入が、何らかの心理的な不快感や、実体のない不利益観を提示している場合、その原因は調査者自身の問題に還元されると考える。また、一般的に相手から信頼されない調査は、その時点で失格という考えを述べる者もいる。しかし、これらのデメリットを体験することにより引き受けつつ、調査を遂行することで、事象の本質を抽出し、その社会的意味を調査者の認識や洞察に応じて解釈することが可能になれば、研究的成果は得られるといえるのではないか。

第６章　結論

本研究では、外来生物問題の解決に対し、飼育者像・飼育者の意識を包括的に捉える作業による分析を行った。生物多様性への侵害という深刻な様々な問題を現実的に内包しつつも、飼育社会は流動的であり、今日の時代を先行する文化の一部を形成していることは否めない。ここで本論の中で最も明らかにしたいところの「主に遺棄による定着・繁殖が可能な外来種問題の発生の原因」と、これらの外国産爬虫類への選択的な嗜好はどう関連性があるかという点について触れる。その解決策は次の二点が考えられる。

一つは、モラルから始まりモラルに帰着するという内容である。特に安価な外国産カメなどの輸入・販売・消費を行う場合、また全ての爬虫両生類の流通および消費の現場での、徹底した自己規制といったモラルの重視である。二つ目は、法的な措置の適正化である。言い古された表現かもしれないが、多様な主体の多様な意見を母体とした合意形成と情報公開を基礎に置いて、また外来生物法関係で、今ひとつ不足を指摘されている普及啓発を徹底することである。

また、爬虫両生類の飼育者層は階層的であり、当然のことながら多くの飼育者は自身の考えを持っている。特にその一部においては繁殖やその流通などへの独自の主張を持っている。そのような価値観に基づき、ここ数年集客や売上げを目標としたレプタイル・イベントが国内でも目立っている。

一方において研究者と飼育者の間は難しい意思疎通の問題がある。利用者サイドでは、もっぱら「爬虫類飼育の普及発展」「市場の安定」へのアクセルを踏み続け、科学者サイドでは「希少種の保護」「密輸禁止」「生態系への様々な侵略因子の排除」を主眼にブームへの戒めのブレーキをかけ続けている。複雑で厄介な、これらの問題を解決するためには、両者の中間的な位置に有能なキーパソン 8) やファシリテーター9) の介在が望まれる。

また今回、回答者の意見を掘り下げると、本研究への研究方法への問いや提案もあった。例えば「これだけ人の意見を聞いているのだから、何かを動かすくらいのことをしてほしい」（問 32 回答者より）そのこと

が本調査の主題の一つでもあるともいえる。

第5章の（4）で記した、調査方法への事実データを下に行った自己批判や整理は、将来に社会調査、すなわち特殊なマーケットをバックグラウンドに持っている場合、およびネット使用の調査全般を行う際の参考になることが望まれる。そしてこれらの反省は、受けた批判を充分に受け止める意味で、理解を深めることができるのかと思う。しかし、既に述べたように、特に匿名性の部分での批判など未だに未解明の部分も残る。

私は以上の研究成果をもとに、次のような結論を述べたいと思う。野生動物の個人飼育の是非は答えのない設問であるともいえる。しかし、急速な経済開発等により、すでに「滅びの体制に入っている爬虫類（高田　2000）」である生物種やその個体群の保護及び、ペット産業に付随した捕獲圧を考えた場合、換言すると本来の生息地でひっそりと適応度を高めている姿を想像したとき、そこに一つの躊躇がある。一般的には、それらの行為が重大なリスクを伴うという意味である。現在、爬虫両生類を飼育している人々においても、これらを充分理解しているか、また今後理解を広めるかということが重要である。リスク要因としては感染症の予防、特に外国産希少種の減少、生息環境の破壊、密輸の発生原因、飼育技術の未熟なケースなど枚挙に暇がない。それらの全てのリスクアナリシスの理解の上に立ち、換言すると非常に制限を負ったスタイルで倫理的な重みと自主規制を含む責任ある行動を伴った飼育を継続すべきである。

また一方で、外来生物法の施行その他の現場において、政府政策者は飼育者に対し、本来は協力して問題を解決する主体であると認識し、そのような理解の原点に立つべきである。その上で、両者が知恵を出し合って現在ある様々な課題を協同して解決していく姿勢を持つ努力を行う。

また、爬虫類飼育という趣味一般に対する社会的に排他的な認知を取り除く教育がなされるべきである。前述の（1）の論述において主に対象としたところの、いわゆるマニア以外の飼育者すなわちイヌネコなどのペットと同様な愛情を注ぐ飼育者が多数存在することは、今回のアンケートで充分把握された。この事実の認識と偏見や先入観の除去の伝達は、野生動物を飼育することの是非の原点の論議と包括的に広く国民一般の中でおこなわれることが望ましい。

さて現在の外来生物問題は「危険」や「排除」といったネガティブな語彙や施策に塗れてはいないだろうか。本来の豊かな日本の自然の復活など、あくまでポジィティブなイメージを広げなければ整合性を欠く事であろう。研究者Dの描く、日本の水辺の環境が回復し、自然のカメが昔のように子供でも普通に身近な池や川や田んぼで捕れるようになることや、飼うことに飽きたら捕ったところに放せばよいし、仮に飼育中に逃げ出しても遺伝子汚染に繋がらない、といった世界が理想的である。ただしこの場合でも動物園職員Cによる、飼育下での感染症の罹患の可能性の指摘や、個体にとっての環境の再変更が生じることで、捕獲地へのリリースは生態分布調査等の場合以外は好ましくない（内容要約）という意見もあった。しかし、それでも私は大筋では前者の意見を特に支持したい。

また、高田は朝日新聞 2005 年9月 29 日朝刊で以下のように語っている。「飼うのは外国産ものばかり。なぜ日本産を愛さないのか。」この疑問詞にはいかに飼うかといったような現象論を超えた、日本人自身の自然観の醸成への願望が込められている。同時に、在来種・外来種ともに分布実態調査等による科学的知見の充実も望まれる。千石は以下のとおり語っている。人々に対し「いつになったらわれわれは日本の自然を知ることができるのだろう。それがなくなった日であろうか」と問う。多くの研究者により爬虫両生類の「経時変化が明瞭になるほどのデータ」（千石　1989）が一層整うことが同時に望まれる。

参考文献

青木良輔(1993)「あんなに流行った『ミドリガメ』って・・・」朝日新聞社,週間朝日百科：動物たちの地球第５巻「両生類・爬虫類」100 号ヌマガメ・ウミガメ（カメ目１）, 東京, 122pp

American Federation Of Herpetoculturists (2005) AFH Guidelines For The Keeping Of Large Constrictors, California

ぶりくら事務局「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に関するアンケート調査, 調査結果報告書 平成 16 年 12 月」（2004）http://www006.upp.30-net.jp/burikura/anke-to2004.htm

江良達雄(2003)「ペットにできる世界の爬虫類カタログ」新星出版社,東京, 203p

Franke,J.and T.M.Telecky (2001) Reptiles as pets , The Human Society of the United States,Washington.146pp.

『学術の動向』編集委員会編(2004)「学術の動向」2004 年 10 月,東京, 7-49p

後藤康人(2003)「『放し亀』考」東海メディア ユニークアニマル第３号,東京, 58-61p

ハープライフ(編)(2005)「外来法選定会議報告」,ハープライフ 2005 年#006,ｵｰﾙﾘﾋﾞﾝｸﾞｸｼｰﾁｬｰｽﾞ,東京,28-29 p

羽山伸一(2001)「野生動物問題」地人書館,東京,250pp
藤谷武史(2000)「名古屋市東山公園におけるﾄｳｷｮｳｻﾝｼｮｳｳｵの調査」両生類誌第４号別刷,愛知,12pp
石川良輔(1994)「うちのカメ」八坂書房,東京, 124pp
石橋徹(2005)「外来生物法雑感」クリーパー28 号, クリーパー社,東京,70-72p
今泉吉典, 他・編(1992)「滅びゆく日本の野生動物」成美堂出版社,東京, 142pp
岩本保則他(1985)「小動物の飼い方・ふやし方」一声社,東京, 210pp
環境省(1993)「第４回自然環境保全基礎調査（緑の国政調査）動物分布調査報告書（両生類・爬虫類）
環境省(2002)「ペット動物流通販売実態調査報告書　平成15 年３月」,121pp
環境省・農林水産省(2003)「特定外来生物被害防止基本方針」,33pp
勝連盛輝,他(1996)「沖縄諸島において本来の分布域とは異なる地域で採集されたヘビ」沖縄生物学会誌 34：1-7p
川道美枝子,岩槻邦男,堂本暁子（編）(2001)「移入・外来・侵入種」築地書館,東京, 321pp
亀岡晶子、清野比咲子(2005)「日本における淡水ガメ・リクガメの市場調査」ﾄﾗﾌｨｯｸｲｰｽﾄｱｼﾞｱ - ｼﾞｬﾊﾟﾝ,東京,41pp
長坂邦弘編「侵略的外来生物」NATIONAL GIOGRAPHIC 日本版 2005 年３月号 日経ﾅｼｮﾅﾙｼﾞｵｸﾞﾗﾌｨｯｸ社,42-89p
日本生態学会（編）(1995)「外来種ハンドブック」地人書館,東京,390pp
小原秀雄(1992)「野生動物消費大国ニッポン」岩波ブックレト No239,岩波書店,東京, 63pp
Ota. H., Toda. M. and Masunaga, G. (2004) Feral Populations of Amphibians and Reptiles in the Ryukyu Archipelago, Japan, Tokyo, 143pp
リラティオ（編）(2000)「ニッポンにおける外国産動物の現状」リラティオ,Vol.7,東京,16-46p
生物多様性政策研究会（編）(2002)「生物多様性キーワード事典」中央法規出版㈱,東京. 247pp
千石正一（編）（1979）「原色両生・爬虫類」家の光協会,東京, 206pp
千石正一,矢部隆,内田至(1989)「淡水ガメの世界」,アニマ 10 号,No.205,平凡社,東京,65 -84p
千石正一・横井正一(2003)「『リクガメから見えてくる飼育の本質』とは？」ハペトロジーVol.1,東京, 39-45,p
志村智子・矢部隆・金田正人(2004)「日本でいちばん普通に見ていたのは、外国から来たカメだった」,環境研究,No.132,(財)日立環境財団,東京,22-28p
（社）日本皮革産業連合会編(1996)「ＪＬＩＡハンドブック」（社）日本皮革産業連合会,東京, 269,125p
総理府(2000)「動物愛護に関する世論調査」
高田榮一(1997)「高田榮一の爬虫類ウォッチング」平凡社,東京, 227pp
高田榮一・冨水明(2000)「ビバガ Talk　Stage」ビバリウムガイド 2000 年 12 月号,神奈川,76-79p
高田榮一(2003)「巳歳生まれは、福を呼ぶ人」三五社-,東京,203pp
千木良芳範(1991)「沖縄島に持ち込まれた両生・爬虫類」南西諸島自然保護特別事業報告書 No.4,慢性初頭の野生生物に及ぼす移入動物の影響調査,43-49p
戸田光彦編(2005)「外来種問題」日本爬虫両棲類学会誌 2005 巻第２号,京都,139-186p
冨水明(2005)「特定外来生物ってなんじゃらほい？」,ビバリウムガイド No,29,マリン企画,神奈川, 84-86p
上野吉一(2004)「移入種への対応と動物福祉―多義的問題の解釈―」動物観研究 No.9,東京, (37-41p)
若生謙二(2004)「移入種への対応にあらわれる動物観」動物観研究 N0.9,東京, 43-47p
野生社(編) (1988)「ペットデータ年鑑 1988」,東京,643pp
野生社(編)(1997)「ペットデータ年鑑＆ペット産業２５年史」,東京,416pp
野生社(編) (2002)「ペットデータ年鑑 2002」,東京,366pp
矢部隆(2003)「外来ガメが変える水環境」ｺﾐｭﾆﾃｨ政策研究第５号　愛知学泉大学ｺﾐｭﾃｨ政策研究所,愛知,19pp
矢部隆(2005)「外来生物～連れてこられた罪なき者たち～」愛知学泉大学矢部隆ゼミ,愛知,34pp
吉野裕子(1979)「蛇―日本の蛇信仰―」法政大学出版局,東京, 240pp

謝辞

論文をまとめるにあたっては下記の方々のご意見を参考にした。記して謝意を表する。まず、アンケート手法への導入に関しては、東京都恩賜上野動物園飼育課長の伊東員義氏よりアドバイスを数回においていただいた。㈱アイアイ代表取締役大矢秀臣氏、爬虫類情報誌「ビバリウムガイド」ライター冨水明氏には業界全体に関する全般的なアドバイスなどをやはり数回においていただいた。また研究者側では、（財）自然環境研究センター研究主管千石正一氏には、私自身の沖縄県西表島における自然観察参加を含む多大な指導をいただいた。琉球大学亜熱帯生物研究所太田英利教授には、沖縄県での事例を含め爬虫両生類関連の研究手法へのアドバイスをいただいた。愛知学泉大学矢部隆助教授には、アニマルセラピーのボランティア参加や知多半島でのカメ生息調査に参加させていただくなど、様々な協力をいただいた。そして高田爬虫類研究所所長高田榮一氏においては、本テーマに関する深い造詣をもとに

隅々までの指導をいただいた。他にも、多くの専門家の方々に有形無形にお世話になった。

またアンケート調査・聞き取り調査に関しては、回答を寄せられた多くの飼育者の方々、専門家など見識者の方々、小売店業者等の方々に深く感謝する。

最後に全般的な内容では、放送大学松本忠夫教授、東京大学岩槻邦男名誉教授に２年間において周到な指導をいただいたことをここに記し、謝辞に代えたい。

参考（Appendix）

アンケート質問表＊

アンケート集計結果（自由意見）＊＊

小売店アンケート質問表＊＊＊

小売店アンケート集計結果＊＊＊＊

（注）

1) ぶりくら事務局＝「Breeding　Club」の略；国内での爬虫類・両生類の繁殖・流通・イベント開催を目的とした民間団体

2) リンク＝コンピューターで，複数のオブジェクト - プログラムを連結して実際に使用できるプログラムにすること。

3) 掲示板＝利用者が自由に書き込みを出来るシステムを指す。主に情報交換や馴れ合い、雑談などと言ったコミュニケーションを目的に使用される。BBS(Bulletin Board Systemの略称)とも呼ばれる。インターネットのホームページのオプションの一つとして個人サイトにも専用の掲示板が設置されていることが多い。

4) スパム=公開されているウエッブサイトなどから手に入れた e メールアドレスに向けて、営利目的のメールを無差別に大量配信すること。インターネットを利用したダイレクトメール。

5) コピペ＝コピーアンドペーストの略。 転じて、コピーアンドペーストで掲示板などに貼り付けられる定型文。

6) 荒らし=特定の掲示板等でケンカを売ったり、罵倒や無意味な長文コピペ　などの迷惑行為を繰り返すこと。

7) ブラクラ＝「ブラウザ　クラッシャーの略で、Internet Explorer のようなブラウザや、Outlook Express の新規作成ウインドウを無数に起動させる事で、コンピュータの動作を極端に不安定にする悪質な　ウエッブ　ページの事を言う。

8) キーパソン＝時代を動かす重要人物。組織の中で指導的役割をする人。

9) ファシリテーター＝参加者の心の動きや状況を見ながら、実際にプログラムを進行して行く人のこと。促進者。

（参考）アンケート質問表＊

[爬虫類・両生類をお飼いの方へのアンケート]

このアンケートは、爬虫類、両生類を現在お飼いの方々のご意見をいただき、爬虫類、両生類の販売、飼育、遺棄に関する意識調査等を調べる研究のための貴重な資料として使わせていただきます。ぜひ忌憚のないご意見をお聞かせ下さいますようお願い申し上げます。(詳しい「研究の概要」などはトップページより入る説明をお読み下さい)

Ｑ１　あなたが飼育されている爬虫類、両生類の種類は何ですか。(複数回答可)
・ヘビ類
・水生カメ類
・リクガメ類
・トカゲ類
・カエル類
・サンショウウオ、イモリ類
・その他

Ｑ２　あなたの飼育されている爬虫類、両生類の頭数をお教え下さい。
・１～３頭
・４～１０頭
・１１～９９頭
・１００頭～１９９頭
・２００頭以上

Ｑ３　そのペットは国産ですか、それとも外国産ですか。(複数回答可)
・国内産(野生のもの)
・国内産(日本国内でブリードされたもの)
・外国産(野生のもので輸入もの)
・外国産(外国でブリードされたもの
・外国産(日本国内でブリードされたもの)
・不明
・その他

Ｑ４　あなたの爬虫類、両生類の飼育暦はおよそ何年ですか。
・１年以内
・1～４年位
・５年から９年位
・１０年以上

Ｑ５　あなたはその（それらの)ペットをどこで入手しましたか。(複数回答可)
・ペットショップ(一般のペットショップ、総合店等)
・デパートやホームセンター等のペットコーナー
・ペットショップ(爬虫類、両生類の専門店)
・ペットショップ（熱帯魚専門店)
・インターネット販売(バーチャルショップやオークション、売買サイト等)
・ブリーダーから購入
・人から譲りうけた
・野外で捕獲した
・不明
・その他の方法

Ｑ６　１ヶ月にかかるエサ代はおよそいくら位ですか。(冬眠や繁殖のための餌量調節時期による変動は、ここ
では平均化してお答え下さい。)
・１，０００円以内
・１，０００円～５，０００円位
・５，０００円～１０，０００円位
・１０，０００円以上

Ｑ７　あなたが爬虫類、両生類を飼育される理由は次のどれですか。(複数回答可)
・爬虫類、両生類が好きである
・飼育して楽しい
・学術的に興味深い
・野生動物が飼育したい
・都会生活で爬虫類、両生類を飼うことは、精神的な救いである
・吠える、散歩が必要などの面倒が不要だから
・狭いスペースで飼育ができるから
・爬虫類、両生類を飼うことはステータスシンボルである
・人があまり飼っていないから
・その個体が好きだから
・商売のため
・その他

Ｑ８　Q7 で「その他」にチェックされた方やそれ以外の方でも Q7 について自由にご意見をお書き下さい。

Ｑ９　あなたの同居のご家族の中で、同じく爬虫類、両生類などを飼う楽しみを共有しているかたはいらっし
ゃいますか。
・いる
・(同居の家族はいるが共有するものは）いない
・(一人暮らしであるため）いない
・わからない

Ｑ10　爬虫類、両生類の飼育上で何か不都合はありますか。(複数回答可)
・販売価格が高い
・自分の飼育種に関する情報が少なすぎる
・店が近くにない
・専門の獣医が近くにいない
・近くの店に品揃え（生体、器具）が悪い
・問題のある飼育者や業者が多すぎる
・繁殖させても販売、譲渡しにくい
・飼育が困難な種類がある
・逃げ出す可能性がある
・まれに飼い主に危険が及ぶ可能性がある
・病気にかかった時の世話やコスト
・エサ代や電気代がかさむ
・近所の人の目が気になる
・家族が反対する
・飼育に手間がかかり面倒くさい

・飼育に飽きてきた
・飼っている種が特定外来生物種に指定されると困る
・特に不都合はない
・その他

Q 11　Q10 で「その他」にチェックされた方やそれ以外の方も Q10 について自由にご意見をお書き下さい。

Q 12　引越し等でやむなく飼育を中断せざるを得なくなった場合を仮定して、その場合あなたは爬虫類、両生類等のペットをどうしますか。（※特定外来生物に関しての譲渡・野に放つなどの行為は法律で禁じられます。）
・他の飼育者に譲るまたは預ける※
・ペットショップに譲るまたは預ける※
・動物園などの公共施設に寄贈するか引取ってもらう
・売る※
・野に放つ※
・安楽死させる
・わからない
・その他

Q 13　Q12 で「その他」にチェックされた方やそれ以外の方でも Q12 について自由にご意見をお書き下さい。

Q 14　両生類、爬虫類購入に関してのインターネット販売についてのご意見をお聞かせ下さい。（ここでいうインターネット販売とはバーチャルショップやオークション、売買サイトに関するものとお考え下さい。また商
品は生体のみについてとしてお答え下さい。）（複数回答可）
・価格が高い
・価格が安い
・便利である
・オークションの楽しみがある
・生体に問題があることがある
・生き物を通信手段のみで扱うことは賛成できない
・現代経済において、もはや無視できない流通手段である
・その他

Q 15　Q14 で「その他」にチェックされた方やそれ以外の方でも Q14 について自由にご意見をお書き下さい。

Q 16　爬虫類、両生類の店頭販売についてのご意見をお聞かせ下さい。（複数回答可）
・価格が高い
・価格が安い
・店が近くになくて不便
・実際の生体を観察できる
・購入時に店員から詳しい説明を受けることができる
・アフターケアが容易である
・その他

Q 17　Q16 で「その他」にチェックされた方やそれ以外の方でも Q16 について自由にご意見をお書き下さい。

Q 18　爬虫類、両生類等のペットが逃げ出すことを防止するために、マイクロチップ埋め込みやペットの
飼育を登録制にすることに関する議論がありますが、どう考えますか。（複数回答可）
・すべての爬虫類、両生類ペットに必要である
・種類によっては必要である
・そのような制度になると隠れて飼育する人が増えるだけである
・種類によっては、野に放してしまう人が増えると思う
・その他

Q 19　Q18 で「その他」にチェックされた方やそれ以外の方でも Q18 について自由にご意見をお書き下さい。

Q 20　２００５年６月１日より特定外来生物被害防止法（以下外来生物法と略す）が施行され、カミツキガメ・グリーンアノール・ブラウンアノール・ミナミオオガシラ・タイワンスジオ・タイワンハブ・オオヒキガエルの輸入・飼育・譲渡・野外へ放すことなどが原則的に禁止されるようになったことについてご存知ですか。
・よく知っている
・少し知っている
・知らなかった

Q 21　上記外来生物法についてどうお考えですか。
・良いことだと思う
・反対である
・しかたがないと思う
・よく知らない・その他

Q 22　その理由または関連した意見は次の中にありますか。（複数回答可）
・地域固有の生態系に及ぼす悪影響のことを第一に考え、法律に賛成する
・税関等における水際規制、輸入に携わる動物取り扱い業者の規制をするべき
・外来産ペットの野外への遺棄を防止する管理者(飼育者）責任を強化すべき
・爬虫類、両生類は被害を及ぼす種類は少ないので指定する必要はない
・ブラックリストを定める政令の制定の密室的な決め方に反対である
・販売事業者は外国産ペット販売時に飼育の手間や大きくなることなどを説明すべき
・罪のない生物が悪者扱いされるのは倫理的に納得できない
・防除方法について安易な殺処分や安易な根絶方法の採用には注意するべき
・国民の中には自然や野生生物に対する安易な誤解があり無意識的な外来生物導入に加担するケースが多い

・防除や外来生物導入へのアセス制度の確立が必要
・学識経験者だけでなく NGO や事業者・飼育者などの意見も聞くべき
・取締りの実働部隊がないから、多くの規制法はザル法である
・指定の過程を透明にして結果について意義申し立てなどを保障する制度が必要
・規制行政は最小限に留め、流通管理や飼育レベルやモラルの向上指導を行うべきである
・自由経済の中で動物の飼育機会は守られるべきである
・よく知らない
・その他

Q 23　Q22 で「その他」にチェックされた方やそれ以外の方でも Q21・ Q22 について自由にご意見をお書き下さい。

Q 24　あなたが現在飼育している爬虫類、両生類が「特定外来種」に指定された場合、あなたはその個体をどうしますか。（1パターンだけにしぼってお答え下さい）
・登録手続きをして、一代限り飼育する
・手続きをしないでそのまま飼育する（一代限り）
・手続きをしないでそのまま飼育する（場合によっては繁殖もする）
・飼育し続けるが、登録手続きをするかどうかはその内容や方法による
・飼育し続けるかどうかは登録方法の内容や方法による
・引取り先があれば利用し、飼育はしない
・安楽死させる
・野に放す
・外来種は飼っていない
・わからない
・その他

Q 25　Q24「その他」にチェックをされた方やそれ以外の方でも Q24 について自由にご意見をお書き下さい。

Q 26　ワシントン条約（CITES Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）、種の保存法などによって税関での野生動物の輸入規制や国内取引の規制が行われることについて、あなたはどう思いますか。
・良いことだと思う
・反対である
・しかたがないと思う
・わからない
・その他

Q 27　Q26「その他」にチェックをされた方やそれ以外の方でも Q26 について自由にご意見をお書き下さい。

Q 28　日頃、爬虫類、両生類を飼育されていて何かご意見、ご感想がありましたら、ぜひお聞かせ下さい。

Q 29　あなた自身についてお教え下さい。（1）
・男
・女

Q 30　あなた自身についてお教え下さい。（2）
・１０歳未満
・１０～２０歳台
・３０～４０歳台
・５０歳台以上

Q 31　あなた自身についてお教え下さい。（3）
・会社員
・公務員（教育関係者を除く）
・団体職員
・教育関係者
・自由業
・農林水産業
・自営業
・フリーター
・主婦
・学生
・その他

Q 32　あなた自身についてお教え下さい。（4）
北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・富山県・石川県・福井県・山梨県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

Q 33　差しさわりがなければ、あなた様のメールアドレスをご記入下さい。

お疲れ様でした。「送信」ボタンを押して回答を送信してください。

(参考)アンケート集計結果(自由意見)＊＊

Q8　「Q7 あなたが爬虫類、両生類を飼育される理由」のその他のご意見、または自由にご意見をお書き下さい。

可愛いため・好きなため	無表情なとこがかわいい。(10～20代・女)
	顔を見ただけで心が和やかになります。(30～40代・女)
	カメなどは、飼っていて心が癒される。(10～20代・女)
	見てると癒される気がします。(30～40代・男)
	生き物全般が好きであり、その中でもカメの産卵には特に感動をバ覚えるから^^(30～40代・男)
	(住んでいるところは田舎だが、)ペットのカメを見ると心がなごむ。(30～40代・女)
	癒されるから。(30～40代・女)
	ペットですので、愛玩動物としても見ています。心が和みますしねw(30～40代・男)
	亀に限ってすきである。かわいい。(10～20代・女)
	爬虫類は全般的に好きでそのなかでも蛇が好きだから。(10～20代・男)
	ながいこと爬虫類と暮らしています。野生からきた子もいます。地球の裏側からきたトカゲが日本の気候になじむわけががなくペットとして売られているこの子たちを惨めにに思い、買ったのがはじまりで日々ともに暮らすうちに愛がどんどん深くなり今では知らないことはないくらい爬虫類の知識があります。人工的にいろんなことをしても自然界には勝てないのも知っています。病気になっても獣医さんの基本が犬、猫なのでいくらくわしいといっても信じられません。だからこそ病気にさせない努力をし愛すことです。野生動物のこの子達が輸入される時から死がはじまるといいます。悲しいことです。爬虫類と限らず助けたいとおもいます。(30～40代・女)
	飼育しているのはミドリガメです。最初は10円玉ほどの大きさで、オモチャみたいで面白いと思って買ったところ、後に飼育書を読んで、それがアカミミガメの幼体で何十年も生き、成体は30cmほどにも育つと知り驚きました。ですが、飼育年数が経つと、オモチャのような可愛さはなくなっても、人に懐き、いろいろな仕草を見せて楽しませてくれ、大切な存在になりました。ミドリガメ購入者は、不適切な飼育で早くにカメを殺してしまう人や、飽きたり面倒になったりで野に放ってしまう人が多いですが、ぜひ責任をもった永年飼育で、その楽しさを実感してほしいと思います。(30～40代・女)
入手経過による	物のように売られていたのがふとかわいそうに思えて買ってしまいました。そしたら元気にずっと生きてます。(30～40代・男)
	スーパーが祭の為に用意した亀なのですが、売れ残りをそのままスーパーで売ってたのです。餌も与えられず日に日に弱っていくのが可哀相でバイトをしていた弟と友達で買ってきたのです。が時すでに遅く1匹は次の日に死にました。弟は独立したのですが亀は飼えないと置いて行き、仕方なく私が10年ほど世話をしているのです。母は生き物が嫌いなので捨ててこいと言いますが、それは出来ません。捨てるということは殺すのと同じだからです。今はなついてカワイイし。またも弟の置き土産のインコが仲間いり。(30～40代・男)
	お祭りのカメすくいで友達とふざけてやったらつれちゃった・・・って感じです。(10～20代・女)
	所謂お祭りのカメすくいで2000年9月17日に救ってきたものです。いわゆるミドリガメ、ミシシッピーアカミミガメです。(30～40代・男)
	はじめは興味で購入したが、その子たちの仕草などを見ているととても癒され、かわいく思える。(10～20代・女)
	最初気軽にクサガメをｼｮｯﾌﾟで購入しましたが、その後ハマリ、別の種類も飼育したくなり購入しました。今では数年後繁殖を目指しています。(10～20代・男)
	仕事で購入し、1匹だけ生き残り飼育することになったから。(30～40代・女)
	たまたま道で小指程のイモリを見つけました。それもコンクリートの上で。かわいそうで捕獲(助けるため)しました。どこに返したらいいのかわからず、そのまま飼う事にしました。今では中指程に育ちました。とてもかわいいです。(30～40代・女)
	虐待されているところを拾ったカメなので、また野生に帰して虐待に遭って死んでしまうと嫌なのでそのまま飼っている。(10～20代・女)
	イモリを飼っています。たまたま見つけたもので、死にそうだったので飼って見ました。とてもかわいいです。(30～40代・女)
	家人が川より捕獲した為飼育今は飼育楽しい。(30～40代・女)
	最初に亀を拾ってから亀が好きになったから飼ってます。(10～20代・男)
	小学校二年生の子供が、生活の時間(校外授業)に学校近くの池(？)で捕まえてきた。ちなみに殆どの生徒さんはバッタなどの昆虫を捕まえていたそうです。(30～40代・女)
	もともと私自身が小動物好きなのですが、息子が飼いたがったため飼育を始めました。ただまだ幼稚園児なので日々のお世話は私がしています。朝の餌やりが彼の日課で自分で名前をつけ可愛がってます。(30～40代・女)
	きっかけは息子が欲しがったからで特に好きで飼育し始めたわけで張りませんが、すぐにとりこになり、家族同然の存在になりました。人間とは違う「そばにいるだけで癒される」という実感、特別の存在です。(30～40代・女)
	子供がもらってきたので、仕方なくというところですが、今では、親がとても癒されています。(50代～・女)
	子供が欲しがった。(30～40代・男)
	リクガメ飼育は、主人の幼少期からの夢だったから。(10～20代・女)
	友人が飼っていたのを譲り受けた。(50代～・女)
	人にたのまれたのですが、飼った以上は、最後まで、みてあげようと思っています。(30～40代・女)
	人から譲り受け一旦飼育を始めたので続けている。(30～40代・男)
	プレゼントにもらった。(30～40代・女)
	結婚祝いに飼育セットと共に我が家へやって来たため。(10～20代・女)

飼い易さ・住宅事情	夜行性である。(30～40代・女)
	餌を毎日与える必要が無いので、出張が多くても問題が無い。(30～40代・男)

住宅事情など	給餌が週に1度程度で飼育可能な点。(仕事柄、帰宅がいつになるか判らないので毎日決まった時間に給餌しなければならないペットは飼えませんでした。)(10～20代・男)
飼い易さ・住宅事情など	動物は全般的に好きなのですがアレルギーがあるので。(30～40代・男)
	猫やイヌなどのほ乳類は、大概のマンションで飼育することができないので。(10～20代・女)
	アパートなどで哺乳類などが飼えないので、カメを飼って癒されています。(10～20代・女)
	犬猫飼育不可のマンションでできるペット飼育だから。(30～40代・男)
その他の理由	繁殖＆品種改良を目指して。(10～20代・女)
	繁殖をさせてみたい。(30～40代・男)
	今、日本産の爬虫類及び外国産の種は急激に減っており、これは動物園が果たす役割にも繋がるのだが、動物園には入らないような種(海外の捕獲業者が、学会より先に発見してしまう事も多々有る)を繁殖し、それを国内に回すことにより、捕獲圧を軽減させると共に、国内の飼育者のニーズに答える事が出来る。 さらに、その種が増えるので環境破壊で例え絶滅危惧になってもキーパーの間にはその種がありふれる状態になるため種の保存にも繋がる。(10～20代・男)
	学習教材用。(30～40代・男)
	大学院で両生類/生態系を研究している(研究室内で飼育)が、あくまで研究のための飼育である。(30～40代・男)
	自分の作品のモチーフになっている。(30～40代・男)
	Q7の問いですけど、家のクサガメですけど･･･散歩しますよって言うか、催促するので、散歩させてますけど･･･だから、不要って事は･･無いです!･･･(10～20代・男)
	蛇を飼育していますが、他にない神秘性を持った生き物だと思います。大学時代に日本神話をテーマにした講義を受けた際、蛇が日本において、また世界の様々な地域において神秘的な対象として崇められてきた経緯を知りました。私は宗教関係は全くと言って良いほど興味がないのですが、しかしその授業での説明で蛇が崇められてきた理由については共感できました。それは蛇がもともとその生態において神秘的な生き物だと言うことでした。例えば頭より遥に大きなエサを丸呑みできる事、手足の無くなった特異な形態、そして全ての種ではありませんが“毒”を持っていることなど･･･。 日本では何かに付けて理由なく嫌われる感のある蛇ですが、裏を返せば誰もが何かしら蛇に関しては思う事があるということだと思います。全くの無関心では無い分、誤解さえ解ければ多くの人に魅力ある種だと分かってもらえると思います。そして蛇は都会で暮らす現代人には足りない何か緊張感のようなものを与えてくれる、良い相棒になりうる存在だと思っています。(10～20代・男)
	生き物を飼う人というのは、そういう星の元に生まれてしまったんだと思います。 あるいは、生まれながらに呪われているというか。(30～40代・男)
理由なし	特に無し。(10～20代・男)
	特にありません。(10～20代・男)

Q11 「Q10　爬虫類・両生類の飼育上で何か不都合について」その他のご意見、または自由にご意見をお書き下さい。

医療関係	病気に関する情報が少ない。(30～40代・女)
	ストレスを受けてる時と病気になった時の判断ができるようになるまで結構年数がかかった。(10～20代・女)
	看病のノウハウや、病気についての知識を得る事が困難で、医者に連れて行くべきかどうかの判断が難しい。(20～30代・女)
	『専門の獣医が近くにいない』の回答で、それほど遠くでもないけれど、気軽に行ける近さに爬虫類を見てくれる病院はない。(10～20代・男)
	親の仕事上、爬虫類からの病気が心配。(10～20代・男)
	相手は生き物なのだから、本来は充分な下調べをしてから飼うべきで(自戒も含めて)、チェック項目のほとんどは飼育者自身の購入時の判断ミスから生じているものだと思います。つまり自分の経済事情や生活サイクルにあった相手を選んでいないのではないかということです。 ただし、比較的楽に飼育できるはずのアカミミガメを買っているはずの私も、飼育初期に病気になられた時には、爬虫類を診てくれる獣医師がもっといたらいいのに･･･と切実に思いました。(適切な飼育をしていれば病気などには罹らないはず、とは思いますが･･･) それから、ホームセンターなどに幼カメが大量に入荷されて次々と弱っていったり、見本としていい加減な飼育環境の中に飾られているカメを見ると、胸が痛むと同時に憤りを感じます。購入者は、この程度の環境で飼えるんだ、と思って買うのでしょうから。(30～40代・女)
偏見について	爬虫類をきらいな人が多い。(10～20代・男)
	偏見を持っている人が多い。(30～40代・女)
	犬猫不可のマンションでも小動物飼育は許される範疇だと考えている。が、小動物＝爬虫類というのは受け入れられ難い状況はある。(30～40代・男)
情報不足	飼育環境に関する情報が少ない。(30～40代・男)
	飼育方法に関する情報に複数の説があり迷うことがある。(温浴の是非、大豆タンパク質投与の是非など。)(30～40代・女)
	同じ趣味の人間が少なく、マンツーマンでの情報交換が出来つらくモチベーションの低下につながりかねない。(30～40代・女)
	うちにいるイモリは子供のようで、仲間がほしいんのですが、大人のイモリしか売っていない。小さいイモリの居場所がしりたい。(30～40代・女)
	長期で出掛けられない。温度管理が難しい。餌の入手が大変。(30～40代・男)
	温度の管理が難しいこと。(30～40代・女)
	月10日留守にすることがあるのでその間の電源などの管理、サーモスタットはつけていても万が一があるので火事など心配。(50代～・女)

飼育方法に関すること	短期・長期で家を留守にする際に、世話を頼む人・施設が少ない。（30～40代・男）
	都合上面倒見れないとき（入院等）誰が面倒見てくれるのか。（30～40代・男）
	水槽がかなり大きくガラスなので重い。掃除が大変で困る。その水槽も底にひびが入って虫が湧く。新しい水槽が欲しいが売っていないしたかそうだ。（30～40代・女）
	カメの水替えが・・・夏場はすぐに濁ってしまいますね。（10～20代・男）
	夏場、どうしたらいいのかわからない。初めての夏なので、温度管理がわからない。今は氷をかごに入れて吊るしたり（じかにイモリが触らないように）している。もし、泊まりとかがあったら、心配。保冷の仕方を教えて欲しい。（30～40代・女）
	臭い。（30～40代・男）
	くさい…。（10～20代・女）
	充分な飼育スペースを取ると、自分の生活スペースが圧迫される。（30～40代・男）
	買うために広い土地や家が欲しいが入手困難。（30～40代・男）
	本当はもっと快適な飼育スペース(ちゃんとした土のある庭など)でリクガメを飼育したい。大型種(ケズメリクガメ)なので排泄物の処理などの衛生面や野菜の高い時にはエサ代が何倍にもなるので大変だと思う時があります。（30～40代・女）
	モロヘイヤ、青菜等季節によってえさになる野菜が手に入りにくい。（30～40代・女）
	専門の飼育器材が少ない。（30～40代・男）
法関連	県の条例で登録しないと飼えない。登録料が高い。登録するときのケージ等の規定が一般飼育には無理が多い。（ボアコンストリクター）（30～40代・女）
	根拠もなく都道府県の危険動物指定にされた。しかも役所から使途不明な金額を多額に要求される。（10～20代・男）
	無責任な飼育者が増え、法律・条例等による規制が年々強まりつつある。（30～40代・男）
	特定外来生物種困るのではなく、破棄された場合の受け皿はあるのかってこと・・・そっちが先に出来てなくて、規制だけは厳しくはいかがなものかと・・・・。（30～40代・男）
	近頃は特定外来動物に関する法律も出来、それに嫌気が差している。と言うのも、外来動物による被害は勿論あれども、それよりも環境破壊による影響が大きいと思われるし、駆除に在来種を巻き込む恐れもあるからである。また、例えばホテイアオイなどは駆除し難いという点で外れているが、こういうところが法律の主旨から外れている。 また、国レベルで規制とあるが、種によっては住めない地域もあり、自治体での規制にしてもらいたい。飼うのも、禁止ではなく、許可制に。しかも、野生動物を殖やして保護するのもキーパーの務めであるからそめであるからそれを制限するのもどうかと思う。また、今回フクロギツネが入っているが、あれを逃がす奴は先ず居ないし(値段・入手難易度を見て欲しい)、まず国に入らない。 そして、環境省の人間は頭でっかちばっかりで動物のどの字も知らないように思える。僕のような愛好家から見たら若すぎると思いますね。もっと勉強して欲しい。本ではなく、爬虫類を飼育すれば分かると思います。愛護団体にしても同じです。（10～20代・男）
法関連	アメリカで購入および里親になり（イグアナ2頭）、家族の一員として暮らしている。日本での長期滞在があったときも、輸入、輸出の経験をして飼い主として責任を持って世話をしているが、今回の一連の特定外来生物種の指定に入る可能性により、もしもイグアナが指定された場合、時期によっては手放さなければいけない可能性がでてきてしまった。主に、イグアナに対しての一部の層の知識不足や、ペットショップの安易な販売方法による脱走などの問題による弊害が特定外来生物種の要注意リストに入ってしまった原因に見受けられるが、それによって手放さなければいけなくなったり、故意に捨てるケースが多くなることをもっと念頭にいれるべきではないかと思う。（10～20代・女）
その他	ショップでケヅメリクガメの赤ちゃんを売ってたりしてますが、買うときにお客さんにちゃんと大きくなることを伝えてホントに飼えるかどうかを確認して欲しい。（30～40代・女）
	ショップの店員で無知な人が多すぎます。また、病気の亀を治すこともせずに販売しています。安い亀でも治してから販売するか、行政が抜き打ち検査をし、ショップにランクをつける制度があっても良いと考えます。（30～40代・男）
	問題のある飼育者に関してですが、私の飼育しているアカアシガメは、なんと野外の路上で捕獲したものです。秋にたまたま近所を歩いていて見つけたのですが、日本には生息しようはずもない種であり、都会では車の交通量も多く、どのみち冬がくれば死ぬのは目にみえていたため、放っておけずに捕獲して警察へ拾得物として届け出ました。あいにく遺失届けも出されず、警察のほうでも管理に困ったため、結果として我が家で預かる事になりました。15センチほどの個体ですが、人にも極めて慣れており、飼われていたものであるのは間違いありません。どのような理由であれ、元の飼い主が飼育者としての責任をまっとうできなかったのは事実であり、このような飼育者が存在する事が嘆かわしいかぎりです。どうしても爬虫類飼育者は珍しさ、興味本位で飼育する人が多いので、責任感に欠ける気がしますね。（10～20代・男）
	強いて言うなら、散歩をすると目立つ事くらいでしょうか。（10～20代・男）
	布団の中で、寝てるので・・ 自分の・・気がつくと、亀が布団の真ん中で・・人間が、布団から出ている事が、たまに有るぐらいです。（30～40代・男）
	他人を部屋に呼びにくい。（10～20代・男）
	猫を飼っているので蛇を放し飼いに出来ない。（10～20代・男）
	飼いきれなくなって池に放す飼育者が多すぎる。（30～40代・男）
	飼育し始めは考えなかったのですが、私は今定職につけていないため仕事の都合で転勤、と言う時に（短期間の出張などならいいですが）飼育を続けられるかどうかの不安があります。これから自分が生きていくため仕事を続けていくことを考えるのと同時に、なんとかしてカメの飼育を続けたいと思ってはいるのですが・・。なんせ就職難だしそんな自分の都合良い定職につけるのか・・という不安があります。（10～20代・男）
	爬虫類がいないとだめになりつつある。（10～20代・男）
	勘違いしてる人。（10～20代・女）
なし	特にないです。（10～20代・男）
	確かに食費、電気代、医療費はかかりますが、それは人間の子供がいても同じようにかかるわけで、それを不都合と思ったことはありません。（30～40代・女）

Q13　「Q12　引越し等でやむ方なく飼育を中断せざるを得なくなった場合を仮定して、その場合あなたは爬虫類、両生類等のペットをどうしますか」のその他のご意見、または自由にご意見をお書き下

	何があっても絶対飼う。（10～20代・男）

手放さない	考えられない。なんとしても継続！（10～20代・女）
	そのまま飼育する。（10～20代・男）
	はなれない。（30～40代・女）
	わたしが死んでしまった場合以外に飼育を中断するということは全く無いと思います。どんな困難な状況でもこの子達と一緒に暮らしていくでしょう。（30～40代・女）
	まぁ、最後まで飼ってやるべきです。（10～20代・男）
	無理矢理つれていく。（10～20代・女）
	考えたくない。できれば・・・やはりできれば一生を共にしたいと考えているのでそのために全力でがんばるつもりなのです。（10～20代・女）
	Q11で回答した事に当てはまりますが、なんとかして自分の生活にカメの飼育を削除しないでいければ、行きたいと切に願っております。（10～20代・男）
	自己都合で手放すことは絶対に無い。 そういう事実に直面するのは事前(飼う前)の調査不足であり、理由はなんであれ言い訳だと思う。（30～40代・女）
	極力そういったケースに陥らない様に心がけてはいますが、万が一そうなった場合を想定してカメなどは購入前にあまり大型化しない種類を選びました。（10～20代・女）
	なんとかして飼う。（10～20代・男）
	亀なら頑張って家の中で飼うよ。（30～40代・女）
	沖縄から北海道まで連れて移動してきました。手放すことは考えられません。（50代～・女）
	引越し等、ペットのことも考えるので、手放す事はありえない。（30～40代・男）
	引っ越し等があっても多分ではあるが中断しないと思う。（10～20代・男）
	爬虫類の飼育が禁止されている所へは引っ越さない。（10～20代・男）
	引越しで飼えなければ飼える物件を探す。 飼育を中断したりしない。（10～20代・女）
	手放す事は想像が難しい程家族として愛しているので、引っ越す時は今までと変わらず飼育できるかどうかを最優先にして選ぶと思う。（10～20代・女）
	責任をもって飼う。 いかなる理由をもってしても、中断しないことを前提に飼い始めた。（30～40代・男）
	飼育を中断せずに済む方法をより慎重に考えます。容易にこの状況にはならないと思うのであまり参考にならないかもしれません。（10～20代・男）
	飼育する以上、家族の一員と考えておりますので、飼育を途中で諦める事はそう簡単にはしません。それでも質問の便宜上やむなくと仮定しますが、どうしても不可能なら信頼できるショップまたは飼育者への譲渡を考えます。費用は関係ありません。信頼できる場所がないのであれば、手放しません、人生を賭けてでも飼育を続行します。それが不可能であるという事は自分の生活も不可能である事を意味するので・・・・一緒に死ぬしかないですね。（笑）（10～20代・男）
	飼えなくなったら誰かに。。。という事をアテにして飼育するのではなく飼うときには最後まで自分の責任で(極論ですが安楽死も覚悟するくらいの気持ちで)飼うべきだと思っています。(その場に直面したらやはり安楽死より誰か信頼できる方を探すとは思いますが。。) 実際に数年前、主人が病気で休職して収入がない時期と私の出産が重なり経済的にも精神的にもとても辛い時があり、大食家のケズメリクガメを里子に出そうかという思いが何度が頭をよぎりました。 あげられるエサの量がかなり減ってしまいましたが、野草を取って来たりしてなんとかしのいで貰いました。(今は普通に飼育できる状態に戻りました) 自己満足ですが最後まで自分で見届けたいと思っています。（30～40代・女）
	飼育の手間はかなりのものですから、現実は、引き取り手は見つからないだろうと思います。ですので引越しの際の場所選びは、日当たりが良い場所にケージを置けること、が第一条件になります。（過去に室内で紫外線ライトを使用して飼育していたら病気になったので・・・)もしもやむおえず・・・という状況に陥った場合には、「野に放つ」は言語道断（在来種を駆逐する権利は私には無いので）ですが、安楽死させる勇気も無く、途方に暮れるばかりです。（30～40代・女）
預ける・売る	引越しは100％有り得ないので、その他の理由で中断する場合は、売ります。（30～40代・男）
	飼育出来るようになるまで、信頼できる方に預ける。（10～20代・男）
	ペットショップに譲るのではなくて、預ける。小さいときから飼っているから、人にあげることはゼッタイにしたくない。（10～20代・男）
	周りに爬虫類や両生類を飼っている知り合いがいないので、実家に預けます。（10～20代・女）
	一時的に預けて落ち着いてきたら引き取る。（10～20代・男）
	もし飼えなくなっても本当に可愛がってもらえるところでないと譲りたくない。（50代～・男）
	仲間に無償で提供する。（50代～・男）
	仲間の飼育者に譲る。（30～40代・男）
	里親などのサイトを探して、大事にしてもらう方に引き取ってもらう。（10～20代・女）
	譲れる状態であれば、人に譲渡します（里親やペットショップ）が、危険動物の場合は、上記を行ったうえで、無理ならば安楽死を選択します。（30～40代・男）
	そんなことはあまりないし、あってもちゃんと責任を持って引越し先で飼育します。 ただ、中断せさるを得ない場合は、預ける、譲るです。（30～40代・女）
	Q12の場合（引越しでも連れて行く覚悟ですが）に備えて、譲る候補者数名に話はしています。（30～40代・男）

	ショップで購入したものだったら、お店へ相談するが、外で見つけたものなので、その近所で逃がしてあげたい。（10～20代・男）
	日本固有種なら野に放つ、外来種はショップに譲る。（10～20代・女）
	現在飼育しているカスミサンショウウオはできれば捕獲地に戻したい。（30～40代・男）
	できれば生息地に返して上げたい。（30～40代・男）
	入手方法が「自分で・・・」「友人から・・・」なので、「必ず元の場所（全く同じ場所）へ戻す」。それができない種は飼育していない。今後も飼育することはない。（10～20代・女）

逃がしてあげる	噛み付きがめとかワニガメでないクサガメ・イシガメなどなら川などにはなしてあげる。(30～40代・男)
	野生種(ニホンヤモリ)は捕獲した場所に放す。(30～40代・女)
	国産野生種についてはその生体の生育環境に合う場所に放す場合もある。ニホンアマガエルやシュレーゲルアオガエルなど。(30～40代・女)
	捕獲個体なら捕獲場所に逃がす。(30～40代・男)
	採集場所に帰すという意味。(10～20代・男)
	絶対ペットショップには持って行きません。近くのペットショップでは、悪い状態で飼われていて、死にそうな昆虫や両生類をたくさんみています。野に放つのは、近くにイモリがいる場所を発見したので、そこに返してあげるという意味です。どこでも放せばいいということではありません。(10～20代・女)
	地元で捕まえたものなら、放すかもしれない。(30～40代・男)
その他	ショップに売る。売れなければオークション。それでもダメなら自分の手で死亡させる。(30～40代・女)
	預けたり譲ったり、売ったり殺したり。 野に放つ意外全て。(10～20代・女)
	おいしく頂く。(10～20代・女)
	絶対に野に放つことは許せないです。(30～40代・女)
	「野に放つ」→「捨てる」→「餌の取り方が解らず餓死」ですよね？・・それと、「安楽死」・・？・・・・ すべて、飼い主の御都合主義な事ばかりではないかと思います!(30～40代・男)
アンケートへの意見	個体によって上記5ケース全てあり得る。どうしてこの質問は複数無かったのか。(30～40代・男)
	一つというわけではない。チェックボタンを変更すべし。(10～20代・男)

Q15 「Q14　両生類・爬虫類購入に関してのインターネット販売について」のその他のご意見、または，自由にご意見をお書き下さい。

賛成に近い意見	専門ショップが近くに無い為、簡単にさまざまな生体を見る事が出来る。(購入した事は有りません.)(10～20代・女)
	きちんとその種類、個体を見極めたうえで納得して取引できれば良いと思う。基本的に良いと判断した上で入札するのだから。(30～40代・男)
	飼育したいと考えた個体について居住している場所の関係上、近くに販売店が無いのでいない。それに専門店であるのでそこから購入する事により的確な質問の答えが得られる。(10～20代・男)
	手に入りにくいのであれば、しかたがないとは思います。(30～40代・女)
	店頭販売に比べると比較的安く入手できる。(30～40代・男)
	多様な販売形態は有りだと思う。(50代～・男)
反対に近い意見	販売の媒介としてのインターネットは良いが生体である以上、自分の目で見て納得してから購入をするべきである。(10～20代・男)
	触りもせず、見もせず、生き物は買えないと思う。相性があるのだから。(30～40代・女)
	生体の状態、生育歴、これまでの飼育方法、設備をこの目で確認できないことが最大の問題である。(30～40代・男)
	実物を見れないというのは、かなり不安。(10～20代・女)
	個体と会ってから飼育の判断をする事が望ましいと思います。(10～20代・女)
	画像だけなので実際の生体を見ることが出来ない。(10～20代・男)
	直接生体を見ることが出来ない点が欠点である。(30～40代・女)
	病気など、心配です。(10～20代・男)
	画面上でだけなので、飼育していく上で、どのくらい大きくなるなどの素人が見ても判断できるような詳しい情報が書かれていないと、この種は自分が責任を持って飼っていけるものなのだろうかなどが、判断がつきにくいので、不幸な両生類、爬虫類が増えないか心配になることがある。(30～40代・女)
	昆虫などもそうですが、なるべくすぐ店で買うというよりも、自然に捕まえることを子供たちに教えたいので、個人的には、簡単に手に入る方法は、好みません。(50代～・女)
	やはり生体は自分の目で見て確かめた方がいい思う。不安があるし、どんな環境で飼育されているのかわからないと店を信用できない。(10～20代・女)
	移動時に生体に負担がかかりすぎる。(30～40代・女)
	生体の輸送が心配。(30～40代・女)
	生体に負担がかかると思われる。そのためできればやめてほしい。生体の健康あっての飼育でしょう。(10～20代・男)
	高いのや安いのがあり便利だが、生体に不具合がないともいえないのであまり利用はしたくない。(10～20代・男)
	お店で買うように手渡しではないので運んでいる最中が可哀相。(10～20代・女)
	私自身、利用の経験がないのであくまで憶測ですが、上記のメリット的な部分と同時に、インターネットのその手軽さによるデメリットも発生してるのではないかと思う。たとえば、特有の固体の知識がないものへの、またはからの販売によって捨てられる個体が増える、輸送中による死亡など。(10～20代・女)
	どうしても売買では個体は「物」として扱われます。悲しい事ですが・・・商売である以上、ある程度は仕方がありません。しかし、可能なかぎり気遣ってやりたいものですし、そうであれば宅配便など使うわけもありません。販売者も、購入者が責任をもって飼えるように、対面販売すべきでしょう。生き物に関しては、金を出して自分のものになればどう扱ってもいいわけではありませんから。(10～20代・男)
	物のように扱うな。(30～40代・女)
	生き物を売買すること自体があまり好きではない。(10～20代・女)

反対に近い意見	価格は安いが個体そのものを実際手にとってみたいし、着死なってしまったりすると生き物に申し訳ない。ので自分はネットで買う事はないと思う。(10～20代・女)
	生体情報が間違っていることがある。知識のない素人の売買が目立つ。(10～20代・男)
	一度だけ購入した。状態も良くなんの問題もなかったが、お店任せなのでもう利用はしないと思う。(30～40代・男)
	欲しい人が多くの個体に接する機会が増える事は望ましいが、リスク(マイナス面)が十分告知されていない場合が多いので気軽に考えている人が簡単に売買できるのは如何なものかと考える。(30～40代・男)
	高品質の個体が無い、又は、少なくて高い。(50代～・男)
	相場を知るには便利。 実際に生体を見ずに購入するとそれなりにリスクがあり、結局は自分自身の損になると思う。(30～40代・女)
	現代経済において、もはや無視できない流通手段であるが、私は使わない。(30～40代・女)
	バーチャルショップだとか街中のショップに関係なく、チェック項目のような問題が生じることはあると思いますが、何れの場合も生体を販売する以上は、短期または長期的なフォロー(飼育に関するアドバイス)窓口は設けてほしいです。(30～40代・女)
	生き物を通信販売で売るということに賛成はできない。簡単に買えすぎるというのは問題じゃないか？(30～40代・女)
	可愛いから飼う‥で‥飼えなくなったから逃がしてあげた？‥そんな、無責任な飼い主を増やす手段の様な‥そんな気がしたもので･･･。(30～40代・男)
	生物など(爬虫類・両生類に限らず、哺乳類など全ての生物)をインターネット上などで扱うと、衝動買いなどの恐れがあり、その生き物いついてよく調べないまま飼う事があると思うので、飼育者としては賛成できない。(10～20代・男)
	簡単にネットで買えるというのは問題だと思います。かわいいから買うとか単純にはいかない。生き物ということをわかって飼って欲しい。自分が食べなくても、ペットには食べさせるくらい、優先してもらいたい。人間は好きなように生きられるけど、イモリなどはそうはいかない。心地よく過ごせるようにしてあげられる人しか飼うべきではない。(30～40代・女)
	手軽に買える分さほど真剣に責任持って飼わない人も手を出す可能性があるし、大量消費で密輸密猟も多くなるのでは。(50代～・女)
	金儲けを目的とした、野生種の乱獲が心配されること。(10～20代・女)
	希少種が堂々と売られているのが問題である。(30～40代・男)
	販売する側がどういうルートで動物を手にしたのか分からないから、犯罪じゃないのかと気が気で仕方ない。または闇ルートとかが横行しそうでとても不安。(10～20代・女)
	利用した事はありません、自分の目で個体を確認して購入出来ないのは不安。 正規でないルートで入ってきた個体の売買などもありそうな印象がある。(10～20代・女)
	個人が野生捕獲個体を売買することに反対します。 サキシマバイカダ、コガタハナサキガエルなどの希少で飼育困難な種が、「お金になる」というだけで捕獲販売されることに憤りを感じます。オークションには規制が必要です。(30～40代・男)
	オークションに関しては、現金を振り込んだのに商品が届かないなどのトラブルがいろいろあると聞いているから、利用はしたことがない。(10～20代・男)
	オークションが稀少種販売の温床になっていて問題がある。(30～40代・男)
	犯罪。(30～40代・女)
	爬虫類業界にとっては特に好ましくないと思う。 爬虫類はどこか「とにかく安価で入手したい」という考えがある飼育者がおり、業者にとって、オークションなどのネット販売は多少考え物。(10～20代・男)
	実店舗があったり、オークション以外にも自サイトを持っているショップから購入するようにしている。(30～40代・男)
	飼育グッズをネットで購入している以上は、生体購入の壁と五十歩百歩か？(30～40代・男)
	ネット販売での価格はその時の相場により高くも有り、安くもありますが、現在の流通価格の相場を知る上では参考になる。(30～40代・男)
	生活都合上、通販でしか買えない。出来れば店に出向き買いたい。(30～40代・男)
	近くに爬虫類専門ｼｮｯﾌﾟがあまり無く(車で一時間のところに一軒ありますが、あまりいい店だとは思えない)ネットで色んなHPを見て飼育したい種類が出てきたときに(ﾆﾎﾝｲｼｶﾞﾒ、ｷﾎﾞｼｲｼｶﾞﾒが該当します)本当は目で見て購入したいと思いつつも、手にいれる手段が他に無いため(当時ぶりくらやHBMの事は知りませんでした。)手を出してしまいました。 ｵﾝﾗｲﾝｼｮｯﾌﾟやｵｰｸｼｮﾝを見るのは嫌いではないけれど、「完品」とか「レア品！」とかの記述を見ると、まるでフィギア扱い？のような印象がありあまりいい気分はしません。 またｵｰｸｼｮﾝなどでも「飼育に飽きたから売りに出す」とか「状態が悪いのにとにかく売れればいいや」で出したり「転売」などはやはり気持ちいいものではないし、だいたいのところで「死着保障は致しません。」となっており、条件的に不利だな～と思います。そのためｵｰｸｼｮﾝでは購入しておりません。(30～40代・女)
	ショップに多大な影響を与えるであろう。(10～20代・男)
	ペットとしてはあまり一般的ではない為、状態の良い個体を入手可能な専門的な店は少ない。あっても関東・関西近隣の為地方の者は訪れることが難しいのでインターネットに頼ってしまう。(10～20代・男)
	相手が生き物である以上実際に見て、手にとってからでないと100％の信用はできないので個人的には賛成ではない。が、私達地方の人間にとっては他に購入ルートが無いのでしかたのない事だとは思う。(30～40代・男)
	業者及び個人が販売目的の為に川や池から捕獲し、ネットで自由に販売できるのは問題です。業者でもしっかりした経営理念があれば良いですが、それすらない業者も多いので、ネットに限らず、店頭販売をする業者には、その個体の流通経路を開示するような法律が必要だと考えます。(30～40代・男)

反対に近い意見	生体の輸送には環境など細心の注意を払って行われるべきである。輸送途中で死亡する事故があってはならない。(50代～・女)
	いまや爬虫類雑誌・TV等で珍しい生体を紹介することはそれ程珍しいことではなくなり「爬虫類を飼っている」「飼いたい」人口は増えていると思う。その中で、地方に居住し近郊に爬虫類を扱う店がない、もしくは扱っていても管理状態が悪い等の問題があるのであれば、専門店の通販を利用しても止むを得ないと思う。しかしながら基本的には生体は自分の目で見て買うべし。積極的に推奨はしない。(10～20代・男)
よく知らない	これまで関心がなかったので実態そのものがよくわかりません。(30～40代・女)
	よく知らない。(10～20代・男)
	インターネット販売ということが、良く分からない。(10～20代・女)
	インターネット販売についてよく知りません。(10～20代・女)

Q19 「Q18 爬虫類・両生類等のペットが逃げだすことを防止するために、マイクロチップ埋め込みやペットの飼育を登録制にすることに関する論議について」のその他のご意見、または自由にご意見を

賛成に近い意見	爬虫類、両生類に限らず、ペットは全て登録制にすべき。（30～40代・男）
	爬虫類、両生類に限らず、すべてのペット（小型犬、家猫は除く）に対して免許制にすべきだと思う。 たとえば、40kg以上の大型犬免許など。（30～40代・男）
	哺乳類他、全てのペットに必要だと思います。虫類は困難かもしれませんが。（10～20代・男）
	飼い主として生き物に対しての責任をとる感覚があり、爬虫類・両生類の事情をわかっていれば、特に問題のある制度でないはずである。登録制によって安易な飼育者が減る可能性がみこめれば、ぜひともやるべき。（10～20代・女）
	すべてというのは難しいが、厳しく規制すべきだと思う。（30～40代・男）
	また、飼育者がもっと管理をしっかりするべきだと思う。（10～20代・男）
	しかし「飼い主適性」を見極めるためには登録制は妥当な考え方かも知れない、とも思う（昨今のペットブームにおける無責任な飼い主を見てこう感じる）。（30～40代・女）
	登録制はワニや大型のヘビ・トカゲ、毒ヘビやその他襲われると大けがをするような生物に対して適応すべきだろう。（10～20代・男）
	危険種はかわいそうだけどやはり埋めた方がいいと思います。（30～40代・女）
	危険なもの、貴重なものは無料登録制にし、チップを埋め込む。（10～20代・男）
	飼育者が最後まで責任を持つということでは、全てのペットにマイクロチップは必要なのかなと思う。 そうすれば、ワニガメ・カミツキガメなど凶暴性のあるものは、飼い主がわかってしまうというところから、捨てたりできなくなるはず。（30～40代・女）
	噛んだりする種類には必要です。 逃げると困るので…。（10～20代・男）
	毒蛇など、逃げ出したら人や他の動物の命にかかわるような種類のものは、それなりの対応があってもよいと思います。（50代～・女）
	埋め込まれる子がかわいそうだけど、毒蛇など、危険な子には必要だと思う。（10～20代・女）
	悪質な遺棄がなくなるような方法であれば賛成です。それでも隠れて飼う人はなくならないんでしょうね。個人的にはうちの子供たちが迷子になった場合に見つけ出す手段は欲しいです。（30～40代・女）
	マイクロチップだと迷子になったときなんかはすごくいいと思いますがどこにつけるのかな？とは思います。登録制にしてもきっと登録しない人もいるんだろうな～増えるかどうかはわかんないですけど。（30～40代・女）
	盗難等の心配の有る種類、又は各飼育者の希望で簡単に出来るよう、獣医などをとうしてやるべきと思います。（30～40代・男）
	日本に近縁種が確認されるものは雑種という形で遺伝子汚染が進むので、早期に発見された方が良いと思うから。（10～20代・男）
	逃亡時に人や環境に害を及ぼす種類については登録制にして、飼育者にある程度のプレッシャーを与えることに賛成です。でもそうすると、個体識別のためにマイクロチップの埋め込みなどが必要になってくるので、ちょっと複雑な心境で、そこまでして飼わなきゃいけないの？と思う気持ちもあります。また今飼っている人の中には「野に放してしまう人が増える」のも頷けるので、難しい問題ですね。（30～40代・女）
	爬虫類、両生類にチップ等を埋め込むにはコストがかかり過ぎると思う。逃げ出すと言うことだけで考えれば多くの種類は哺乳類や鳥類に比べ活動範囲が狭いので野外で飼育したり部屋で放し飼いにしない限り屋外に逃げる可能性は極少ないと思う。 捨てるということに対してはペット飼育の登録制で罰則を規定することで減らせると思う。このような理由から自分は爬虫両生類にチップを埋め込む必要性は感じない。 上記の理由からもペットの飼育を登録制にすることには賛成します。それは犬猫も含めてではありますが。犬猫の捨てられている現状や処分されてされていることを考えると今すぐにでも必要と考えます。（10～20代・男）
	なんでもそうだけど小さな命を安易に捉える意識を改善していくには良い事だと思う。そのかわりペットの虐待への罰則もきちんと制定するべきだと思う。（10～20代・女）
	マイクロチップ埋め込みはかわいそうだけど、登録制は絶対にするべきだと思います。罰金も重くしたほうが良いと思います。（30～40代・女）
反対に近い意見	登録は良いと思いますが、人間の勝手でマイクロチップなどを埋め込むのはどうかと思います。（10～20代・女）
	家の爬虫類たちは自分にとつて大事な家族です、チップを埋め込んで管理するというのは納得できないし、体に悪影響があるのでは?などと思え抵抗があります。（10～20代・男）
	チップの埋め込みに関しては反対です。健康上の不安がある上、個体の心情を考えると賛同はできません。（10～20代・男）
反対に近	一般の人に危害を加える恐れのある種類によっては必要もあるかと思うが、むやみに個体にリスクを負わせる必要性は感じない。（30～40代・男）
	マイクロチップによる個体の衰退が懸念される。（30～40代・男）
	マイクロチップは個体への負担が大きいため抵抗がある。小さいマイクロチップも小さな個体には負担だ。（30～40代・男）
	かわいそう。（10～20代・男）
	マイクロチップはかわいそうだ。（30～40代・女）
	マイクロチップ埋め込みはかわいそうだと思います。（10～20代・男）
	小型の爬虫類には負担が大きいのでは？（30～40代・男）
	できれば、埋め込みはやめてほしい。シールかなにか、動物たちに負担にならない方法でしてほしい。（30～40代・女）
	逆に質問したいのですが、あなたは小さな個体にマイクロチップを埋め込む事が出来るとお思いですか？ また大型の個体でも、世界中の何処にそんなハイレベルな技術を持った医師がいますか？ まず居ないか、とても少ないです。そして無理な話です。（10～20代・男）

反対に近い意見	マイクロチップの値段は飼育者の負担になりそうなので、埋め込みを受ける飼育者はあまりいないと思う。(10～20代・男)
	私は個体識別をするよりも逃げた個体を確実に捕獲する方が重要と考えている。 それゆえ、マイクロチップを埋め込む事があまり有効だとは考えていない。(30～40代・男)
	マイクロチップ埋め込みやペットの飼育を登録制にすることはペットの逃げ出し防止には全く意味がない。(30～40代・男)
	ワニガメなどの成体の投棄を軽減できるかもしれないが、強制力がないと隠れて飼育するケースが増えるおそれもある。個体に与えるストレスも問題である。(50代～・女)
	飼い主が責任をもてばそんなものいらない。(30～40代・女)
	本来飼育者がしっかりしていればマイクロチップ埋め込みは不要のものであり、そういったものの必要性が議論される事自体が悲しい事です。しかし、責任感のない人がいる事はまぎれもない事実ですから、登録制などは多くの種類に導入してもいいと考えます。取締りに関しては、取締った事によって逆に希少価値がより上がってしまう事もあるので、よく検討しなければならないでしょう。(10～20代・男)
	ペットの飼育を登録制にするのならばその前に、ペットの販売を免許制にしなくては意味が無い。(30～40代・男)
	輸入・販売にも規制をかけなければ意味がない。(30～40代・男)
	正直な話今から動き出しても実際に施行されるのは数年後でしょうから、時既に遅し、というような気がします。(10～20代・男)
その他	マイクロチップの導入は何も爬虫類のみの問題じゃない。血統書つきの犬や、猫においても絶対に導入すべき。これは逃げたときの飼い主探しにもつながるが、きちんと品種を守るという意味でとても重要だと思う。ただ、マイクロチップの登録に必要以上にお金がかかる。登録に手間がかかるとなると、この制度が逆に飼育者が野に話したり、隠れて飼育するようになると思う。(10～20代・男)
	出来れば、『飼育』する責任として、全ての生き物に欲しいが、現実的ではない。 登録やマイクロチップ等の費用も大きい。 登録数がまとまれば安くなるのかな！？(10～20代・女)
	順序的に 1哺乳類全種(研究・繁殖目的含め、全て) 2鳥類(養鶏等含め、全種) 3両爬全種 で有れば、登録に関しては否定しません。但し、基本的にチップを埋め込む事による、個体に対する負担を十分に調査してと言うのが大前提。もっとも、登録制である、ボアコン等ですら、無許可販売・所持をしている以上、効力があるとは思えません。(30～40代・男)
	爬虫類・両生類にも必要かも知れないが、犬や猫だって必要だと思います。(30～40代・女)
	むしろほ乳類の方が必要に思う。(10～20代・男)
	サイテスⅠ以外は不要。(50代～・男)
	本当にその個体が好きでも、飼えなくなる人が増えると思うと悲しい。ただ興味本位で買って飽きたら捨てるような人は減るのかな？(10～20代・女)
	したい人はして、したくない人はしなくていいと思う。(10～20代・女)
	必要と思わないが、仕方ないかもしれない、とも思う。(30～40代・男)
	ワニガメ、カミツキガメなどには必要でしょうが、どこまで徹底できるか疑問です。(30～40代・男)
	無知な飼育者が増えているのは確かな事で、アカミミガメのように安く購入できる外来種を放す人が多いです。縁日など、購買意欲を持たせるような商売が問題ではないでしょうか。(30～40代・男)
	マイクロチップは確かに便利かもしれないけれ埋め込みによって個体になんらかの影響が出る可能性もないともいえない。そして、それが嫌だから隠れて飼育する人が出てくるのは当然だと思う。 すべての人が納得する事はありえないからそれに反する人がいるのは仕方がない。(10～20代・男)
	ここ数年カミツキやワニガメイグアナ等明らかに飼えなくなって、野外に放置する無責任な飼育者のおかげで、一般の飼育者にも迷惑がかかるのを、軽減したり飼育者を認識したりという点では、良いことだと思いますが、このような処置を取らなければならないのは、一部の身勝手な業者の密輸等による防止策とはいえ自分の飼育固体置き換えては、自分の体にこのような物を埋め込まなければいけなくなったら嫌ですよね！(30～40代・男)
	そこまでして人間の手で飼育する必要があるのでしょうか？(30～40代・女)
	登録制にするなら、定期的にチェックをしなければ意味がなくなる。そのチェックは行政側が訪問するなら人員は確保できるのか、飼い主が役所に持っていくなら危険な種類はどうすればいいのか。問題は多いと思う。(10～20代・女)
	爬虫類や両生類は、大家さんに隠れて飼育してる人もいるんです。それによってアパート追い出されたらどうするのか、疑問。(10～20代・女)
	なんともいい難い部分だと思いますが、とにかく一度飼育し始めたら私は個体か自分が死ぬまで飼育しますし、逃げ出さないように工夫して飼育するつもりです。(10～20代・男)

Q23　「Q22　外来生物法に関連したご意見について」のその他のご意見、または自由にご意見をお書き下さい。

	外来種や地域固有種を守るためにもっと強化すべきだと思う。また、飼育者の意識向上も必要だと思う。(10～20代・男)
	悪いのは動物達ではなく、人間なのだから規制されて当然だと思う。(10～20代・女)
	外来生物はもっと厳しく規制するべきだと思います。そして、そのことをもっと知らせるべきだと思います。私も知らなかったし。(30～40代・女)
	制定された種は基本的にペットが逃げたものではなく、別の理由だが、爬虫類はともかく昆虫はもっと規制すべき。飼育者のモラルも低いし、ガキも多い。(30～40代・男)
	動物に罪はない。自分が情けないと思う。もし今飼っている子が指定された場合は素直に受け入れて出来る限り一緒にいられるように努力したい。(10～20代・女)

賛成に近い意見	どのような生き物であっても動物側から見れば人間勝手で飼っているわけであって　その人間が自分の私利私欲のために生物を売買し　人間の満足ののために生物を飼い飽きたら捨てる。それこそが今問題になりこのような法律が出来たのだと思います。いい加減な人間が後を絶たない今　連れてこられる生物たちには罪は無いのだから連れてこられて悪者になるより人間の行動を制する意味でもどんどん法律は厳しくすべきである。（30～40代・女）
	個人的な意見なんですが、手遅れなので指定されないだけかもしれないけど、スズメやアメリカザリガニ、ウシガエル、ミドリガメ、タイリクバラタナゴなども外来生物法の対象になっても良いと思う。（10～20代・男）
	カメに関しては、日頃、池や川で見かけるのはアカミミガメばかりになってるいように見受けます。固有のイシガメなどがこのままでは絶滅？、とかいう話になってくれば、アカミミガメの駆除も仕方ないかなぁ？　とも思っています。自分の飼育しているのは、アカミミとクサガメですが。（30～40代・男）
	日本産が絶滅するとこまるねぇ。（10～20代・女）
	個人の自由と、日本の守られるべき自然と、天秤にかければ後者のほうが重いかな、と。（30～40代・男）
	ブラックバスやブルーギルについては、元に日本古来の種に対しての影響が大きい。また、カミツキガメだけではなく、ミシシッピーアカミミガメなどについては、現に生態系に影響を出しているため、指定業者以外の販売や飼育者の登録などを行うべき。（30～40代・男）
反対に近い意見	立法趣旨には多少理解できる部分はあるが、内容があまりにもお粗末。社会的影響の大小を考慮するような中途半端な規制は無いにも等しい。（30～40代・男）
	この法律の意図するところが不明確。ブッラクバス、アカミミガメ、アメリカザリガニ、セイヨウタンポポなどをすべて捕まえて殺すような準備も覚悟もないままに、あたりさわりのない、ある種ペット飼育者いじめとしか思えない法律に何の意味があるのかよく分からない。（30～40代・男）
	一概には言えない事を独断と偏見で決め付けてしまい、少数派の我々を押しつぶすような考えに不満がある。（10～20代・男）
	決定理由（決定リスト、要注意リスト両方）やリストが、納得できるものといまひとついい加減なものがはいっているように見受けられる。もっと時間をかけて検討するべきである。爬虫類に関しては、さまざまな場面で情報不足が問題になってる感が否めないので、大きな流通元である業者に対して制限をかける必要があると思う。（10～20代・女）
	外来生物法に特定された種に偏りがあるように感じる。このままでは近い将来、外来生物法に特定されなくてもよいと思えるような種まで指定されそうな印象を受けた。（30～40代・女）
	ミシシッピーアカミミガメの規制もはじめなければいけないと思う。規制は生態系を重視した内容でなければいけない。そして捕獲された動物は殺してはいけないと強く思う。（10～20代・女）
	カミツキガメなどははじめからもっと輸入規制・飼育規制するべきだったのでは?と思っています。ﾍﾟｯﾄｼｮｯﾌﾟで売っていれば欲しくなる、欲しくなれば買ってしまうのが人間ですから。今更、特定外来生物に指定されてもそれを知らない人がまだ多くいるはずですし、知ったところで登録せずに隠れて飼育や野に放す人が増えるだけのような気がします。環境省のHPには飼育できなければ自分で殺処分するように書いてありましたが、ﾍﾟｯﾄを殺せる人なんて??凶暴なカミツキガメを誰が殺せるんだろう?と納得がいかなかったです。隠れて飼育・野に放す人がさらに増えるだけだと思います。（30～40代・女）
	種類によっては仕方ないと思うが、なぜ指定されたのか、未だに納得できない種も多い。 爬虫類ではないが、キョクトウサソリ科のサソリまるごと全てなんかは、乱暴にも程が有る。これによって、他の生き物も「よくわからないから、丸ごと特定外来に入れてしまえ！」的なノリで入れられたのでは、たまったものではない。研究者が国内に居ないのなら、海外の研究者等幅広い意見を取り入れてほしい。 サソリに関しては議事録なんかを読んでみても、はっきり言って一部のマニアの方が知識、経験、取り扱い共に上であると思う。（10～20代・男）
	感情や利害関係によって規制対象の決定が左右されてはならない。（10～20代・男）
	人に危害を及ぼすような動物たちを規制するのは理解できるが、生態系に影響があるとして規制するのは問題がある。そのようなことをするのならば、まずウシガエルやアメリカザリガニ、ブラックバスなどを駆除するべきだ。外来種が日本国内に跋扈することを認めていて、特定の外来生物を規制するのは道理に合わない。（10～20代・男）
	専門家の意見が取り入れられているか疑問。（10～20代・男）
	罰則が軽すぎる。 登録料が高すぎる。（10～20代・男）
	穴法なので、現行法は役に立たない。（30～40代・男）
	このような不合理な規制によって裏の社会が肥やされている例がいくつもあります。大麻取締法とか。厄介なものはとりあえず禁止しておこうという安易な、ある意味やっつけ仕事的な政治からそろそろ脱却してほしい。（10～20代・女）
その他	一番規制されるべき身近なミドリガメが対象から外れているのには納得いかない。子供が買う人気種だからという理由な気もしないでも無いがその子供が一番安易に大きくなって飼えなくなったからと言って”本人は善意のつもりで”野に放す。まず、法律云々と御託を並べる前に幅広い年齢層への外来生物に対する教育を徹底させるべきであろう。また、子供の善意と言うのが一番恐ろしい拡散要素だという事を考慮する必要があると認む。どのような理由があるかは知らないがミシシッピアカミミガメを対象から外すというのは本法律の存在理由そのものに抵触すする極めて愚かな行為だったと言わざるを得えない。（10～20代・男）

	この法律には賛成もできないし反対もできない。実際日本ではミドリガメ（アカミミガメ？）がお祭りで大量に販売されいている為に、飼育できなくなって野外に大量にはなされ在来種のクサガメ？の数が減っているとテレビでみました、そういう現状から考えると規制されても仕方がないかなと思いますが、自分が飼育してる種があとから出来た法律の為に売買できなくなるのはおかしいと思います。輸入は規制すべきだと思いますが、既に国内で飼育している人を登録製にして国が管理してけばいいのでは？（30～40代・男）
	生態系の保全という立場だけを見ればこの法律はすばらしいものといえる。だが、実際はインモラルな飼育者たちのしでかした不始末がそのままモラルを保っている飼育者達に迷惑をかけているのが現状である。そのうえ、パブリックコメントなどで民間から意見を寄せると爬虫類等はまだしもタランチュラ、サソリといったイメージの悪さだけが先行している生物が引っかかってしまう。国内だけでなく、海外の専門家の意見なども積極的に取り入れ指定する生物の詳細な情報を取り寄せ、個人の主観的なイメージを払拭した上で認定するという慎重さが欲しいと思う。（10～20代・男）
	生態系への悪影響に関しては、もちろん爬虫類・両生類の帰化によって与える影響もありますが、環境等による影響もありますし、因果関係が複雑にからみあうため、多面的に検討しなければならないと思います。ただ、外来という問題はともかく、論によっては「危険度」といった面だけが先行しがちな事には危惧します。人間は、自分に対して危険な生物を撲滅しようとするところがありますが、その考えでは生態系を崩しかねません。危険があるのは生活していく上で問題ですが、それは多少なりとも環境を破壊しないと高度な文化的生活を営めないのと同じ事で、バランス感覚をもって対処しなければならないと考えます。たしかに本来は存在しない危険な種が放たれることは無条件で阻止しなければなりませんが、それは「危険であるから」というよりも「本来は存在しないから」という理由が大きくあるべきです。（10～20代・男）

その他	生態系の影響が一番に懸念されると思う。 本来は飼育者のレベルやモラルの範囲にて飼育および管理をするのが当然だが、現在の飼育者のモラルは行政レベルで指導・管理できる状態には無いと感じる。（30～40代・男）
	政令後はたくさんの問題や意見がでてくると思うので、そのことを考慮して、よりよい法にするため、法案の改善を視野にいれるべき。（10～20代・男）
	実際に規制をかけるのは国であって、取り締まられるのは一般飼育者。 では、取り締まる活動をするのは誰でしょうか？ 各市町村役所であるが実は具体的にはいません。 その指定された個体を安楽死させるでも、その手間、料金は個人負担です。 国のサポートも欲しいはずです。（10～20代・男）
	輸入の管理はいい加減すぎる。もっとキチンと検閲すべき。 その手間と費用によるコストが購入者にかかるのは当然。 それでも飼いたい人が飼うべき。値段の問題ではない。 必要なのは安全性と管理。（50代～・男）
	どう考えても帰化種の駆除は無理である。日本に帰化している生物を駆除する予算や時間はないでしょ。 まず入り口の管理徹底すべきじゃないでしょうか。（10～20代・女）
	営利目的捕獲（いわゆるトリコ）の規制強化、販売業者の登録許可制をすべき。（30～40代・男）
	悪質な業者への罰則を強化すべき。（30～40代・男）
	販売者が飼育を始める人に渡すマニュアルのようなものが統一的に配付されれば、飼育者のモラルの向上に繋がると思います。（10～20代・男）
	売らなきゃ商売にならない、ってことはあると思いますが、売る側にも責任はあると思います。生き物だし、ましてやかなり長生きでサイズ的にも大きくなる生き物だから、その点を説明して売る義務とか必要なのではないかと思う。（10～20代・男）
	Q22で販売事業者は外国産ペット販売時に飼育の手間や大きくなることなどを説明すべき。とありましたが、飼育者になるからには、自分自身でも販売店などに行く前に勉強すべきではないかと思う。（30～40代・女）
	国内産(捕獲した個体)以外は飼育の際すべて申請するべきだと思う。（10～20代・男）
	危険といわれる子を飼う場合、責任を持って最後まで育てれば問題はないけど、理由などで出来なくなる場合は、預ける等、対処すべきである。（10～20代・女）
	このことはよくわかんないけど生物を扱う以上はそれに関係する人が責任を持つべきだと思う。（10～20代・男）
	野生動物のことをしらない人間がわるい。野生動物のすむ場所は自然界だということをよく考えてほしい。捨てられふえてごみのように処分され安楽死ではないこと、とても苦しむことかんがえたら。（30～40代・女）
	温暖化により従来日本では冬越しできなかった動物が累代繁殖できるようになったことも問題。外来種法は環境問題とあわせて考えるべき。（30～40代・女）
	かつて米国で無許可拳銃所持蔓延防止のため、期間内ならば、無許可で所持している拳銃を行政府に提出すれば、所持違反の罪を問わない。とする試みがあったと記憶しています。 非常に現実的な行動だと思います。 特定外来種についても、猶予期間を設けて、自主的に提出すれば法律違反を問わないとすればよいと思います。 国内の流通と所持を把握する登録システムが、飼育者にとって非常に不都合な点も問題です。（30～40代・男）
	Q21・22に関係ありませんが、研究者、獣医師が密輸に関与している事実を知っています。又、獣医師の研究不足やモラルの低下で治療が適切でなく、高額な治療費を要求される事が多いです。外来種法も結構ですが、研究者・獣医師のレベルアップ、何の種を治療でき、料金を明確に開示する必要があるのではないでしょうか。飼育者の大半は獣医院は「高い」と思い込んでいます。料金さえ把握できれば、捨てる人もいなくなると思います。（30～40代・男）
回答上のコメント	上記選択結果は自分でも矛盾していると認識しています。（30～40代・男）
	飼育書などによると、安易に野に放したり劣悪な条件下で飼育するなど問題のある心ない飼育者や業者が後を絶たないようですが、周囲でそのような者を見たことも聞いたこともないので想像がつきません。Q22の回答は一般論として回答しました。（30～40代・女）
	知識が貧困なので、「ブラックリストを定める政令の制定」「防除や外来生物導入へのアセス制度」「多くの規制法」など、チェック項目の意味自体が分からないものが多いです。すみません。（30～40代・女）

Q25 「Q24 あなたが現在飼育している爬虫類、両生類が「特定外来種」に指定された場合、あなたはその個体をどうしますか。（1パターンだけにしぼってお答え下さい）」のその他のご意見、または自由にご意見をお書き下さい。

賛成に近い意見	登録します。（10～20代・男）
	きちんとした方法で飼育したい。愛着があるので、手放したくはない。（30～40代・女）
	一度飼い始めたもの、最後まで責任を持ちたい。（30～40代・女）
	飼育してる以上何があろうと絶対に不幸な目にはあわせられない。（10～20代・女）
	飼育している以上、責任を持って最後まで飼育していきたいと思います。（10～20代・男）
	お金がかからなければ、登録する。（10～20代・男）
	研究対象として許可を取り、飼育繁殖輸入も、研究目的で行う。（10～20代・男）
	実行はタイミングや、その他の問題で安易ではないが、もしも執行前に日本に移動できれば、登録手続きをして、一代限り飼育する。（10～20代・女）
	どんな法でも法は法。守るべき。（30～40代・男）
	基本的に登録の必要は無いです。理由は、現在飼育しているアノール(特定種)の申請を問い合わせた所、問い合わせ・申し込みが多く、対応出来ないと言われました。意味の無い多額の申請料も納得行かないので、現在の所、違法飼育しています。（30～40代・男）

反対に近い意見	今から飼育するものに登録料金が出るのは構わないが、既に飼育しているものに料金が発生するのは納得いかない。(30～40代・男)
	いままで大切にしていた存在だから「特定外来種」にされても登録手続きやら一代限りなんてしったこっちゃない。 たとえそれが違法でも。(10～20代・男)
	隠れて飼う。(10～20代・男)
	よく把握していないのですが、法的に、一代かぎりという限定なんですね？だとしたら、その法にはやや反対します。確かに無計画に繁殖させた挙句に飼いきれなくなる飼育者がいますが、そうではない飼育者もいますので。繁殖した場合もそれぞれの個体に登録が必要、という事でどうでしょうか。・・・現実的に取締る方法がない感もありますが・・・。(10～20代・男)
その他	登録手続きはすると思うが繁殖もそのまま続けるはず。(30～40代・男)
	決まったのであれば登録はもちろんします。もしも繁殖も登録すれば大丈夫なら一度くらいはその子の子供も育ててみたいです。(30～40代・女)
	無責任かもしれないですが、他の飼育者全てが飼育をやめたら自分もやめるかもしれないが、みんながかまわずに飼育してれば自分も飼育すると思う。 自分も含めてみんな飼育するからには「繁殖」は絶対はずせないと思う。繁殖させる楽しみがなければ飼育しないと思います。(30～40代・男)
	手続きをした上で繁殖を行う可能性がある。現在日本には海外から多くの爬虫両生類が輸入されているが、その中には絶滅危惧種のものが大多数存在している。これは発展途上国が外貨獲得の為に輸出している場合もあり現地での生息数が激減していることも考えられる。それらの種が日本で特定外来種に指定されてしまった場合限りなく絶滅に近づくのでそれを防ぐ為には繁殖をさせるかもしれない。(10～20代・男)
	正直言って手続きはしないと思う。ただ、繁殖をさせても行き場に困るし生まれた個体全部飼いきる事は不可能なので、仮に卵が生まれてもその時点で捨てます。卵の時点なら割り切る事も可能だと思うので・・。(10～20代・男)
	何らかの制限を受けるのであれば、その制限が個体に及ぼす影響を鑑みて判断します。(10～20代・男)
	問い合わせる。(10～20代・男)
	「特定外来種に指定される」ことの意味(実質)がよくわかっていません。例えば、「特定外来種」を飼育することによって、私自身の生活を圧迫されるような義務が課せられたり、飼育動物を傷つける内容であれば、対処法はそれに応じて変わってくると思います。また「特定外来種に指定される」如何にかかわらず、飼育は一代限りです。今飼育している分だけでいっぱいいっぱいです。(笑)(30～40代・女)
	特にミシシッピーアカミミガメ飼育者は飼育開始の動機や入手方法が安易な為、意識は低いでしょうねぇ。(10～20代・男)
	指定される恐れは無いので気にしない。(30～40代・男)
	特に無し。(10～20代・男)
アンケートへの意見	野に放すという項目はいらないと思う。(10～20代・女)

Q27 「Q26 ワシントン条約(CITES Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)、種の保存法などによって税関での野生動物の輸入規制や国内取引の規制が行われることについて」のその他のご意見、または自由にご意見をお書き下さ

賛成に近い意見	当然のことだと思います。(30～40代・女)
	適切な方法であれば、種の保存に積極的に活動が行われるのは好ましいと思います。(10～20代・男)
	外来種によって、もといた種が絶滅するようなことがおこってほしくないから。(10～20代・男)
	人間のエゴによって数が減ったのだから自業自得だと思う。(10～20代・男)
	Ⅱ類？に指定された「スッポンモドキ」がいますが、現地では乱獲されて日本に大量に輸入されているそうです、現地において数が減ってしまっているのであれば規制もやもえないと思います。(30～40代・男)
	環境適応性の低い動物は、輸入すべきではないと思う。(30～40代・女)

賛成に近い意見	規制をしないと、バランスが崩れると思う。昆虫も規制してほしい。クワガタなど。(30～40代・女)
	特定種の安易な流通を防ぐことに大事なことであると思う。実際に爬虫類の輸入・輸出をやってみると、手続き・経済的な面で容易でないことがわかる。(10～20代・女)
	加盟国・未加盟国の問題や、後進国の外貨獲得など難しい面も多いが、やはり規制は必要だと思う。(30～40代・男)
	ワシントン条約で記載されていると言う理由でホシガメが大量に処分されたにも関わらず、業者に対してはほとんど処罰がないと言うことはおかしい。業者こそ厳しい制裁を受けるべきだ。(30～40代・男)
反対に近い意見	ワシントン条約を制定したところで密輸入やらの不穏分子がいるから条約なんて関係ないと思う。(10～20代・男)
	規制しても密猟は絶えないし、希少種の絶滅を危惧する割には自然はどんどん駆逐されている。 社会が根本的に変わらないかぎり意味のない条約だと思う。条約のために不自然な生態系が形成されていることも問題である。(10～20代・女)
	そのようなことをして没収された個体は不幸になるので良くない。(30～40代・男)
	闇取引はなくならないと思います。個体の価格が上るだけ。“高価である”という理由で飼育する人も増えるのではないでしょうか？その結果、適切な飼育ができず、個体を死に至らせる…、または飽きて野に放つ…そんな気がします。(30～40代・女)
	WC、CBか分からないものまで規制される。世界各国で行わなければザル法になりかねない。(30～40代・男)
	良いことなのですが・・・抜け道もあるようですね。(10～20代・男)
	反対とも言えないし賛成とも言えないですね。(10～20代・男)
	規制は仕方がないとは思うが、絶滅防止に全く繋がっていない。(30～40代・男)
	保護するのは、非常に大切で、異論は無いですが、指定され、国内入荷が無くなれば、密輸されるのがこの業界の常です。その殆どは死んでいます。それならば、輸入枠を無くし、国内では自由に販売出来るようにするべきです。(30～40代・男)

その他	ワシントン条約に指定されると個体が高くなったりすることが多いと思うけれど、そうなると今度は飼育者が欲しがるようになることが多いと思うので（某爬虫類雑誌のﾁｽﾞｶﾞﾒ特集号の、前後どちらか忘れましたが、「ｻｲﾃｽ2に入るから色気を出して購入した。」という記述もありました。それが悪い、というのではなく、人間だからどうしてもそういう見方になってしまうのではないかな、と思いました。）そういう意味では悪影響すらあると思います。でも、無いよりはあった方がｲｲのかなあ・・。（10～20代・男）
	野生動物は税関できちんと管理すべきだが、USやEUから輸入される繁殖個体については規制の仕方を改善すべき。（10～20代・男）
	適正な利用（人工繁殖個体の登録・販売等）については規制を緩和し、不適正な利用については罰則を厳しくする等、両側面からの運用が必要。（30～40代・男）
	何の根拠もないですが少し対応が遅いような気がする。（10～20代・男）
	希少種を欲しがるきもちがわからない。（30～40代・男）
	興味のある動物が、自分の周囲や国内にいなくてはならない理由がわかりません。また自然に淘汰（絶滅）されていく動物を海外に出してまで人為的に繁殖させて生き延びさせなければならない理由もわかりません。この「自然に」に人災は含みません。（30～40代・女）
	サイテス種に関しては、無理に飼育する程魅力も感じないため、あまり関心は無い。（10～20代・男）
	法の遵守は尊重するがあまりにも報道が偏りすぎている気がする。生き物ばかりがクローズアップされていて製品の形で輸入される物についてはザルのように抜けているのでは？環境問題も含めもっと大きな包括的な法整備が必要になってくると思うし、マスコミも警察も関係省庁の人間はもっと法の勉強をすべき。（30～40代・男）
	詳しく知らない。（10～20代・女）
	特に無し。（10～20代・男）

Q28　日頃、爬虫類、両生類を飼育されていて何かご意見、ご感想がありましたら、ぜひお書き下さい。

愛情	私は現在水棲亀を飼育しており、その子は今年で、約23歳になります。爬虫類を飼う醍醐味には、長生きしてくれて大変うれしいということもあるのではと思います。（30～40代・女）
	10年も飼育しているとペットではなく、友達みたいな感情。（30～40代・男）
	私はUFOキャッチャーで獲ったカメを8年飼っていますが、やはり愛着がわいてしまいますね。今度はﾘｸｶﾞﾒを飼ってみようと思います。でも蛇やﾄｶｹﾞはｴｻがﾈｽﾞﾐや芋虫、ｺｵﾛｷなどあまり気持ちのいいものでないものなので避けたいですね・・・。（10～20代・男）
	一日も長く一緒にいたいとそれだけを考えます。（10～20代・男）
	ﾐﾄﾞﾘｶﾞﾒを飼ってます。4年目ですが、私が何かあっても、家族に任せて、ずっと飼ってもらいたいものです。（30～40代・女）
	飼えば飼うほど良さが分かるとても愛らしい存在である。（10～20代・女）
	大切に育てた個体が立派に成長し産卵したときは、とても感動しました。（30～40代・女）
	爬虫類は無表情で、可愛くも何ともないと思いましたが、飼っていて、なかなかどうしてどうして・・ と言う感じで、家族の中での順位というものを確立していて、一位は当然、飼い主。2位がよく声をかけてくれる者。3位、あまり興味を示してくれないが、一応は家族の中の一員と認めているだけで、その者には知らん振り。と言うように感じます。新発見がたくさんです。（50代～・女）
	想像以上に人間を認識できることに驚きと嬉しさを感じる。（30～40代・男）
	爬虫両生類は無表情でつまらないとか、感情が無いとか言う人は多分じっくりその子達を観察してないんだと思う。嬉しそうなのも嫌がっているのもキチンと観察していればよく判ると思う。嫌な人に強制的に好きになってもらおうとは思わないが、出来ればもっと多くの人にこの子達の良さをわかってもらいたい。（10～20代・女）
	犬、猫などよりも癒されるし、子どもへの教育（衛生管理、動物の生態含めて）になる。（30～40代・男）

愛情	かわいいですよ。犬・猫みたいに返事はないですけどね・・・（30～40代・女）
	アレルギーのせいもありペットは好きではなかったけれど今はチビたちのいない生活が考えられないほどになっています。自分達にでき得る限りの愛情を持って飼育し、一日でも長く一緒にいたいと願っています。（30～40代・女）
	とっても可愛い☆（30～40代・女）
	かわいい。（10～20代・男）
	魅力的☆彡（10～20代・女）
	愛着がわく。（10～20代・男）
	思っていたより飼いやすい。かわいい。（30～40代・女）
	カメを飼っているのですが、本当に飼っていて癒されますww（10～20代・女）
	面白い行動をとったり見てると癒されるので、とてもかわいいです。（10～20代・女）
	カメは癒し系だと思う。（30～40代・男）
	やっぱりとっても楽しい。（10～20代・女）
	はじめは、飼う以上は責任をもってもらいたいと、まあ仕方なくという形で始めた飼育ですが、今では子供よりも私の方がかわいがっています。情が移るというのでしょうか。（50代～・女）
	飼育は楽しい。節度を持って、飼育できれば良い。（30～40代・男）
	飼育が楽しくなってきている。 おたまじゃくしの成長が観察できて楽しい。（10～20代・男）
	イモリを飼っていますが、とてもかわいい。でも、わかってくれる人は少ない。でも、みんながかわいいからって飼われたら、かわいそうかも。（30～40代・女）
	飼っている分には犬や猫よりも近隣の住民に迷惑をかけないので良いと思います。（10～20代・女）

	掃除し忘れるとくさいです。でもかわいいし、そんなの気にならない。(10～20代・女)
	排泄物はなかなか匂うが、気持ちよさそうな仕草を見るとこちらも癒されてしまいます。(10～20代・女)
	色々と堅い意見になってしまいましたが、爬虫両生類が好きってことですね。(10～20代・男)
	飼育者は家族が増えたように幸せで楽しいが、飼われている側はどう感じているのか心配になることがある。(30～40代・女)
	都心に暮らしていると、カエルに触ったこともない子供も多い。野生動物飼育の是非はあるが、自然を忘れがちな都会人への問いかけといった側面もあってもいいだろう。(30～40代・男)
	生き物を愛玩するという事自体がエゴでもあり、飼育者として、その点を追求されると耳が痛いばかりです。倫理的な観点からのみ言うのであれば、ペットや商用利用といった事すべてが禁止されるべきでしょうね。しかし、家畜などを見ての通り、人間は多かれ少なかれ倫理的なところを妥協しながら生きていくしかないのでしょう。とりあえず私に出来る事は、ペットに対して、その自分のエゴに巻き込んだ以上、責任を持ち、家族同然として付き合っていく事だけです。(10～20代・男)
	1種のアニマルセラピーのような効果はあると思う。しかし、それはその人に適しているかで決まってくると思う。(30～40代・男)
	飼育してみて初めて爬虫類の知らなかった良いところ(可愛らしさ、飼育が簡単等)が解った。人の心を和ませてくれるのがペットであるが理想は、自然環境の中で生かせてあげたいと思う。ペットは、人間の究極のエゴだとも思う。(30～40代・男)
偏見	世間の偏見に常に晒されて憤りを感じることが多い(私はヘビ飼育者ですが、ヘビは悪者扱いされることが圧倒的に多いため)。ボアコン飼育希望ですが、危険動物飼育許可証をマンションの入り口に提示するわけにもいかず現在は断念している状態です(近い将来戸建購入予定なので、購入次第ボアコン飼育予定)。爬虫類というだけで、その種のことをよく調べもせずに危険動物指定してしまうお役所仕事に納得がいきません。(30～40代・女)
	ほとんどのヒトが嫌な存在だと思われている彼らですが、飼ったら絶対良さが解ると思います。彼らをただ気持ち悪いだなんて言って欲しくないです。(10～20代・女)
	一般的にはまだ偏見が多い。好き嫌いがはっきりしていて、受け付けない人とコレクター的なマニアでは価値観が非常に異なる。(50代～・女)
	爬虫類・両生類について、もっと知ってもらいたいです。(10～20代・男)
	爬虫類のことを気持ち悪がる人が多いけど、飼育者からしてみれば全く理解ができません。 両者が相成れる日なんて来ないんだろなぁと思います。　アンケート楽しかったです。(10～20代・女)
	飼育人口が少ない故に爬虫類・両生類に対する誤解や偏見も多いように感じる。飼育者にはそういう誤解を解き、爬虫類・両生類の保護を啓蒙する必要もあるように思う。(30～40代・男)
	飼育者はその生き物を身近に知る人であるから、その生き物に魅力を感じるのならば、積極的にどこに魅力を感じるか人に伝える努力をするべきではないだろうか。(危険はない、etc...を含む)(30～40代・男)
	まだ普通の世界ではないのかもしれないけど、飼育者は増えていると思われる。 確かに扱い方によっては危ない種もいるが、これは飼育者にモラルと知識を持っていれば、特に問題は起きないと思われる。(10～20代・男)
	まだまだ絶対的な飼育者数が少ないと思う。だからマイノリティとしての扱いを受けるのは仕方ないが、せめてアクアリスト(魚を飼っている人)と同じくらいの社会的な許容性が欲しい。 そういう意味合いで今回のアンケートには意味があると思います。頑張って下さい。一両爬飼育者として応援、いや、お願いしたいと思います。(10～20代・男)
	残念ながら爬虫類・両生類は様々な誤解や教育のなさから嫌われ者です。蛇を見れば毒がある。危険等等。どちらかというと大型犬や牛の方がよっぽど危険なんですけど・・・。興味の無い人への意識向上を地道に図っていこうと思います。(30～40代・男)
	爬虫類が全部危険という認識不足の役人が多い。外見はかわいいかもしれないが、犬や猫だって同じように危険があるのは変わりない。そのあたりをもう少しわかってもらいたいですね。簡単なことなのに。(30～40代・女)
	爬虫類を飼っていると言うだけで他人からは変わっていると思われていますが私からみれば犬・猫と同様の飼い主気分です。犬だろうが猫だろうが爬虫類だろうがようは家族の一員として迎え入れたからには最後まで家族であるということで・・・このように特別取り立てるのはやはり偏見があるのでしょうね。(30～40代・女)
	私はグリーンイグアナを飼っていますが、犬や猫を単なるペットではなく家族であるという人が多いのと同じで、彼は私にとってかけがえのない存在です。 爬虫類だから両生類だからといって、犬や猫をを飼っている人と区別されるのは腹立たしいです。。。(10～20代・女)
	世間的には気持ちの悪いものだと捉えられていますが、もっと犬や猫に比べてもずっと安全で危害を加えられることの少ないペットだという認識をもってもらいたいです。(10～20代・男)

偏見	あまりほ乳類等のペットと比べて特別視する必要はないと思う。(10～20代・女)
	犬、猫ではなく爬虫類を家族にしているということだけで変な人といわれることが多いのはいかがなものか。(30～40代・女)
	すみません。上の質問の意見欄に全て書き込んでしまいました。質問の意図から外れている記述もかなりあったかと思いますが、お許しください。最後に・・・爬虫類を飼っているというと、面と向かっては言われませんが、変わった人扱いされるのが悲しいです。つい「犬も飼ってるよ」と言い訳してしまう自分も悲しい・・・。(30～40代・女)
医療	周りに診察可能な獣医が少なくて本当に困る。近場の動物病院に電話をしてみても、運良くあるか無いかぐらいだから、いざという時に困りそうで不安です。(10～20代・女)
	病気などにかかっても治してあげる事の出来ないものが多い。(10～20代・男)
	もっと診てくれる獣医さんが増えてほしい。(10～20代・女)
	とにかく病院が無いのが困る。(30～40代・女)
	カメなどを捨ててほしくない。(10～20代・男)
	神社の池とかに捨てるのは良くないと思う。(30～40代・女)
	心から爬虫類を愛してる人ならまず捨てるということはないと思う。(10～20代・男)
	爬虫類、両生類も心があります。同じ命です。飼い主の方は、責任持って最後まで面倒見てください。危険だからと言って理不尽な法律作るのは反対です。同じ命です。(30～40代・女)
	飼育できないペットを捨てるのは許せない。(30～40代・男)
	爬虫類、両生類だけではなく飼育している人は、周りの人に迷惑をかけずにちゃんと飼育することが大切だと思う。(10～20代・男)
	やはり飼育して得られるものは癒しと、命を大切にする姿勢だと思う。野外に放す人には、飼育するからには最後まで責任を持ってほしいと思う。(10～20代・女)
	爬虫類飼育者はもっと責任を持って飼育べきだと思います。 むやみに安値で販売する業者が減れば飼育者ももっと改善されると思う。(10～20代・男)

遺棄	とても楽しいと思うのですが最近飼育者のモラルが急激に低下していると感じています。 私は昆虫も飼育していますが、特に最近昆虫はデパートなどでも販売されており、飼育法も調べず買っていき飽きてしまい野に放すという人いのが現状ですよね。 やはりデパートなどでは販売すべきでないと思います。（10～20代・男）
	亀を池や川に放って病気や災いを払う習慣があるので、特に関心がない人々には亀を自然にはなつ事が悪い事ととららえていない。天王寺の池には放たれた亀がたくさんいます。池じゃなく近所の川の場合もあります。 奈良の猿沢池にも放ちにくる人がいます。（50代～・男）
	少しズレた意見になるかもしれませんが･･･。私はクサガメを飼育していますが、自分なりに考慮した上で購入しました。まわりの方を見て思うところがあります。縁日で亀・金魚すくいをして持ち帰り、飼育方法なども調べず簡単に死なせてしまう、近くの池や川などに放してしまう･･･。全くの後ろめたさも何もない。悲しくなります。当然ですが我が家では水温計はもちろん、ろ過器やライト等を設置しています。それを見て半分以上の人が『たかが亀によくやる』みたいな事を口にします。あと『うちも亀くらいなら飼おうかな～』とか。いつも電気代ももかかるし大変だよ？と言ってますが。悲しかったのは縁日の亀・金魚すくいのおじさんが飼育法を適当に説明したあと『どうしようもなくなったら神社とかの池に放しちゃいなさい』と。商売なのはわかりますが、どうかと思いました。近所の神社には立派に成長したミドリガメがたくさんいます。皆に『あれミドリガメだよ』といっても信じてくれませんが･･･皆ミドリガメは大きくならないと思っているんでしょうね？小さいのしか見たことがないから。（･･;A） ･･長々と愚痴のようになってしまいましたが、野に放すことがどれだけ悪い事かということがもっと浸透して欲しいと願います。（30～40代・女）
情報	飼育する方に入手する前に　その動物を良く勉強してから飼うかどうか決めて欲しい。（50代～・男）
	飼育に関する情報が少なく、インターネットが唯一の情報源と言える。現在はインターネットを通して飼育に関する情報交換ができるので助かっている。（30～40代・女）
	インターネットの普及により、今まで入手しにくかった飼育に関する情報が増えて来たのはよい事である。（30～40代・男）
	カメに本格的にはまったのは去年の今ごろからでして、それから飼育に関して知りたい事がたくさんあったため色んな個人HP読んだりカキコしたりしたのですが、私が無知なため（礼をわきまえてないために起こった事もあったのだと思います。）会話があらぬ方向にいってしまいそれで結構きついことを言われたり、嫌な思いをしたりした事が多かったです。生き物を扱うということで双方真剣になってしまうのだと思うのですが、最初は誰でも素人だし、色んな失敗もあった事はある意味仕方がない事だと思います。 わかっている人からすれば、または良い飼育者からすれば、初心者はいろんな意味で「愚か」な行為をしてしまう人が多く、冷たい対応になってしまうのかな、と思いました。ただ、この人はダメだと「切って」しまうよりは暖かく見守ってあげるような視点で、助言などをしてあげるべきなんじゃないか、と思います。そういう事が、モラルのある飼育者を増やす事にも繋がるんじゃないかな～と、私は思います。 でも、そうやって色々ありましたが、そのおかげで一年前に比べてかなり詳しくなったと思うので、そういう意味では良かったと思います。（10～20代・男）
	もっと爬虫類に関しての情報があってもいいと思います。（30～40代・女）
	飼育や生態についてもっと詳しい情報がほしい。（10～20代・女）
	飼育環境の作成方法、一種類に絞った飼育方法の情報が欲しい。　ショップは売るためのストック場所であり、どのお店も参考にならないから。（30～40代・男）

情報	最近流行？のリクガメを見ては「可愛い～♪」と安易に飼育に入り、多くの貴重な命を☆にしている現状。生き物を飼うということはどういうことか、命の責任を自覚してほしい。リクガメに限らず、日本に元来生息していない種を飼う場合は、生息地の環境、生体の特性、餌、飼育設備等々全てに於いてよく調べ、生涯管理できるかを購入する前に十分検討するのが当たり前だと思う。ウチのHPにはよく飼育法や飼育環境、餌、病気の問い合わせがあるが、安易に人に聞くのではなく先ずは自分で調べるものではないのか？本を読んだり、ネットで調べれば既に先人がよい知恵を出されていたり、「それ、常識でしょ」というようなことすら調べようとしないのは如何なものか？その上で、より詳しい人の意見を求めるというのが道理ではないか？イージーすぎる飼育者の姿勢には疑問を感じる。これ位自覚が足りない飼い主が多いから、法なんぞで規制をせざるをえない様な現状になるのだろう。特に命にかかわる病気に関することは、例え症状がなくとも飼う前に診療可能な動物病院くらい調べておくべき。ついでに動物感染症についての知識もある程度は知っておかなくてはと思う。遠くとも、飛行機に乗ってでさえ必要とあらば診せに行けるゆとりがないのなら、若しくは近くに獣医や詳しい飼育者がいないならば、本心を言えば爬虫類なんて飼わない方がいいと思う。　爬虫類は、本当に「お金のかかる！」というのが実感。因みに冬場の電気代は優に3万を超え、餌は無農薬野菜をお取り寄せ。病気の際の入院費は一日5，000円の保険なし、私の3ヶ月入院よりはるかに多大な出費を余儀なくされた経験あり。おかげで人間はコンビニ弁当を口にする日すらあり　（涙）ホント、貧乏人は爬虫類　飼わん方がいいかも。（30～40代・女）
法関連	現在、飼っているイグアナが外来生物法の要注意リストにはいっていることもあり、個人的には特にその部分に注目がいっている。執行理由にはまったく納得のいくことだが、ここでも再び情報不足の感が否めない。私自身、最近この法律を知った。（10～20代・女）
	ブラックバス問題がよく象徴的に取り上げられるが、ミドリガメ(ミシシッピーアカミミガメ)も問題であると思う。（30～40代・男）
	とにかくカミツキガメがなぜ外来生物に指定されたかわかりません。環境省には見直しをしてほしい。（30～40代・男）
	危険動物に関する登録制度は、必要以上の課金がなされるため、かえって捨てる人間が増えている。（30～40代・男）
	Q26のワシントン条約の件で以前ヒラオリクガメの登録で矛盾な点があると感じました。（30～40代・男）
	Ⅱ類？にしていされた「スッポンモドキ」は、大きい水槽で飼育すると50CMくらいになるそうです、日本は大量に輸入しており国内ではどこの店でも販売されていますがアメリカ国内ではほとんど流通していないそうです、アメリカ人は大きくなって飼育できなくなる種は買わない為だそうです、ですが日本人はそういうのは考えずに飼育します、そういった飼育者のモラルの低さが規制の引き金になっているような気もします。 CITESに指定された種は飼育個体全てにマイクロチップを埋め込んで個体番号をジュネーブ事務局で登録すると売買ができると聞きました。現在飼育している種が規制対象になってもマイクロチップがだれでも買えるしろものならいいが高ければ登録などできないし、わざわざ海外で登録など普通の人には無理だと思う。（30～40代・男）
	迅速に環境と安全を最優先。（30～40代・男）
	ワシントン条約は値をつり上げるペットショップのたくらみでしょう。（30～40代・男）

その他	生き物飼育はとても楽しい趣味だと思う。と、同時に飼育からたくさんのことを学ぶ事が出来る。学生時代に理科が得意だったのは生き物飼育が好きだったことと大きく関係すると思う。 しかし、それは自分の事情であり、世間には世間の事情がある。自然界には自然界の事情がある。これ等諸々の事情をうまくバランスとって、お互いが有益である状況にいたいと思う。 野外へ飼育生物を放つ事がどれだけ自然界の事情にとって迷惑な事なのか、よくよく考えられる環境作りも今後必要だと思う。 私は今後もたくさんの爬虫類や両生類、鳥類と一緒に生活したい。それが出来る国であって欲しい。だから、ひどすぎる状況を回避する為にある程度の規制があってもしかた無いとは思う。ただ、その規制が行き過ぎた悪法にならないよう、そして、悪法を用意しなければならないような状況にしてしまわないよう、飼育者としてのモラルを持っていたいと思う。(30～40代・男)
	近年、あまりにも生き物を飼育していると自覚しないで飼育している人が増えてきているように思える。 命を預かっているという事を自覚し、またそのような教育を義務教育の段階でもっと徹底する必要があると思う。生命の尊さをしっかり学ばせる必要があると思う。昔に比べて今日の教育はあまりにも情けなくていけない。ゆとり教育だかなんだか知らないが生命の尊厳を学ぶ機会が余りにも少なすぎてしかたがない。(10～20代・男)
	彼らはあくまでも野生動物、人間的な感覚や発想が彼らの命を縮める結果とならないように多くの人に理解を深めてもらえるような取り組みはないものかと常々思ってます。(10～20代・女)
	私は外にいる野生の亀も好きです。今は日本の亀よりミドリガメが圧倒的に多いのが残念で今後を心配しています。ミドリガメも好きですが、日本の亀が追いやられてどんどん減ってしまったら･･･。野良猫のように避妊･虚勢手術をしても影響がないのならミドリガメにとも思います。増えたから簡単に殺すと言い出す前に、多くの人が納得できる良い法律をつくって欲しいと願います。(30～40代・女)
	・なるべくしっかりした設備をすること。 ・なるべく長生きしてもらうように飼うこと。 ・手間とヒマは惜しまないこと。 ・ギブ＆テイク、うまく飼えれば自分にかえってくる。(30～40代・男)
	こんなに体力、金銭的にも大変な生き物(ミドリガメです)を安易に(量、値段、亀つりなど)売らないでほしい。知人には絶対に勧めない。本当にお金かかります･･。(30～40代・女)
	上記にあったように、都会などでも飼えて、一見飼育が簡単そうですが、水生の爬虫類となると数日ですぐに水が汚れたりして洗う場所も狭いですし飼育にはかなり手間がかかります。犬や猫並に手間のかかる生物だと思います。(10～20代・女)
	温度や湿度などが不適切だと、拒食してしまったり、体調を崩してしまったりするので、意外と手がかかると思います。また、生餌しか口にしないような個体もいるので、餌の飼育(ローディングも含めて)もしなければならないので、ある程度時間が取れないと飼育できないと思います。その反面、爬虫両生類ならではの魅力が楽しめると思います。しかし、病気などの対処法がはっきりしていない(又は近くに見てもらえる獣医がいない)、両生類は薬浴に弱いといったことから、病気に対する不安は残ります。(10～20代・女)
	分かっていない事の発見が楽しい。(30～40代・男)
	飼育種(エロンガータリクガメとマレーハコガメ)は世界的に飼育データや繁殖データが少なく、飼育して行くうちに発見できる事が嬉しい。(30～40代・男)
	飼ってみなければわからないことなんてたくさんありますよw。(10～20代・男)
	異常気象が気になる。温度に敏感だから。(10～20代・男)
	ウーパールーパーを飼っています。帰省時に家を空けるため、様子がいつも気にかかっています。(水温の上昇など)(30～40代・女)
	犬立ち入り禁止公園などのルールがもっと守られるように整備して欲しい。(排泄物の掛かっていない野草採取のため。)(10～20代・女)

その他	「子供が○○飼ってるんですけど」って言ってる親が嫌い。自分の事も満足に出来ない子供が他の者の世話なんぞ出来るかヴォケ、と。親が一緒になって飼育してあげなきゃ駄目なのよ。(30～40代・男)
	飼育するのは楽しいが良く噛み付いて来るので心配でもある。(10～20代・男)
	貴重な種ほど経験者がペア飼育し、繁殖を心がけるべきである。(10～20代・男)
	コレクション的に集めずに好きな個体を良く観察して飼育して欲しい。生き物であることを再認識する必要がある人間が多い。(30～40代・男)
	物凄い数を飼育している人(販売目的でなく)には、驚きます。羨ましいですが、結構、せまいケージでの詰め込み飼育には、疑問を感じます。 万が一、地震などで外に出た場合、危険な生体はどんなものかと、思います。 日本人は忌み嫌う人の方がおおいので、もっとイメージアップしたいですねw(30～40代・女)
	爬虫類を本当に可愛く思って飼育してくれる人が増えてくれれば良いと思います　ひと頃の商売の道具としか見ていないようなSHOP、ブリーダーが減ってきてちょと嬉しいです　業界がカメを中心に廻っているのも気に入りませんけど。(50代～・男)
	問題のある業者が多い。販売を免許制にし、問題業者からは許可を取り上げる等の強力な法整備が必要。(30～40代・男)
	爬虫類、両生類に限らずペット全般に言えることですが、一部モラルの不足した輸入業者、販売業者および飼育者が、やっと実現できた外来種の輸入および飼育が出来る環境を崩し、以前の図鑑で見るしか出来ない状態に逆行させようとしている。(30～40代・男)
	ペット店に安易に売られているのが多く、大変残念です。(30～40代・男)
	ニホンイモリとシリケンイモリを飼っていますが、よくオークションサイトなどで明らかに乱獲されたと思われる個体が販売されていることもあり、それに関しては悲しさを感じます。(10～20代・女)
	日頃、爬虫類を飼育してる為オークション利用しているが金儲けの為に捕獲個体を出品している者がいる。毒蛇も。情けないし腹立しい。許可取って売っているのか疑問。捕獲自体に許可を。捕獲しないでくれ!。(30～40代・男)

	僕は見栄やステータスでは爬虫類を飼育しないし、飼育しているのは好きだから。 で、一介の愛好家に過ぎないけれど、飼育の先には環境保護などの考えも浮かんでくるし、自分なりのやり方でこの先もやって行きたいと思っている。 愛護団体の中には、動物を飼った事が無いのではないか？と思う人もいると思う。 たしかに虐待などのVTRなどを見せられたりするとその気になるのも分かる。 ただ、ここで本当に動物を飼育している方だと他にも色々と問題点を見出せるので、一概にこうだ！とは言わない。 これは環境庁の人たちにも多分言えることだと思っている。 動物は机上で学ぶものでは無いし、飼育管理をする上ではそれ相応のモラルと知識が必要になってくる。 だからこそ必死で学ばなければいけない。 どだい無理なマイクロチップの問題など、それを行える獣医が居るとは思えないし、爬虫類の臨床医学などドイツ等と比べたら大人と赤子の違いがあると思われる。（10～20代・男）
	飼育に関して、「専門家や研究家」「販売者と飼育者」「行政」「その他（飼育等に興味がない一般の方）」の4者で、（当然の事ながら）かなり考え方に違いがある。時として「縄張り争い」のように「互いに排他的な理論を都合よく引用したりねつ造したりする様」が見られ「とても面白い」。（30～40代・女）
	九レプ前夜祭にてお会い出来るの楽しみにしてますね^^（2度送信で申し訳ない＞＜（30～40代・男）
アンケートへの意見	Q14とQ16が対照的な質問なのに、回答群が異なるのはおかしいというか、稚拙だと思う。それから、この様なアンケートとるのであれば、もう少しこれらの飼育者のこともある程度調べておくべきである。（10～20代・男）
	こう言うアンケートがあれば、何時でも参加しますが、過去に同様のアンケートがあり、結果が何にも反映されないのが、悲しいですね。多くの人の意見を聞いている以上。何かを動かすだけの事をしてくれると良いのですが・・・・・・。（30～40代・男）

（参考）小売店アンケート質問表＊＊＊

爬虫類・両生類ペットを販売されている小売店様へのアンケートのお願い

こんにちは。私は放送大学学生で動物の販売や飼育に関して勉強をしています。このアンケートは、爬虫類・両生類を取り扱っていらっしゃる小売店様に対して、最近の社会の流れの中で色々お気づきの貴重なお考えをお答えいただいて、私の大学の調査の一部に使用させていただく目的でお願いしております。

お忙しい所、また一方的なお願いで大変恐縮ですが以下の質問に〇をつけていただくか、（　　）内に記入していただき、**2月末日までに**ご返送をお願いします。いただいたデータの調査結果は統計的に処理いたしますので、あなた様のお名前等が公表されるようなことは一切ありません。また、本調査は表記以外の目的に利用することはありません。

どうぞよろしくお願いします。**（なお、このファックスは　　様のご協力によってお流ししております。 ご回答の方法は佐藤あてのファックスまたは e-メールでお願いします。）**

**佐藤　忍　FAX　　e-メール　　**

このアンケートのお問合せ先は、下記にお願いします。

〒　　佐藤　忍（放送大学大学院文化科学研究科）

**☎　　**

**e-メール　　**

質問　1　貴社は爬虫類・両生類ペットとして何を販売されていますか。（複数回答可）

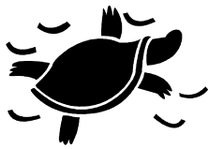

① ヘビ類
② カメ類
③ トカゲ類
④ カエル類
⑤ サンショウウオ・イモリ類
⑥ その他（　　）

質問　2　その商品は国内産ですか、それとも外国産ですか。（複数回答可）

① 国産種（野生のもの）
② 国産種（日本国内でブリードされたもの）
③ 外国産（野生のもので輸入もの）
④ 外国産（外国でブリードされた輸入もの）
⑤ 外国産（日本国内でブリードされたもの）
⑥ その他（　　）

質問　3　仕入れ先は主にどこですか。（複数回答可）

① 一次問屋より仕入れる
② 二次問屋より仕入れる
③ 国内ブリーダーより仕入れる
④ インターネット取引
⑤ 自社直輸入
⑥ その他（　　）

質問　4　爬虫類・両生類をお買い求めのお客様は、次のどの理由で飼育されているとお考えですか。

（複数回答可）

① 爬虫類・両生類が好きである
② 都会生活でエキゾチックアニマルを飼うことは、精神的な救いである
③ 吠える、散歩が必要などの面倒が不要だから
④ 狭いスペースで飼育できるから
⑤ 爬虫類・両生類はステータスシンボルである
⑥ 人があまり飼っていないから
⑦ その個体が好きだから
⑧ 商売のため
⑨ その他（　　）

質問　5　お客様が引越しその他でやむなく飼育を中断せざるを得なくなった場合を想定して、その場合爬虫類・両生類ペットをどうすると思いますか。（複数回答可）

① 他の飼育者に譲る
② ペットショップに譲る
③ 動物園など公共の施設にあずける
④ 安楽死させる
⑤ 野に放す
⑥ わからない
⑦ その他の方法をとる（　　）

質問　6　インターネット販売についてのご意見をお聞かせ下さい。（複数回答可）

① 価格が安い
② 手続きが簡単
③ オークションの楽しみがある
④ 死着の問題や生体そのものに問題がある場合がある
⑤ 地方のお客様には大変便利である
⑥ 生き物を通信手段のみで扱うことは賛成できない
⑦ 現代経済において、もはや無視でいない流通販売手段である
⑧ その他（　　）

質問　7　店頭販売についてのご意見をお聞かせ下さい。（複数回答可）

① 実際の生体を観察できる
② 購入時に店員から詳しい説明を受けることができる
③ アフターケアが容易である
④ 価格が比較的高い
⑤ その他（　　）

質問　8　ペットが逃げ出すことを防止するためにマイクロチップ埋め込みやペットの飼育を登録制にする議論がありますが、どうお考えですか。（複数回答可）

① 良いことだと思う
② 反対である
③ そのような制度になると隠れて飼育する人が増えるだけである
④ 種類によっては野にはなしてしまう人が増えるだけである
⑤ その他（　　）

質問　9　昨年（2004年6月）環境省で特定外来生物被害防止法が公布され、アライグマ・マングース・カミツキガメなど（種については現在未定）の特定種の輸入・販売・飼育・遺棄が禁止される動きについてご存知ですか。

①　よく知っている
②　少し知っている
③　知らなかった
④　その他（　　）

質問　10　上記外来生物法・ワシントン条約（CITES Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）・種の保存法などによって税関での野生動物の輸入規制が行われること、現に行われていることについて、どう思いますか。

①　良いことだとだと思う
②　反対である
③　しかたがないと思う
④　その他（　　）

質問　11　その理由または関連した意見は以下にありますか。（複数回答可）

①　生態系や希少種の保護のことを考えると良いことである
②　規制行政は最小限度にとどめ、流通管理の監視や飼育レベルやモラルの向上指導を行うべきである
③　自由経済の中で動物の飼育機会は守られるべきである
④　ワシントン条約（CITES ⅠやⅡ）の情報は関心がある
⑤　その他（　　）

ご協力大変ありがとうございました。

~>°)～～～　**近日中にこのアンケートと類似の内容のアンケートをホームページ上に開設し、広く爬虫類・両生類をお飼いの個人様あてにアンケート協力をお願いする予定です。その節もどうぞよろしくお願いします!!!**

ご回答、ご送信のご協力
大変ありがとうございました。

（このアンケートの結果を整理したものを後日ご送付いたすことも可能です。お手数ですが、佐藤まで別途ご連絡下さい。）

ご回答用紙送付先

佐藤　忍　　FAX 048-715-7887 または **e-メール** [illegible]

ご回答のページ　（※このページのみ、ご送付下さい）

◎該当する項目に○をつけるか、「その他」の場合は、その内容を（　）内に、ご記入ください。

（記入例）
質問　0　1　(2)　3　(4)　5（　　）

質問　1　1　2　3　4　5　6（　　）

質問　2　1　2　3　4　5　6（　　）

質問　3　1　2　3　4　5　6（　　）

質問　4　1　2　3　4　5　6　7　8　9（　　）

質問　5　1　2　3　4　5　6　7（　　）

質問　6　1　2　3　4　5　6　7　8（　　）

質問　7　1　2　3　4　5（　　）

質問　8　1　2　3　4　5（　　）

質問　9　1　2　3　4（　　）

質問　10　1　2　3　4（　　）

質問　11　1　2　3　4　5（　　）

質問　12　日頃爬虫類・両生類を販売されていて、何かご意見ご感想がありましたらぜひお聞ください。

（　　）

~>°)～～～　**後日貴店に訪問させていただき、さらに詳しいインタビューにご協力いただくことはできますか。**　①　可能　　②　不可能

~>°)～～～　**もし、差し支えがなければ下欄に貴社名（ショップ名）をお書き下さい。（ショップ名・会社名等が公表されることは一切ありません）**

ショップ名（　　）

小売店アンケート集計結果＊＊＊＊

調査目的:爬虫類両生類ペット産業市場における小売店経営者の今日的な考えを把握するため。
調査方法:卸業者の協力により取引先事業者へ調査票を FAX 一斉送信し、回答は調査者あてへのファックスを指示した。
調査対象:全国に散在する主に爬虫類を取り扱うペット小売店。
調査日時:2004 年1月 27 日送信・回答期限は2月中とした。
サンプル数:調査票を送信した実数は不明であるが 300 件前後と思われる。そのうち回答者は 24 件で、10%弱と推測される。
調査結果:調査結果は以下のとおりであった。なお、正確な選択肢の内容に関しては、調査票を参照されたい。

質問　1　貴社は爬虫類・両生類ペットとして何を販売されていますか。(複数回答可)(単位;店)

ヘビ類	カメ類	トカゲ類	カエル類	ｻﾝｼｮｳｳｵ・ｲﾓﾘ類	その他
16	23	21	20	15	9

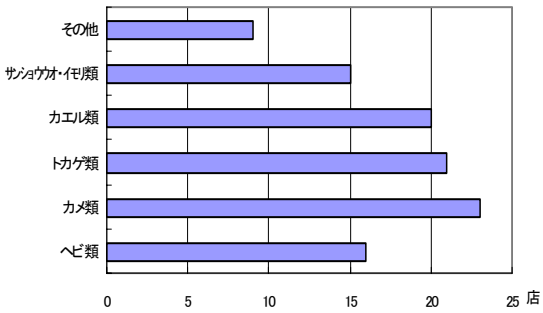

質問　2　その商品は国内産ですか、それとも外国産ですか。(複数回答可)(単位;店)

国産種でﾌﾞﾘｰﾄﾞ	外国産で野生	外国産で外国ﾌﾞﾘｰﾄﾞ	外国産で国内ﾌﾞﾘｰﾄﾞ	その他
21	22	24	23	2

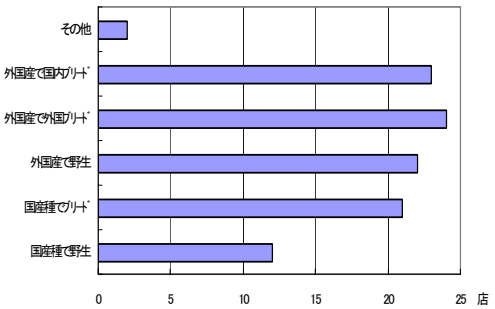

質問　3　仕入れ先は主にどこですか。(複数回答可)(単位;店)

一次問屋	二次問屋	国内ﾌﾞﾘｰﾀﾞｰ	ﾈｯﾄ取引	自社直輸入	その他
23	17	15	1	5	2

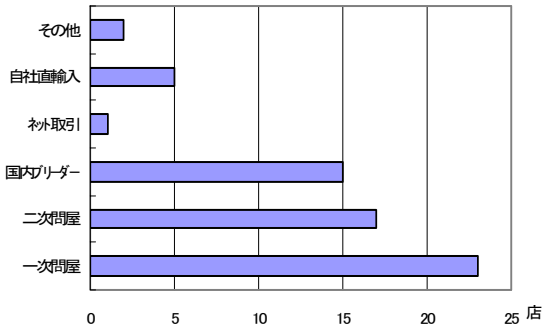

質問　4　爬虫類・両生類をお買い求めのお客様は、次のどの理由で飼育されているとお考えですか。(複数回答可)(単位;店)

両爬好き	都会生活ﾏｯﾁ	吠えない	狭いｽﾍﾟｰｽ	ｽﾃｰﾀｽｼﾝﾎﾞﾙ	人が飼ってない	個体が好き	商売	その他
22	5	4	5	4	8	17	2	2

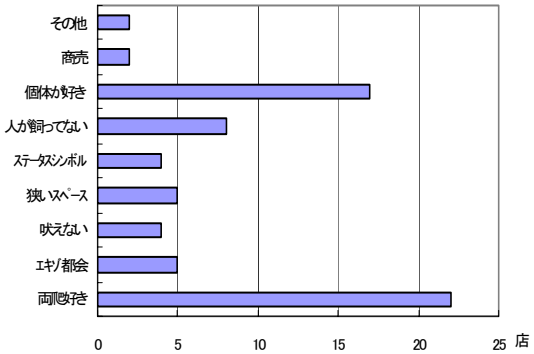

質問　5　お客様が引越しその他でやむなく飼育を中断せざるを得なくなった場合を想定して、その場合爬虫類・両生類ペットをどうすると思いますか。(複数回答可)(単位:店)

他の飼育者に	ﾍﾟｯﾄｼｮｯﾌﾟ	動物園	安楽死	野に放つ	不明	その他
21	23	4	0	5	0	2

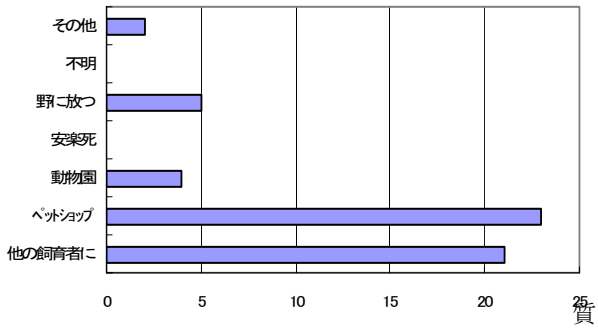

問　6　インターネット販売についてのご意見をお聞かせ下さい。(複数回答可)(単位;店)

価格安い	簡単	オークション	生体に問題	地方便利	不賛成	現代主流	その他
12	4	6	15	17	4	15	1

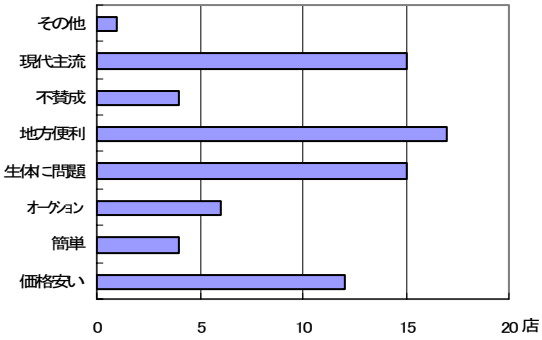

質問　7　店頭販売についてのご意見をお聞かせ下さい。(複数回答可)(単位;店)

生体観察可	説明よい	アフターケア	価格高い	その他
23	21	18	7	2

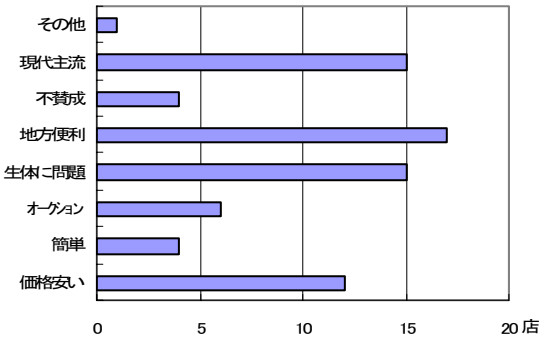

質問　8　ペットが逃げ出すことを防止するためにマイクロチップ埋め込みやペットの飼育を登録制にする議論がありますが、どうお考えですか。(複数回答可)(単位;店)

良い	反対	隠れ飼育増	野に放つ増	その他
11	8	9	8	3

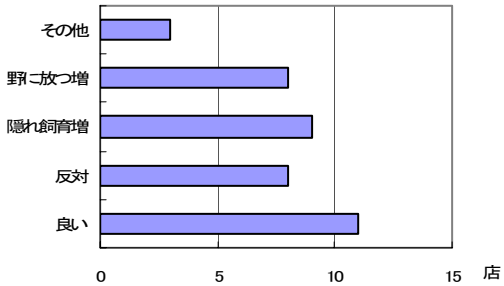

質問　9　昨年(2004年6月)環境省で特定外来生物被害防止法が公布され、アライグマ・マングース・カミツキガメなど(種については現在未定)の特定種の輸入・販売・飼育・遺棄が禁止される動きについてご存知ですか。(単位;店)

よく知っている	少し知っている	知らなかった	その他
14	9	0	0

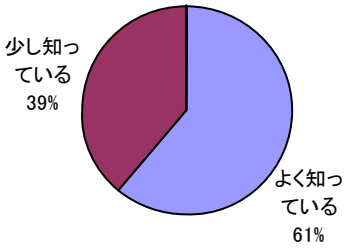

質問　10　上記外来生物法・ワシントン条約(CITES Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)・種の保存法などによって税関での野生動物の輸入規制が行われること、現に行われていることについて、どう思いますか。(単位;店)

良いこと	反対	しかたない	その他
14	0	10	1

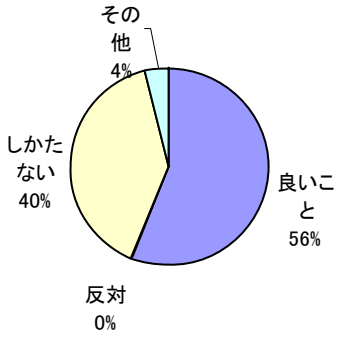

質問　11　その理由または関連した意見は以下にありますか。(複数回答可)(単位;店)

生態系保護重視	モラル指導に力点を	飼育の自由守るべき	サイテス関心あり	その他
17	12	6	6	0

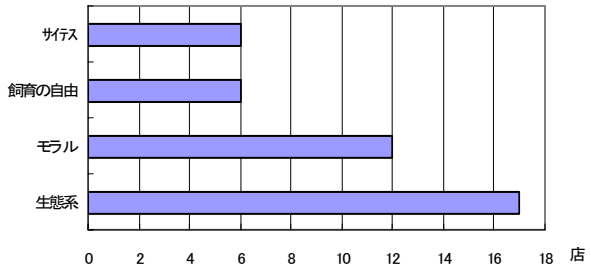

質問　12　日頃爬虫類・両生類を販売されていて、何かご意見ご感想がありましたらぜひお書きください。

違反者には厳しい罰を。モラルがこの趣味の存続のキーだと思います。Ⅰ種の CB 個体の規制が柔軟でない。一般の浸透薄い。
高いのを高く売ることも安いのを安く売ることもないが、値段にこだわる人が多い。登録制は管理できるのでしょうか。
国内ﾌﾞﾘｰﾀﾞｰのレベル向上が昔に比べて上がった。
爬虫類。両生類は販売していない。
犬猫と同様の思い入れで飼育しているお客様が大変多く感じています。
お役立て下さい。
私共は生体の卸会社なので、小売店ではありませんが興味深い内容だったので送信させていただきました。
犬・猫・小動物・魚・・これらの生き物にないペットとしての魅力を十分に持っている分野だと思う。きちんと飼育してくださる方が今からもっと増えて欲しい。
きちっとした飼育方法がわかっていない店が多い。爬虫両生類も、もはや犬猫と同じ愛情を持って飼う人が増えた気がする。
インターネット販売(ｵｰｸｼｮﾝ)が出来る様になり、小売で売る事が大変になった。
爬虫類両生類に限らないが、お客様がどんな飼い方をしているか、よくわからない。購入されていった生体が「死んだ」と聞かされると悲しい。
大事にする人が増えてきたと思います。
こんなもうからない商売はありません。小売のオーナーはその熱い情熱でやっていると思う。
ﾒﾃﾞｨｱで言われている程飼育者は増えていない。飼育者・販売者の意識・研究不足。研究ﾌﾟﾛﾀﾞｸｼｮﾝ活動等の為の自家飼育が多いので販売に関してはあまり。

【獣医師広報板　電子図書】

ご利用上の注意

この論文は関係各位のご厚意により電子図書として公開しています。ご利用の際には以下の事柄にご留意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

＜著作権について＞

1. この論文の著作権は、著作権者である佐藤忍氏にあります。
2. インターネット公開は、佐藤忍氏から獣医師広報板への無償の提供であり、獣医師広報板はこれを無償で提示するものです。
3. 公開している内容の一部あるいは全部について、佐藤忍氏の要請により訂正や削除をすることがあります。
4. 引用や私的使用のための複製など、著作権法上で認められている以外の無断複製・転用等は、これを固くお断りいたします。

＜リンクについて＞

1. この論文に直リンクされる場合には、必ず獣医師広報板のコンテンツであることを明示してください。
2. いわゆるフレームリンクなど、他のコンテンツと組み合わせて表示するリンク、およびリンク元のホームページの一部として表示される形のリンクはお断りします。

＜免責事項＞

獣医師広報板はいかなる場合においても、この論文で述べられている内容・情報等について保証するものではありません。

平成 19 年 8 月　獣医師広報板 (R)
―獣医師広報板は獣医師によるペット総合サイトです―
http://www.vets.ne.jp/